

頁	現 行	修 正 案	修正理由
3	1 計画の目的 (1) 計画の目的 (略) 世界文化自由都市、レジリエンス、「生活者を基点に、参加と協働で未来を切り拓く」との「はばたけ未来へ！ 京（みやこ）プラン2025」における都市経営の理念、SDGsの達成<u>（追加）</u>などを踏まえ、ウイズコロナ社会、アフターコロナ社会においても、地震、台風等の各種の災害から市民の生命、財産と暮らしを守るとともに、災害が発生した場合も被害の最小化と迅速な回復が可能となるよう、災害に強い安心・安全なまちづくりを、市民や事業者、地域団体等と連携・協力しながら進めていく。 (2) 計画の理念 (略) さらに、平成31年3月に策定した「京都市レジリエンス戦略」に基づき、レジリエンスの視点による政策の点検・強化や京都が誇る「地域力」、「市民力」の更なる強化を図ることにより、「誰一人取り残さない」SDGsの達成、「レジリエント・シティ京都」の実現を目指す<u>（追加）</u>。 (略)	1 計画の目的 (1) 計画の目的 (略) 世界文化自由都市、レジリエンス、「生活者を基点に、参加と協働で未来を切り拓く」との「はばたけ未来へ！ 京（みやこ）プラン2025」における都市経営の理念、SDGsの達成、<u>男女共同参画をはじめとした多様な視点</u>などを踏まえ、ウイズコロナ社会、アフターコロナ社会においても、地震、台風等の各種の災害から市民の生命、財産と暮らしを守るとともに、災害が発生した場合も被害の最小化と迅速な回復が可能となるよう、災害に強い安心・安全なまちづくりを、市民や事業者、地域団体等と連携・協力しながら進めていく。 (2) 計画の理念 (略) さらに、平成31年3月に策定した「京都市レジリエンス戦略」に基づいてレジリエンスの視点による政策の点検・強化や京都が誇る「地域力」、「市民力」の更なる強化を図ることにより、「誰一人取り残さない」SDGsの達成、「レジリエント・シティ京都」の実現を目指す<u>とともに、令和3年10月に策定した「京都市SDGs未来都市計画」において「京都市レジリエンス戦略」で掲げる6つの重点的取組分野に沿った様々な施策・取組を進めることとしているため、SDGsとレジリエンス、地方創生の更なる融合により、しなやかに強く持続可能な魅力あふれる都市の実現を目指す。また、災害の予防から復興までの全ての過程において、男女共同参画をはじめとした多様な視点を取り入れた災害対応を目指す。</u> (略)	計画の目的、理念の充実を目指した修正

令和4年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

資料2

頁	現 行	修 正 案	修正理由																				
5	2 計画の内容 (3) 「震災対策編」の基本方針 地震災害の特性は、他の災害に比較してその規模、内容が極めて大きく、いわゆる複合災害（追記）となって一瞬のうちに広範囲にわたって壊滅的打撃を与え、社会機能がマヒ状態に陥ることである。 (略)	2 計画の内容 (3) 「震災対策編」の基本方針 地震災害の特性は、他の災害に比較してその規模、内容が極めて大きく、いわゆる複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）となって一瞬のうちに広範囲にわたって壊滅的打撃を与え、社会機能がマヒ状態に陥ることである。 (略)	複合災害の定義を追記 (防災基本計画の修正に伴う修正)																				
8	6 指定公共機関等 <table><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>西日本旅客鉄道株式会社 <u>京 都 支 社</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td><u>大阪ガス株式会社</u> <u>ネットワークカンパニー 京滋導管部</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	(略)	(略)	西日本旅客鉄道株式会社 <u>京 都 支 社</u>	(略)	(略)	(略)	<u>大阪ガス株式会社</u> <u>ネットワークカンパニー 京滋導管部</u>	(略)	(略)	(略)	6 指定公共機関等 <table><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>西日本旅客鉄道株式会社 <u>京 滋 支 社</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td><u>大阪ガスネットワーク株式会社</u> <u>京 滋 事 業 部</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	(略)	(略)	西日本旅客鉄道株式会社 <u>京 滋 支 社</u>	(略)	(略)	(略)	<u>大阪ガスネットワーク株式会社</u> <u>京 滋 事 業 部</u>	(略)	(略)	(略)	組織名称の変更に伴う修正
(略)	(略)																						
西日本旅客鉄道株式会社 <u>京 都 支 社</u>	(略)																						
(略)	(略)																						
<u>大阪ガス株式会社</u> <u>ネットワークカンパニー 京滋導管部</u>	(略)																						
(略)	(略)																						
(略)	(略)																						
西日本旅客鉄道株式会社 <u>京 滋 支 社</u>	(略)																						
(略)	(略)																						
<u>大阪ガスネットワーク株式会社</u> <u>京 滋 事 業 部</u>	(略)																						
(略)	(略)																						
15	2 社会的特性 (1) 人口分布 ア 人口の分布 京都市の人口は約148万人（平成27年国勢調査）である。 イ 昼間人口の分布 京都市の昼間人口は約161万人（平成27年国勢調査）で、当時の人口の約148万人に対し約13万人上回っており、市外から市内へ通勤・通学などの理由で約25万人が流入している。	2 社会的特性 (1) 人口分布 ア 人口の分布 京都市の人口は約146万人（令和2年国勢調査）である。 イ 昼間人口の分布 京都市の昼間人口は約159万人（令和2年国勢調査）で、当時の人口の約146万人に対し約13万人上回っており、市外から市内へ通勤・通学などの理由で約27万人が流入している。	時点修正																				

令和4年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

資料 2

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																																																																																																														
	昼間の活動時間帯に地震が発生し、道路や鉄道など交通機関のマヒが発生すると、京都市に市外等から流入している通勤・通学者に「帰宅困難」な状況が発生すると予想される。 ウ 高齢者等の分布 京都市の人口を年齢別にみると（<u>平成27年</u>国勢調査）、15歳までの年少人口は約<u>16</u>万人（<u>11.3</u>%）である。また、65歳以上の老年人口は約<u>38</u>万人（<u>26.7</u>%）である。	昼間の活動時間帯に地震が発生し、道路や鉄道など交通機関のマヒが発生すると、京都市に市外等から流入している通勤・通学者に「帰宅困難」な状況が発生すると予想される。 ウ 高齢者等の分布 京都市の人口を年齢別にみると（<u>令和2年</u>国勢調査）、15歳までの年少人口は約<u>15</u>万人（<u>10.5</u>%）である。また、65歳以上の老年人口は約<u>41</u>万人（<u>28.2</u>%）である。																																																																																																																															
15	エ 観光客の分布 京都市の考慮すべき人口等の特性として、観光客による人口の増加がある。観光客の多くは、市内の避難施設等の地理に不案内であると考えられ、適切な情報提供や避難誘導などの必要がある。また、昼間京都市に流入する通勤・通学者と同様に、「帰宅困難」となる可能性が高い。令和元年中に京都市を訪れた観光客は5,352万人で一日平均すると約15万人となり、そのうち約25%が市内への宿泊客である。（※なお、<u>令和2年</u>は新型コロナウイルス感染症の影響により、観光客数の<u>調査</u>は行っていない。）	エ 観光客の分布 京都市の考慮すべき人口等の特性として、観光客による人口の増加がある。観光客の多くは、市内の避難施設等の地理に不案内であると考えられ、適切な情報提供や避難誘導などの必要がある。また、昼間京都市に流入する通勤・通学者と同様に、「帰宅困難」となる可能性が高い。令和元年中に京都市を訪れた観光客は5,352万人で一日平均すると約15万人となり、そのうち約25%が市内への宿泊客である。（※なお、<u>令和2年及び令和3年</u>は新型コロナウイルス感染症の影響により、観光客数の<u>推計</u>は行っていない。）	時点修正																																																																																																																														
15	（京都市の人口・建物分布状況） <table><tr><td></td><td>世帯数</td><td>人 口</td><td>老 年 人口比 (%)</td><td>年 少 人口比 (%)</td><td>昼間人口</td><td>人口比 (%)</td><td>全建物 棟 数</td><td>木造建 物比率 (%)</td></tr><tr><td>北 区</td><td><u>56,804</u></td><td><u>119,474</u></td><td><u>27.7</u></td><td><u>10.7</u></td><td><u>126,169</u></td><td><u>105.6</u></td><td>54,540</td><td>79.5</td></tr><tr><td>上京区</td><td><u>46,849</u></td><td><u>85,113</u></td><td><u>27.1</u></td><td><u>9.6</u></td><td><u>102,849</u></td><td><u>120.8</u></td><td>48,123</td><td>73.3</td></tr><tr><td>左京区</td><td><u>83,423</u></td><td><u>168,266</u></td><td><u>26.9</u></td><td><u>10.7</u></td><td><u>178,891</u></td><td><u>106.3</u></td><td>70,752</td><td>74.1</td></tr><tr><td>中京区</td><td><u>59,085</u></td><td><u>109,341</u></td><td><u>24.7</u></td><td><u>10.5</u></td><td><u>158,150</u></td><td><u>144.6</u></td><td>51,785</td><td>60.2</td></tr><tr><td>東山区</td><td><u>21,381</u></td><td><u>39,044</u></td><td><u>32.8</u></td><td><u>7.8</u></td><td><u>55,196</u></td><td><u>141.4</u></td><td>22,918</td><td>75.2</td></tr><tr><td>山科区</td><td><u>60,451</u></td><td><u>135,471</u></td><td><u>29.1</u></td><td><u>11.6</u></td><td><u>123,262</u></td><td><u>91.0</u></td><td>52,073</td><td>70.3</td></tr></table>		世帯数	人 口	老 年 人口比 (%)	年 少 人口比 (%)	昼間人口	人口比 (%)	全建物 棟 数	木造建 物比率 (%)	北 区	<u>56,804</u>	<u>119,474</u>	<u>27.7</u>	<u>10.7</u>	<u>126,169</u>	<u>105.6</u>	54,540	79.5	上京区	<u>46,849</u>	<u>85,113</u>	<u>27.1</u>	<u>9.6</u>	<u>102,849</u>	<u>120.8</u>	48,123	73.3	左京区	<u>83,423</u>	<u>168,266</u>	<u>26.9</u>	<u>10.7</u>	<u>178,891</u>	<u>106.3</u>	70,752	74.1	中京区	<u>59,085</u>	<u>109,341</u>	<u>24.7</u>	<u>10.5</u>	<u>158,150</u>	<u>144.6</u>	51,785	60.2	東山区	<u>21,381</u>	<u>39,044</u>	<u>32.8</u>	<u>7.8</u>	<u>55,196</u>	<u>141.4</u>	22,918	75.2	山科区	<u>60,451</u>	<u>135,471</u>	<u>29.1</u>	<u>11.6</u>	<u>123,262</u>	<u>91.0</u>	52,073	70.3	（京都市の人口・建物分布状況） <table><tr><td></td><td>世帯数</td><td>人 口</td><td>老 年 人口比 (%)</td><td>年 少 人口比 (%)</td><td>昼間人口</td><td>人口比 (%)</td><td>全建物 棟 数</td><td>木造建 物比率 (%)</td></tr><tr><td>北 区</td><td><u>57,187</u></td><td><u>117,165</u></td><td><u>29.6</u></td><td><u>10.1</u></td><td><u>121,663</u></td><td><u>103.8</u></td><td>54,540</td><td>79.5</td></tr><tr><td>上京区</td><td><u>48,004</u></td><td><u>83,832</u></td><td><u>27.2</u></td><td><u>8.5</u></td><td><u>102,128</u></td><td><u>121.8</u></td><td>48,123</td><td>73.3</td></tr><tr><td>左京区</td><td><u>85,726</u></td><td><u>166,039</u></td><td><u>28.1</u></td><td><u>10.3</u></td><td><u>177,202</u></td><td><u>106.7</u></td><td>70,752</td><td>74.1</td></tr><tr><td>中京区</td><td><u>60,634</u></td><td><u>110,488</u></td><td><u>24.7</u></td><td><u>10.3</u></td><td><u>160,860</u></td><td><u>145.6</u></td><td>51,785</td><td>60.2</td></tr><tr><td>東山区</td><td><u>20,562</u></td><td><u>36,602</u></td><td><u>32.9</u></td><td><u>7.4</u></td><td><u>55,629</u></td><td><u>152.0</u></td><td>22,918</td><td>75.2</td></tr><tr><td>山科区</td><td><u>64,402</u></td><td><u>135,101</u></td><td><u>31.4</u></td><td><u>10.2</u></td><td><u>118,852</u></td><td><u>88.0</u></td><td>52,073</td><td>70.3</td></tr></table>		世帯数	人 口	老 年 人口比 (%)	年 少 人口比 (%)	昼間人口	人口比 (%)	全建物 棟 数	木造建 物比率 (%)	北 区	<u>57,187</u>	<u>117,165</u>	<u>29.6</u>	<u>10.1</u>	<u>121,663</u>	<u>103.8</u>	54,540	79.5	上京区	<u>48,004</u>	<u>83,832</u>	<u>27.2</u>	<u>8.5</u>	<u>102,128</u>	<u>121.8</u>	48,123	73.3	左京区	<u>85,726</u>	<u>166,039</u>	<u>28.1</u>	<u>10.3</u>	<u>177,202</u>	<u>106.7</u>	70,752	74.1	中京区	<u>60,634</u>	<u>110,488</u>	<u>24.7</u>	<u>10.3</u>	<u>160,860</u>	<u>145.6</u>	51,785	60.2	東山区	<u>20,562</u>	<u>36,602</u>	<u>32.9</u>	<u>7.4</u>	<u>55,629</u>	<u>152.0</u>	22,918	75.2	山科区	<u>64,402</u>	<u>135,101</u>	<u>31.4</u>	<u>10.2</u>	<u>118,852</u>	<u>88.0</u>	52,073	70.3	時点修正
	世帯数	人 口	老 年 人口比 (%)	年 少 人口比 (%)	昼間人口	人口比 (%)	全建物 棟 数	木造建 物比率 (%)																																																																																																																									
北 区	<u>56,804</u>	<u>119,474</u>	<u>27.7</u>	<u>10.7</u>	<u>126,169</u>	<u>105.6</u>	54,540	79.5																																																																																																																									
上京区	<u>46,849</u>	<u>85,113</u>	<u>27.1</u>	<u>9.6</u>	<u>102,849</u>	<u>120.8</u>	48,123	73.3																																																																																																																									
左京区	<u>83,423</u>	<u>168,266</u>	<u>26.9</u>	<u>10.7</u>	<u>178,891</u>	<u>106.3</u>	70,752	74.1																																																																																																																									
中京区	<u>59,085</u>	<u>109,341</u>	<u>24.7</u>	<u>10.5</u>	<u>158,150</u>	<u>144.6</u>	51,785	60.2																																																																																																																									
東山区	<u>21,381</u>	<u>39,044</u>	<u>32.8</u>	<u>7.8</u>	<u>55,196</u>	<u>141.4</u>	22,918	75.2																																																																																																																									
山科区	<u>60,451</u>	<u>135,471</u>	<u>29.1</u>	<u>11.6</u>	<u>123,262</u>	<u>91.0</u>	52,073	70.3																																																																																																																									
	世帯数	人 口	老 年 人口比 (%)	年 少 人口比 (%)	昼間人口	人口比 (%)	全建物 棟 数	木造建 物比率 (%)																																																																																																																									
北 区	<u>57,187</u>	<u>117,165</u>	<u>29.6</u>	<u>10.1</u>	<u>121,663</u>	<u>103.8</u>	54,540	79.5																																																																																																																									
上京区	<u>48,004</u>	<u>83,832</u>	<u>27.2</u>	<u>8.5</u>	<u>102,128</u>	<u>121.8</u>	48,123	73.3																																																																																																																									
左京区	<u>85,726</u>	<u>166,039</u>	<u>28.1</u>	<u>10.3</u>	<u>177,202</u>	<u>106.7</u>	70,752	74.1																																																																																																																									
中京区	<u>60,634</u>	<u>110,488</u>	<u>24.7</u>	<u>10.3</u>	<u>160,860</u>	<u>145.6</u>	51,785	60.2																																																																																																																									
東山区	<u>20,562</u>	<u>36,602</u>	<u>32.9</u>	<u>7.4</u>	<u>55,629</u>	<u>152.0</u>	22,918	75.2																																																																																																																									
山科区	<u>64,402</u>	<u>135,101</u>	<u>31.4</u>	<u>10.2</u>	<u>118,852</u>	<u>88.0</u>	52,073	70.3																																																																																																																									

令和4年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

資料2

頁	現 行										修 正 案										修正理由
	下京区	47,206	82,668	23.2	9.8	138,572	167.6	37,174	62.0		下京区	48,309	82,784	22.9	9.4	142,447	172.1	37,174	62.0		
	南 区	47,094	99,927	24.5	11.8	137,208	137.3	45,619	56.1		南 区	50,485	101,970	25.8	11.3	142,669	139.9	45,619	56.1		
	右京区	94,525	204,262	27.0	11.8	191,142	93.6	80,459	71.2		右京区	97,849	202,047	28.9	10.9	185,600	91.9	80,459	71.2		
	西京区	63,109	150,962	25.6	13.3	122,530	81.2	45,954	71.1		西京区	65,082	149,837	28.4	12.3	120,584	80.5	45,954	71.1		
	伏見区	125,947	280,655	26.7	12.1	274,247	97.7	91,946	58.8		伏見区	131,284	277,858	29.2	10.9	267,296	96.2	91,946	58.8		
	合 計	705,874	1,475,183	26.7	11.3	1,608,216	109.0	601,343	67.8		合 計	729,524	1,463,723	28.2	10.5	1,594,930	109.0	601,343	67.8		
	(注) 世帯数、人口、老年人口比、年少人口比、昼間人口及び人口比は平成27年国勢調査、建物は「京都市第3次地震被害想定」で作成したデータベースによる。人口比＝昼間人口÷人口×100										(注) 世帯数、人口、老年人口比、年少人口比、昼間人口及び人口比は令和2年国勢調査、建物は「京都市第3次地震被害想定」で作成したデータベースによる。人口比＝昼間人口÷人口×100										
16	(3) 文化財の分布 非戦災の京都市では世界に誇る文化財が多数存在しており、災害に対する文化財保護への対応は、京都市にとって重要な課題である。令和3年4月1日現在、市内の重要文化財は1,889件であり、行政区別では右京区が、最も多くを占めている。また、重要文化財のうち国宝に指定されているものは216件である。また、京都市では14の社寺等が世界文化遺産に登録されている。										(3) 文化財の分布 非戦災の京都市では世界に誇る文化財が多数存在しており、災害に対する文化財保護への対応は、京都市にとって重要な課題である。令和4年4月1日現在、市内の重要文化財は1,898件であり、行政区別では右京区が、最も多くを占めている。また、重要文化財のうち国宝に指定されているものは216件である。また、京都市では14の社寺等が世界文化遺産に登録されている。										時点修正
88	3 緑地の保全 (略) ※ 生産緑地地区（都市計画局） ○ 令和3年7月1日現在約576.6ha (略)										3 緑地の保全 (略) ※ 生産緑地地区（都市計画局） ○ 令和4年7月1日現在約521.2ha (略)										時点修正
88	4 公共空間の整備 (2) まちなかの公開空地・広場の確保（都市計画局建築指導課） (略) 「京都市総合設計制度取扱要領」（平成26年5月）の運用により、京都										4 公共空間の整備 (2) まちなかの公開空地・広場の確保（都市計画局建築指導課） (略) 「京都市総合設計制度取扱要領」（令和3年4月）の運用により、京都の										時点修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	の特性にあった建築計画を誘導し、都市に緑とうるおいを与え、市街地環境の整備改善を図る。 (略) ※ 公開空地の確保（都市計画局） ○ 令和3年7月1日現在許可実績22件（総合設計制度）	特性にあった建築計画を誘導し、都市に緑とうるおいを与え、市街地環境の整備改善を図る。 (略) ※ 公開空地の確保（都市計画局） ○ 令和4年7月1日現在許可実績22件（総合設計制度）	
90	3 災害に強い市街地への誘導 (略) ※ 防火・準防火地域の指定（都市計画局） ○ 令和3年7月1日現在、防火地域は市内幹線道路沿道を中心に約169ha、準防火地域は住宅密集地を中心に約7,208haを指定 ※ 高度利用地区（都市計画局） ○ 令和3年7月1日現在、山科駅前地区（約2.8ha）、太秦東部地区（約0.9ha）、京都駅周辺地区（約88.7ha）及び七条新千本地区（約0.7ha）を高度利用地区に指定 ※ 特定街区（都市計画局） ○ 令和3年7月1日現在、京都駅地区特定街区（約4.1ha）を指定	3 災害に強い市街地への誘導 (略) ※ 防火・準防火地域の指定（都市計画局） ○ 令和4年7月1日現在、防火地域は市内幹線道路沿道を中心に約176ha、準防火地域は住宅密集地を中心に約7,205haを指定 ※ 高度利用地区（都市計画局） ○ 令和4年7月1日現在、山科駅前地区（約2.8ha）、太秦東部地区（約0.9ha）、京都駅周辺地区（約88.7ha）及び七条新千本地区（約0.7ha）を高度利用地区に指定 ※ 特定街区（都市計画局） ○ 令和4年7月1日現在、京都駅地区特定街区（約4.1ha）を指定	時点修正
91	2 まちづくり制度の活用 (略) ※ 地区計画制度（都市計画局） ○ 令和3年7月1日現在で、西京桂坂地区計画をはじめ、周辺部における低層住宅の良好な住環境の形成、誘導を図ることを目的とした地区等65地区の地区計画が決定されている。 (略)	2 まちづくり制度の活用 (略) ※ 地区計画制度（都市計画局） ○ 令和4年7月1日現在で、西京桂坂地区計画をはじめ、周辺部における低層住宅の良好な住環境の形成、誘導を図ることを目的とした地区等69地区の地区計画が決定されている。 (略)	時点修正

令和4年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

資料2

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	※ 建築協定（都市計画局） ○ 令和3年7月1日現在72地区で建築協定を締結。	※ 建築協定（都市計画局） ○ 令和4年7月1日現在74地区で建築協定を締結。	
93	1 公共建築物の耐震化 (1) 新築建築物の耐震化の促進（都市計画局公共建築部） 公共建築物については、災害時の役割や市民生活への影響が大きいため、その用途に応じ、「 <u>官庁施設の総合耐震計画基準（平成19年12月国土交通省）</u> 」に基づいて総合的な耐震性の向上を図るとともに、京都市第3次地震被害想定における地震動予測を反映したものとする。	1 公共建築物の耐震化 (1) 新築建築物の耐震化の促進（都市計画局公共建築部） 公共建築物については、災害時の役割や市民生活への影響が大きいため、その用途に応じ、「 <u>官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月29日国営計第126号、国営整第198号、国営設第135号）</u> 」に基づいて総合的な耐震性の向上を図るとともに、京都市第3次地震被害想定における地震動予測を反映したものとする。	関係基準の改正による修正
94	2 既存建築物の耐震化の促進 (1) 「京都市建築物耐震改修促進計画～京都に息づく「ひと」と「まち」の“いのち”を守る～」の推進（都市計画局（建築安全推進課）、建築審査課） （略）住宅及び特定建築物の耐震化率は <u>平成37年度末</u> までに95.0%、市有建築物の耐震化率は <u>平成32年度末までに95.0%を掲げ</u> 、特に阪神・淡路大震災でも多くの被害がみられた昭和56年5月31日以前に着工した住宅・建築物について重点的に耐震化を促進していく。	2 既存建築物の耐震化の促進 (1) 「京都市建築物耐震改修促進計画～京都に息づく「ひと」と「まち」の“いのち”を守る～」の推進（都市計画局（建築安全推進課）、建築審査課） （略）住宅及び特定建築物の耐震化率は <u>令和7年度末</u> までに95.0%、市有建築物の耐震化率は <u>利活用の方針を検討中のものを除き、できるだけ早期に100%を達成することを掲げ</u> 、特に阪神・淡路大震災でも多くの被害がみられた昭和56年5月31日以前に着工した住宅・建築物について重点的に耐震化を促進していく。	時点修正
95	(3) 住宅の耐震化（木造住宅・京町家）（都市計画局建築安全推進課） ア 耐震診断士の派遣 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅・ <u>京町家の所有者で耐震診断を希望する方に対して、耐震診断士を派遣している。この事業の実施に当たっては、耐震診断士を養成する講習会を開催し、講習修了者を耐震診断士として登録している。</u>	(3) 住宅の耐震化（木造住宅・京町家）（都市計画局建築安全推進課） ア 耐震診断士の派遣 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅 <u>及び昭和25年11月25日以前に着工された京町家を対象に耐震診断士を無料で派遣している。（削除）</u>	制度変更に伴う修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	また、<u>平成27年度から</u>、一定額の負担で、耐震診断士が引き続き耐震改修計画作成を行う制度を実施している。 イ 耐震改修の助成 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅・京町家を対象として、耐震性及び防火性が確実に 向上する様々な工事を助成対象としてあらかじめメニュー化し、手続が簡単で利用者の費用負担が少ない改修助成制度「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援事業」を実施している。	また、<u>京町家に限り</u>、一定額の負担で、耐震診断士が引き続き耐震改修計画作成を行う制度を実施している。 イ 耐震改修の助成 昭和 56 年5月31日以前に着工された木造住宅・京町家を対象として、耐震性及び防火性が確実に 向上する様々な工事を助成対象としてあらかじめメニュー化し、手続が簡単で利用者の費用負担が少ない改修助成制度「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援事業」を実施している <u>（現在は休止中）</u>。	
95	(4) 住宅の耐震化（分譲マンション）（都市計画局建築安全推進課） <u>ア 耐震診断の助成</u> 昭和56年5月31日以前に着工された分譲マンションを対象として、<u>その管理組合に耐震診断に</u>要する費用の一部を助成している。 <u>イ 耐震改修計画作成の助成</u> <u>昭和56年5月31日以前に着工された分譲マンションを対象として、その管理組合に耐震改修計画の作成に要する費用の一部を助成している。</u> <u>ウ 耐震改修の助成</u> <u>昭和56年5月31日以前に着工された分譲マンションを対象として、その管理組合に耐震改修工事に要する費用の一部を助成している。</u>	(4) 住宅の耐震化（分譲マンション）（都市計画局建築安全推進課） <u>（削除）</u> 昭和56年5月31日以前に着工された分譲マンションを対象に、<u>耐震診断、耐震改修計画作成及び耐震改修に</u>要する費用の一部を助成している。 <u>（削除）</u> <u>（削除）</u>	制度変更に伴う修正
95	(5) 不特定多数の者が利用する大規模建築物の耐震化（耐震診断が義務付けられた建築物）（都市計画局建築安全推進課） ア 耐震改修計画作成 <u>（追記）</u> の助成 <u>平成26年度から</u>、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき耐	(5) 不特定多数の者が利用する大規模建築物の耐震化（耐震診断が義務付けられた建築物）（都市計画局建築安全推進課） ア 耐震改修計画作成 <u>及び耐震改修</u> の助成 <u>（削除）</u> 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき耐震診断が	制度変更に伴う修正

令和4年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

資料2

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	震診断が義務付けられた昭和56年5月31日以前に着工された不特定多数の者が利用する大規模建築物を対象として、その所有者等に耐震改修計画に要する費用の一部を助成する制度を実施している。 <u>イ 耐震改修の助成</u> <u>平成26年度から、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき震診断が義務付けられた昭和56年5月31日以前に着工された不特定多数の者が利用する大規模建築物を対象として、その所有者等に耐震改修に要する費用の一部を助成する制度を実施している。</u> <u>ウ 耐震診断結果公表</u> (略)	義務付けられた昭和56年5月31日以前に着工された不特定多数の者が利用する大規模建築物を対象に、耐震改修計画及び耐震改修に要する費用の一部を助成する制度を実施している。 <u>(削除)</u> <u>イ 耐震診断結果公表</u> (略)	
95	(6) 特定既存耐震不適格建築物の耐震化（耐震診断が努力義務の建築物） (都市計画局建築安全推進課) <u>ア 耐震診断の助成</u> 特定既存耐震不適格建築物のうち、昭和56年5月31日以前に着工された災害時に防災拠点となる病院、避難所、倒壊により緊急輸送道路等を閉塞する恐れのある建築物、ホテル及び旅館で一定の要件を満たすものを対象として、その所有者等に耐震診断に要する費用の一部を助成している。 <u>イ 耐震改修計画作成の助成</u> <u>特定既存耐震不適格建築物のうち、昭和56年5月31日以前に着工された倒壊により緊急輸送道路等（重要路線に限る。）を閉塞する恐れのある建築物、ホテル及び旅館で一定の要件を満たすものを対象として、その所有者等に耐震改修計画の作成に要する費用を助成している。</u> <u>ウ 耐震改修の助成</u> <u>特定既存耐震不適格建築物のうち、昭和56年5月31日以前に着工され</u>	(6) 特定既存耐震不適格建築物の耐震化（耐震診断が努力義務の建築物） (都市計画局建築安全推進課) <u>(削除)</u> 特定既存耐震不適格建築物のうち、昭和56年5月31日以前に着工された災害時に防災拠点となる病院、避難所、倒壊により緊急輸送道路等を閉塞する恐れのある建築物、ホテル及び旅館で一定の要件を満たすものを対象に、耐震診断、耐震改修計画作成及び耐震改修に要する費用の一部を助成している（現在は休止中）。 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	制度変更に伴う修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<u>た倒壊により緊急輸送道路等（重要路線に限る。）を閉塞する恐れのある建築物、ホテル及び旅館で一定の要件を満たすものを対象として、その所有者等に耐震改修工事に要する費用の一部を助成している。</u>		
96	(7) 耐震診断を義務化する道路沿道建築物の耐震化（都市計画局建築安全推進課） ア 沿道建築物の耐震診断を義務化する道路の指定 <u>令和3</u>年3月に京都市建築物耐震改修促進計画を一部改訂し、災害時の初動に重要な拠点施設等を結ぶ道路の緊急車両等の通行を確保するため、京都府との連携の下、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、沿道建築物の耐震診断を義務化する道路を指定した。 診断結果の報告期限である令和5年3月31日までに、対象建築物の耐震診断が適切に実施されるよう指導等を行う。 イ 耐震診断 <u>（追記）</u> の助成 <u>平成29年度から、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき耐震診断を義務付けた道路沿道の建築物のうち、昭和56年5月31日以前に着工された、倒壊により当該道路を閉塞する恐れのある建築物を対象として、その所有者等に耐震診断に要する費用を助成している。</u> ウ 耐震改修計画作成の助成 <u>平成30年度から、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき耐震診断を義務付けた道路沿道の建築物のうち、昭和56年5月31日以前に着工された、倒壊により当該道路を閉塞する恐れのある建築物を対象として、その所有者等に耐震改修計画の作成に要する費用の一部を助成している。</u> エ 耐震改修の助成 <u>平成30年度から、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき耐</u>	(7) 耐震診断を義務化する道路沿道建築物の耐震化（都市計画局建築安全推進課） ア 沿道建築物の耐震診断を義務化する道路の指定 <u>平成29</u>年3月に京都市建築物耐震改修促進計画を一部改訂し、災害時の初動に重要な拠点施設等を結ぶ道路の緊急車両等の通行を確保するため、京都府との連携の下、建築物耐震改修の促進に関する法律に基づき、沿道建築物の耐震診断を義務化する道路を指定した。 診断結果の報告期限である令和5年3月31日までに、対象建築物の耐震診断が適切に実施されるよう指導等を行う。 イ 耐震診断、<u>耐震改修計画作成及び耐震改修</u>の助成 <u>（削除）</u> 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき耐震診断を義務付けた道路沿道の建築物のうち、昭和56年5月31日以前に着工された、倒壊により当該道路を閉塞する恐れのある建築物を対象に、<u>耐震診断、耐震改修計画作成及び耐震改修</u>に要する費用を助成している。 <u>（削除）</u> <u>（削除）</u>	制度変更に伴う修正

令和4年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

資料2

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<u>震診断を義務付けた道路沿道の建築物のうち、昭和56年5月31日以前に着工された、倒壊により当該道路を閉塞する恐れのある建築物を対象として、その所有者等に耐震改修工事に要する費用の一部を助成している。</u>		
96	3 工作物・設備等の安全化対策 (1) ブロック塀等の安全化対策（都市計画局（建築安全推進課、まち再生・創造推進室）） ブロック塀、石塀の倒壊は人的被害の発生要因となるだけでなく、道路を塞ぎ緊急車両等の通行障害となる。したがって、倒壊のおそれのあるブロック塀、石塀等の所有者に対して必要な指導を行う。 <u>また、金属塀等の組積造以外の塀や生垣への改善に支援を行う。</u>	3 工作物・設備等の安全化対策 (1) ブロック塀等の安全化対策（都市計画局（建築安全推進課、まち再生・創造推進室）） ブロック塀、石塀の倒壊は人的被害の発生要因となるだけでなく、道路を塞ぎ緊急車両等の通行障害となる。したがって、倒壊のおそれのあるブロック塀、石塀等の所有者に対して必要な指導を行う。 <u>(削除)</u>	制度廃止に伴う修正
97	(2) 落下物等の防止対策（都市計画局建築安全推進課） 窓ガラス、屋外広告物、外装材の落下防止については、定期報告（不特定又は多数の者が利用する施設で一定要件に該当するもの） <u>や査察によって、必要に応じて指導を行う。</u>	(2) 落下物等の防止対策（都市計画局建築安全推進課） 窓ガラス、屋外広告物、外装材の落下防止については、定期報告（不特定又は多数の者が利用する施設で一定要件に該当するもの） <u>の徹底により、未然に防止し、必要に応じて立入検査や指導を行う。</u>	字句修正
98 99 100	1 宅地造成工事等による災害の防止（都市計画局開発指導課） (略) <u>(5から移動)</u> 2 地すべり防止区域 (略) 3 急傾斜地崩壊危険区域の指定（行財政局防災危機管理室、都市計画局開発指導課） <u>(追記)</u>	1 宅地造成工事等による災害の防止（都市計画局開発指導課） (略) 2 土石流危険渓流対策と砂防事業 <u>(略)</u> 3 地すべり防止区域 (略) 4 急傾斜地崩壊危険区域 (削除) <u>(1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定（行財政局防災危機管理室、都市計画局開発指導課）</u>	項目記載順序の変更、指定区域の追加及び字句修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																																												
	<u>急傾斜地の崩壊により相当数の居住者等に被害が生じる地域やこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊を助長、誘発するおそれのある地域については、必要に応じて京都府に対し、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく「急傾斜地崩壊危険区域」の指定や必要な措置を要請していく。</u> （急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき指定された区域） <table><tr><th>危険区域名</th><th>所在地</th><th>面積</th><th>指定年月日</th><th>備考</th></tr><tr><td>丸山地区</td><td>左京区北白川丸山町</td><td>3.04ha</td><td>昭和54年9月11日</td><td>追加指定平成14年3月22日</td></tr><tr><td colspan="5">(略)</td></tr><tr><td>下黒田地区</td><td>右京区京北下黒田町地内</td><td>3.02ha</td><td>平成11年12月3日</td><td></td></tr><tr><td><u>(追加)</u></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td><u>(追加)</u></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (京都府指定) <u>京都府が実施した調査（平成15年度公表）では、京都市域内には、637箇所の急傾斜地崩壊危険箇所（急傾斜地崩壊危険区域の指定基準に該当する箇所は、281箇所（危険区域指定済み箇所を除く。））がある。</u> <u>今後、急傾斜地崩壊危険区域の調査や各区災害危険箇所の状況、地元意見聴取等のうえ、緊急を要する箇所から指定、崩壊防止工事等の実施を京都府に対し要請していく。</u> <u>4 治山対策（産業観光局林業振興課）</u> (略) <u>5 土石流危険渓流対策と砂防事業</u> (略) 6 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定等	危険区域名	所在地	面積	指定年月日	備考	丸山地区	左京区北白川丸山町	3.04ha	昭和54年9月11日	追加指定平成14年3月22日	(略)					下黒田地区	右京区京北下黒田町地内	3.02ha	平成11年12月3日		<u>(追加)</u>					<u>(追加)</u>					<u>土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）及び各区災害危険箇所の状況を踏まえ、各区防災会議等と協議し、急傾斜地崩壊対策事業を優先的に実施すべき箇所を京都府に要望する。</u> （急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき指定された区域） <table><tr><th>危険区域名</th><th>所在地</th><th>面積</th><th>指定年月日</th><th>備考</th></tr><tr><td>丸山地区</td><td>左京区北白川丸山町</td><td>3.04ha</td><td>昭和54年9月11日</td><td>追加指定平成14年3月22日</td></tr><tr><td colspan="5">(略)</td></tr><tr><td>下黒田地区</td><td>右京区京北下黒田町地内</td><td>3.02ha</td><td>平成11年12月3日</td><td></td></tr><tr><td><u>松室Ⅰ地区</u></td><td><u>西京区松室山添町地内</u></td><td><u>0.85ha</u></td><td><u>令和2年7月21日</u></td><td></td></tr><tr><td><u>松室Ⅱ地区</u></td><td><u>西京区松室山添町地内</u></td><td><u>1.81ha</u></td><td><u>令和2年7月21日</u></td><td></td></tr></table> (京都府指定) (削除) <u>5 治山対策（産業観光局林業振興課）</u> (略) <u>(2に移動)</u> 6 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定等	危険区域名	所在地	面積	指定年月日	備考	丸山地区	左京区北白川丸山町	3.04ha	昭和54年9月11日	追加指定平成14年3月22日	(略)					下黒田地区	右京区京北下黒田町地内	3.02ha	平成11年12月3日		<u>松室Ⅰ地区</u>	<u>西京区松室山添町地内</u>	<u>0.85ha</u>	<u>令和2年7月21日</u>		<u>松室Ⅱ地区</u>	<u>西京区松室山添町地内</u>	<u>1.81ha</u>	<u>令和2年7月21日</u>		
危険区域名	所在地	面積	指定年月日	備考																																																											
丸山地区	左京区北白川丸山町	3.04ha	昭和54年9月11日	追加指定平成14年3月22日																																																											
(略)																																																															
下黒田地区	右京区京北下黒田町地内	3.02ha	平成11年12月3日																																																												
<u>(追加)</u>																																																															
<u>(追加)</u>																																																															
危険区域名	所在地	面積	指定年月日	備考																																																											
丸山地区	左京区北白川丸山町	3.04ha	昭和54年9月11日	追加指定平成14年3月22日																																																											
(略)																																																															
下黒田地区	右京区京北下黒田町地内	3.02ha	平成11年12月3日																																																												
<u>松室Ⅰ地区</u>	<u>西京区松室山添町地内</u>	<u>0.85ha</u>	<u>令和2年7月21日</u>																																																												
<u>松室Ⅱ地区</u>	<u>西京区松室山添町地内</u>	<u>1.81ha</u>	<u>令和2年7月21日</u>																																																												

令和4年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

資料2

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																																																								
	(1) 土砂災害警戒区域等の指定（行財政局防災危機管理室、区役所） ア 土砂災害警戒区域の指定 土砂災害防止法に基づき、京都府が砂防基礎調査を行い、土砂災害警戒区域を指定して<u>おり、本市域では平成29年3月31日付けで、すべての危険箇所の指定が完了している。</u> （略）	(1) 土砂災害警戒区域等の指定（行財政局防災危機管理室、区役所） ア 土砂災害警戒区域の指定 土砂災害防止法に基づき、京都府が砂防基礎調査を行い、土砂災害警戒区域を指定<u>する。</u> （略）																																																																									
101	3 宅地危険箇所の防災パトロール（都市計画局開発指導課、<u>区役所</u>） （略） （<u>危険宅地の現状</u>（がけ崩れ、擁壁等の亀裂等）） <table border="1"> <thead> <tr> <th>行政区</th><th>擁壁等の亀裂</th><th>がけ崩れ等</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北 区</td><td><u>3</u></td><td><u>5</u></td><td><u>8</u></td></tr> <tr> <td>左京区</td><td><u>1</u></td><td><u>3</u></td><td><u>4</u></td></tr> <tr> <td>東山区</td><td><u>4</u></td><td><u>7</u></td><td><u>11</u></td></tr> <tr> <td>山科区</td><td><u>0</u></td><td><u>4</u></td><td><u>4</u></td></tr> <tr> <td>右京区</td><td><u>2</u></td><td><u>3</u></td><td><u>5</u></td></tr> <tr> <td>西京区</td><td><u>4</u></td><td><u>7</u></td><td><u>11</u></td></tr> <tr> <td>伏見区</td><td><u>1</u></td><td><u>6</u></td><td><u>7</u></td></tr> <tr> <td>計</td><td><u>15</u></td><td><u>35</u></td><td><u>50</u></td></tr> </tbody> </table> （令和3年7月1日現在）	行政区	擁壁等の亀裂	がけ崩れ等	計	北 区	<u>3</u>	<u>5</u>	<u>8</u>	左京区	<u>1</u>	<u>3</u>	<u>4</u>	東山区	<u>4</u>	<u>7</u>	<u>11</u>	山科区	<u>0</u>	<u>4</u>	<u>4</u>	右京区	<u>2</u>	<u>3</u>	<u>5</u>	西京区	<u>4</u>	<u>7</u>	<u>11</u>	伏見区	<u>1</u>	<u>6</u>	<u>7</u>	計	<u>15</u>	<u>35</u>	<u>50</u>	3 宅地危険箇所の防災パトロール（都市計画局開発指導課（<u>削除</u>）） （略） （<u>防災パトロールの実施状況</u>（がけ崩れ、擁壁等の亀裂等）） <table border="1"> <thead> <tr> <th>行政区</th><th>擁壁の亀裂等</th><th>がけ崩れ等</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北 区</td><td><u>10</u></td><td><u>25</u></td><td><u>35</u></td></tr> <tr> <td>左京区</td><td><u>1</u></td><td><u>19</u></td><td><u>20</u></td></tr> <tr> <td>東山区</td><td><u>39</u></td><td><u>22</u></td><td><u>61</u></td></tr> <tr> <td>山科区</td><td><u>21</u></td><td><u>16</u></td><td><u>37</u></td></tr> <tr> <td>右京区</td><td><u>2</u></td><td><u>26</u></td><td><u>28</u></td></tr> <tr> <td>西京区</td><td><u>12</u></td><td><u>23</u></td><td><u>35</u></td></tr> <tr> <td>伏見区</td><td><u>6</u></td><td><u>16</u></td><td><u>22</u></td></tr> <tr> <td>計</td><td><u>91</u></td><td><u>147</u></td><td><u>238</u></td></tr> </tbody> </table> （令和3年7月1日～令和4年6月30日）	行政区	擁壁の亀裂等	がけ崩れ等	計	北 区	<u>10</u>	<u>25</u>	<u>35</u>	左京区	<u>1</u>	<u>19</u>	<u>20</u>	東山区	<u>39</u>	<u>22</u>	<u>61</u>	山科区	<u>21</u>	<u>16</u>	<u>37</u>	右京区	<u>2</u>	<u>26</u>	<u>28</u>	西京区	<u>12</u>	<u>23</u>	<u>35</u>	伏見区	<u>6</u>	<u>16</u>	<u>22</u>	計	<u>91</u>	<u>147</u>	<u>238</u>	字句修正 及び時点 修正
行政区	擁壁等の亀裂	がけ崩れ等	計																																																																								
北 区	<u>3</u>	<u>5</u>	<u>8</u>																																																																								
左京区	<u>1</u>	<u>3</u>	<u>4</u>																																																																								
東山区	<u>4</u>	<u>7</u>	<u>11</u>																																																																								
山科区	<u>0</u>	<u>4</u>	<u>4</u>																																																																								
右京区	<u>2</u>	<u>3</u>	<u>5</u>																																																																								
西京区	<u>4</u>	<u>7</u>	<u>11</u>																																																																								
伏見区	<u>1</u>	<u>6</u>	<u>7</u>																																																																								
計	<u>15</u>	<u>35</u>	<u>50</u>																																																																								
行政区	擁壁の亀裂等	がけ崩れ等	計																																																																								
北 区	<u>10</u>	<u>25</u>	<u>35</u>																																																																								
左京区	<u>1</u>	<u>19</u>	<u>20</u>																																																																								
東山区	<u>39</u>	<u>22</u>	<u>61</u>																																																																								
山科区	<u>21</u>	<u>16</u>	<u>37</u>																																																																								
右京区	<u>2</u>	<u>26</u>	<u>28</u>																																																																								
西京区	<u>12</u>	<u>23</u>	<u>35</u>																																																																								
伏見区	<u>6</u>	<u>16</u>	<u>22</u>																																																																								
計	<u>91</u>	<u>147</u>	<u>238</u>																																																																								
102	4 宅地の安全性の確保 （略） (8) 土砂災害特別警戒区域内建築物安全対策補助事業（都市計画局建築安全推進課） 土砂災害特別警戒区域内で<u>建築物を新築</u>する場合は、建築基準法に基	4 宅地の安全性の確保 （略） (8) 土砂災害特別警戒区域内建築物安全対策補助事業（都市計画局建築安全推進課） 土砂災害特別警戒区域内で<u>建築</u>する場合は、建築基準法に基づき、土	字句修正																																																																								

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																																										
	づき、土砂災害に耐えうる構造とすることが義務付けられている。（略）	砂災害に耐えうる構造とすることが義務付けられている。 （略）																																																											
104	5 道路情報提供装置の整備（建設局土木管理課） （略） （略） ※ 道路・橋りょう等整備事業（建設局） ○ 災害防除事業（令和2年度：一般国道162号ほか11路線） （略）	5 道路情報提供装置の整備（建設局土木管理課） （略） （略） ※ 道路・橋りょう等整備事業（建設局） ○ 災害防除事業（令和3年度：一般国道162号ほか16路線） （略）	時点修正																																																										
105	2 農林施設の防災対策 （略） (2) 防災機能強化と緊急時連絡体制の確立（産業観光局農林企画課） 市内総数112箇所のため池については、パトロールを実施し、危険箇所 の点検を行う。また、防災重点農業用ため池に選定されている24 箇所のうち受益地が市外にある2箇所を除く22箇所については、改修 や補強等を管理者等に指導する。さらに、防災重点農業用ため池につ いては、緊急時に必要な措置が講じられるように連絡体制を整備する ほか、震度5弱以上が観測された地震発生時には、ため池の緊急点検 の実施を管理者等に指導する。 ○防災重点農業用ため池一覧（24箇所） <table><tr><th>名称</th><th>所在地</th><td rowspan="7">（略）</td><th>名称</th><th>所在地</th></tr><tr><td>小池</td><td>北区上賀茂本山</td><td>薬師谷池</td><td>西京区大原野灰方町</td></tr><tr><td>権土池</td><td>左京区岩倉上蔵町</td><td>射場ノ池</td><td>西京区大原野南春日町</td></tr><tr><td>飛弾池</td><td>左京区岩倉長谷町</td><td>米谷池</td><td>西京区大原野南春日町</td></tr><tr><td>とどき池</td><td>左京区岩倉花園町</td><td>千原池</td><td>西京区大原野南春日町</td></tr><tr><td>大沢池</td><td>右京区嵯峨大沢町</td><td>南春日ノ新池</td><td>西京区大原野南春日町</td></tr><tr><td>広沢池</td><td>右京区嵯峨広沢町</td><td>宮池</td><td>西京区大原野南春日町</td></tr></table>	名称	所在地	（略）	名称	所在地	小池	北区上賀茂本山	薬師谷池	西京区大原野灰方町	権土池	左京区岩倉上蔵町	射場ノ池	西京区大原野南春日町	飛弾池	左京区岩倉長谷町	米谷池	西京区大原野南春日町	とどき池	左京区岩倉花園町	千原池	西京区大原野南春日町	大沢池	右京区嵯峨大沢町	南春日ノ新池	西京区大原野南春日町	広沢池	右京区嵯峨広沢町	宮池	西京区大原野南春日町	2 農林施設の防災対策 （略） (2) 防災機能強化と緊急時連絡体制の確立（産業観光局農林企画課） 市内総数113箇所のため池については、パトロールを実施し、危険箇所 の点検を行う。また、防災重点農業用ため池に選定されている25 箇所のうち受益地が市外にある3箇所を除く22箇所については、改修 や補強等を管理者等に指導する。さらに、防災重点農業用ため池につ いては、緊急時に必要な措置が講じられるように連絡体制を整備する ほか、震度5弱以上が観測された地震発生時には、ため池の緊急点検 の実施を管理者等に指導する。 ○防災重点農業用ため池一覧（25箇所） <table><tr><th>名称</th><th>所在地</th><td rowspan="7">（略）</td><th>名称</th><th>所在地</th></tr><tr><td>小池</td><td>北区上賀茂本山</td><td>三田戸下池</td><td>西京区大原野上羽町</td></tr><tr><td>権土池</td><td>左京区岩倉上蔵町</td><td>薬師谷池</td><td>西京区大原野灰方町</td></tr><tr><td>飛弾池</td><td>左京区岩倉長谷町</td><td>射場ノ池</td><td>西京区大原野南春日町</td></tr><tr><td>とどき池</td><td>左京区岩倉花園町</td><td>米谷池</td><td>西京区大原野南春日町</td></tr><tr><td>大沢池</td><td>右京区嵯峨大沢町</td><td>千原池</td><td>西京区大原野南春日町</td></tr><tr><td>広沢池</td><td>右京区嵯峨広沢町</td><td>南春日ノ新池</td><td>西京区大原野南春日町</td></tr></table>	名称	所在地	（略）	名称	所在地	小池	北区上賀茂本山	三田戸下池	西京区大原野上羽町	権土池	左京区岩倉上蔵町	薬師谷池	西京区大原野灰方町	飛弾池	左京区岩倉長谷町	射場ノ池	西京区大原野南春日町	とどき池	左京区岩倉花園町	米谷池	西京区大原野南春日町	大沢池	右京区嵯峨大沢町	千原池	西京区大原野南春日町	広沢池	右京区嵯峨広沢町	南春日ノ新池	西京区大原野南春日町	時点修正
名称	所在地	（略）	名称		所在地																																																								
小池	北区上賀茂本山		薬師谷池		西京区大原野灰方町																																																								
権土池	左京区岩倉上蔵町		射場ノ池		西京区大原野南春日町																																																								
飛弾池	左京区岩倉長谷町		米谷池		西京区大原野南春日町																																																								
とどき池	左京区岩倉花園町		千原池		西京区大原野南春日町																																																								
大沢池	右京区嵯峨大沢町		南春日ノ新池		西京区大原野南春日町																																																								
広沢池	右京区嵯峨広沢町		宮池	西京区大原野南春日町																																																									
名称	所在地	（略）	名称	所在地																																																									
小池	北区上賀茂本山		三田戸下池	西京区大原野上羽町																																																									
権土池	左京区岩倉上蔵町		薬師谷池	西京区大原野灰方町																																																									
飛弾池	左京区岩倉長谷町		射場ノ池	西京区大原野南春日町																																																									
とどき池	左京区岩倉花園町		米谷池	西京区大原野南春日町																																																									
大沢池	右京区嵯峨大沢町		千原池	西京区大原野南春日町																																																									
広沢池	右京区嵯峨広沢町		南春日ノ新池	西京区大原野南春日町																																																									

令和4年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

資料 2

頁	現 行						修 正 案						修正理由
		(追記)						廻り池※	右京区嵯峨越畑鍋浦他		宮池	西京区大原野南春日町	
		西ヶ谷池※	右京区嵯峨越畑桃原					西ヶ谷池※	右京区嵯峨越畑桃原		(野線削除)		
		桃原池※	右京区嵯峨嵯原西桃原					桃原池※	右京区嵯峨嵯原西桃原				
	※受益地が市外にあるため、市外農家団体等に対応。						※受益地が市外にあるため、市外農家団体等に対応。						
106	1 市民に対する防災知識の普及啓発 (1) 市民に対する防災知識の普及啓発（(略)、消防局（総務課、 <u>市民安全課</u> ）） （略） (2) 要配慮者に対する防災知識の普及等（(略)、消防局（総務課、 <u>市民安全課</u> ）） （略）						1 市民に対する防災知識の普及啓発 (1) 市民に対する防災知識の普及啓発（(略)、消防局（総務課、 <u>消防団・自主防災推進室</u> ）） （略） (2) 要配慮者に対する防災知識の普及等（(略)、消防局（総務課、 <u>消防団・自主防災推進室</u> ）） （略）						組織改正に伴う修正
107	2 市民に対する防災教育 （略） (2) 地域の災害対応力向上のための防火・防災教育（(略)、消防局（総務課、 <u>市民安全課</u> ）） （略）						2 市民に対する防災教育 （略） (2) 地域の災害対応力向上のための防火・防災教育（(略)、消防局（総務課、 <u>消防団・自主防災推進室</u> ）） （略）						組織改正に伴う修正
108	4 学校等における防災教育 （略） (1) 児童生徒に対する防災教育（(略)、消防局 <u>市民安全課</u> ） （略）						4 学校等における防災教育 （略） (1) 児童生徒に対する防災教育（(略)、消防局 <u>消防団・自主防災推進室</u> ） （略）						組織改正に伴う修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由
108	5 市職員に対する防災教育 (略) (2) 市職員に対する防災教育（(略)、消防局（総務課、<u>市民安全課、技術指導課</u>）） (略)	5 市職員に対する防災教育 (略) (2) 市職員に対する防災教育（(略)、消防局（総務課、<u>消防団・自主防災推進室、教育管理課</u>）） (略)	組織改正に伴う修正
111 112	1 自主防災組織の育成指導 (1) 自主防災組織の育成（区役所、消防局（<u>市民安全課</u>、消防署）） (略) (2) 自主防災組織への助成（消防局（<u>市民安全課</u>、消防署）） (略) (3) 自主防災組織用器材整備（消防局（<u>市民安全課</u>、消防署）） (略)	1 自主防災組織の育成指導 (1) 自主防災組織の育成（区役所、消防局（<u>消防団・自主防災推進室</u>、消防署）） (略) (2) 自主防災組織への助成（消防局（<u>消防団・自主防災推進室</u>、消防署）） (略) (3) 自主防災組織用器材整備（消防局（<u>消防団・自主防災推進室</u>、消防署）） (略)	組織改正に伴う修正
113	1 市民防災センターにおける防災啓発の推進 (1) 市民防災センターの活用（消防局（総務課、<u>技術指導課</u>）） (略) (2) 市民防災体験の推進（消防局<u>総務課</u>） (略)	1 市民防災センターにおける防災啓発の推進 (1) 市民防災センターの活用（消防局（総務課、<u>消防団・自主防災推進室、教育管理課</u>）） (略) (2) 市民防災体験の推進（消防局（<u>総務課、消防団・自主防災推進室</u>）） (略)	組織改正に伴う修正
114	(3) 応急手当普及啓発の推進（消防局<u>技術指導課</u>） (略) 2 消防活動総合センターにおける防災啓発（消防局（<u>市民安全課、技術指導課</u>）） (略)	(3) 応急手当普及啓発の推進（消防局<u>教育管理課</u>） (略) 2 消防活動総合センターにおける防災啓発（消防局（<u>消防団・自主防災推進室、教育管理課</u>）） (略)	組織改正に伴う修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																																																																			
114	<u>(追記)</u>	<u>4 京都市男女共同参画センターにおける防災啓発</u> <u>(文化市民局共生社会推進室男女共同参画担当)</u> <u>“防災と男女共同参画”をテーマにした講座、広報媒体や教材の提供</u> <u>などを通じ、多様な視点での災害への備えを啓発する。</u>	男女共同 参画セン ターの位 置付けの 明確化に 伴う修正																																																																																			
115	2 <u>災害対策本部室及び</u> 危機管理センターの整備（行財政局防災危機管理 室） <u>災害対策本部室を市役所分庁舎 4 階会議室に移設し、</u> 災害時の情報収 集、伝達機能をはじめ本部の運用に必要な無線、有線等の情報通信機器、 非常電源等の整備を進め、災害対策本部の機能を強化する。 <u>併せて、災害対策本部会議の開催や被害情報の収集・整理・分析、関係</u> <u>機関との連絡・対応等を行うスペースや機器（オペレーションシステム）</u> <u>を備えた危機管理センターを分庁舎 4 階に新設する。</u> また、京都市の各種施設について、防災面からの役割、機能等について 検討を進める。	2 <u>京都市</u> 危機管理センターの整備（行財政局防災危機管理室） <u>京都市危機管理センター（市役所分庁舎 4 階）に、</u> 災害時の情報収集、 伝達機能をはじめ本部の運用に必要な無線、有線等の情報通信機器、非常 電源等の整備を進め、災害対策本部の機能を強化する。 <u>(削除)</u> また、京都市の各種施設について、防災面からの役割、機能等について 検討を進める。	字句修正																																																																																			
121	1 地震に関する観測システムの活用 (1) 地震観測体制の整備（行財政局防災危機管理室） (略) (京都市域の地震観測点) <table><tr><td>No.</td><td colspan="2">地震観測点</td><td>No.</td><td colspan="2">地震観測点</td><td>No.</td><td colspan="2">地震観測点</td></tr><tr><td>1</td><td rowspan="2">北 区</td><td>大宮西脇台町</td><td>11</td><td rowspan="2">中京区</td><td>西ノ京</td><td>21</td><td>右京区</td><td>嵯峨嵯原</td></tr><tr><td>2</td><td>中川</td><td>12</td><td>河原町御池</td><td>22</td><td rowspan="2">西京区</td><td>樫原</td></tr><tr><td>3</td><td rowspan="2">上京区</td><td>菰ノ内町</td><td>13</td><td>東山区</td><td>清水</td><td>23</td><td rowspan="2"></td><td>大枝</td></tr><tr><td>4</td><td>今出川御前</td><td>14</td><td>山科区</td><td>安朱川向町</td><td>24</td><td>伏見区</td><td>竹田</td></tr></table>	No.	地震観測点		No.	地震観測点		No.	地震観測点		1	北 区	大宮西脇台町	11	中京区	西ノ京	21	右京区	嵯峨嵯原	2	中川	12	河原町御池	22	西京区	樫原	3	上京区	菰ノ内町	13	東山区	清水	23		大枝	4	今出川御前	14	山科区	安朱川向町	24	伏見区	竹田	1 地震に関する観測システムの活用 (1) 地震観測体制の整備（行財政局防災危機管理室） (略) (京都市域の地震観測点) <table><tr><td>No.</td><td colspan="2">地震観測点</td><td>No.</td><td colspan="2">地震観測点</td><td>No.</td><td colspan="2">地震観測点</td></tr><tr><td>1</td><td>北 区</td><td>大宮西脇台町</td><td>7</td><td>東山区</td><td>清水</td><td>12</td><td rowspan="2">右京区</td><td>太秦</td></tr><tr><td>2</td><td>上京区</td><td>菰ノ内町</td><td>8</td><td rowspan="2">山科区</td><td>安朱川向町</td><td>13</td><td>京北周山町</td></tr><tr><td>3</td><td rowspan="2">左京区</td><td>田中</td><td>9</td><td>西野</td><td>14</td><td rowspan="2">西京区</td><td>樫原</td></tr><tr><td>4</td><td>広河原能見町</td><td>10</td><td>下京区</td><td>河原町塩小路</td><td>15</td><td>大枝</td></tr></table>	No.	地震観測点		No.	地震観測点		No.	地震観測点		1	北 区	大宮西脇台町	7	東山区	清水	12	右京区	太秦	2	上京区	菰ノ内町	8	山科区	安朱川向町	13	京北周山町	3	左京区	田中	9	西野	14	西京区	樫原	4	広河原能見町	10	下京区	河原町塩小路	15	大枝	観測点の 見直しに 伴う修正
No.	地震観測点		No.	地震観測点		No.	地震観測点																																																																															
1	北 区	大宮西脇台町	11	中京区	西ノ京	21	右京区	嵯峨嵯原																																																																														
2		中川	12		河原町御池	22	西京区	樫原																																																																														
3	上京区	菰ノ内町	13	東山区	清水	23			大枝																																																																													
4		今出川御前	14	山科区	安朱川向町	24	伏見区		竹田																																																																													
No.	地震観測点		No.	地震観測点		No.	地震観測点																																																																															
1	北 区	大宮西脇台町	7	東山区	清水	12	右京区	太秦																																																																														
2	上京区	菰ノ内町	8	山科区	安朱川向町	13		京北周山町																																																																														
3	左京区	田中	9		西野	14	西京区	樫原																																																																														
4		広河原能見町	10	下京区	河原町塩小路	15		大枝																																																																														

頁	現 行										修 正 案										修正理由
	5	左京区	田中	15		西野	25		淀		5	中京区	西ノ京	11	南区	西九条	16	伏見区	竹田		
	6		鞍馬	16	下京区	河原町塩小路	26		久我		6		河原町御池				17		醍醐		
	7		花脊	17	南 区	西九条	27		向島												
	8		岩倉	18	右京区	太秦	28		醍醐												
	9		大原	19		嵯峨															
	10		広河原能見町	20		京北周山町															
122	2 情報通信ネットワークの整備 （防災情報システム概念図） （略） 地震計 (28箇所)										2 情報通信ネットワークの整備 （防災情報システム概念図） （略） 地震計 (17箇所)										観測点の見直しに伴う修正
127	2 市民への情報提供体制の整備 （略） (7) ソーシャルメディアサービス等インターネット情報サービス（行財政局防災危機管理室） 本市の災害情報の発信手段の多様化を図る。インターネットのソーシャルネットワークサービスであるFacebook、Twitter（名称は共に「 <u>京都市防災危機管理情報館</u> 」）にアカウントを開設し、防災・災害情報の発信を行う。										2 市民への情報提供体制の整備 （略） (7) ソーシャルメディアサービス等インターネット情報サービス（行財政局防災危機管理室） 本市の災害情報の発信手段の多様化を図る。インターネットのソーシャルネットワークサービスであるFacebook、Twitter（名称は共に「 <u>京都市防災ポータルサイト</u> 」）にアカウントを開設し、防災・災害情報の発信を行う。										名称変更に伴う修正

令和4年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

資料2

頁	現 行	修 正 案	修正理由
130	1 避難誘導体制の整備 (略) (3) 警戒区域の設定体制の整備（区役所、消防局消防救助課） 区役所、消防局消防救助課は、地震発生後において広範囲の区域で立入りを制限、禁止する必要が発生する場合を想定し、関係機関と連携した警戒区域の設定体制を整備し、区総合防災訓練等によって習熟を図る。	1 避難誘導体制の整備 (略) (3) 警戒区域の設定体制の整備（区役所、消防局消防救助課） 区役所、消防局消防救助課は、地震発生後において広範囲の区域で立入りを制限、禁止する必要が発生する場合を想定し、関係機関と連携した警戒区域の設定体制を整備し、区総合防災訓練等によって習熟を図る。	組織改正に伴う修正
130	2 広域避難場所（指定緊急避難場所） (略) ※ 広域避難場所の指定（行財政局） ○ 広域避難場所 68箇所（令和3年7月1日現在）	2 広域避難場所（指定緊急避難場所） (略) ※ 広域避難場所の指定（行財政局） ○ 広域避難場所 68箇所（令和3年7月1日現在）	時点修正
131	2 避難救助拠点（指定緊急避難場所） (略) ※ 避難救助拠点の指定（行財政局） ○ 避難救助拠点 23箇所（令和3年7月1日現在）	2 広域避難場所（指定緊急避難場所） (略) ※ 避難救助拠点の指定（行財政局） ○ 避難救助拠点 23箇所（令和3年7月1日現在）	時点修正
131	5 指定避難所 (略) ※ 指定避難所の指定（行財政局） ○ 指定避難所 436箇所（令和3年7月1日現在）	5 指定避難所 (略) ※ 指定避難所の指定（行財政局） ○ 指定避難所 436箇所（令和3年7月1日現在）	時点修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由
131	7 避難システムの整備 (1) 避難体制の周知 (略) ※ 避難誘導標識等の整備（行財政局） ○ 避難誘導標識 250基（令和3年7月1日現在） ○ 広域避難場所標示板 164基（令和3年7月1日現在）	7 避難システムの整備 (1) 避難体制の周知 (略) ※ 避難誘導標識等の整備（行財政局） ○ 避難誘導標識 250基（令和4年7月1日現在） ○ 広域避難場所標示板 164基（令和4年7月1日現在）	時点修正
132	9 広域避難場所の防災機能の整備 (略) (1) 消防水利の確保（消防局（<u>警防計画課、消防救助課</u>）） 消防局（<u>警防計画課、消防救助課</u>）は、広域避難場所等の安全性を確保するため、耐震型防火水槽や防災用倉庫（消火用器材等の格納庫）等の維持管理を図る。	9 広域避難場所の防災機能の整備 (略) (1) 消防水利の確保（消防局<u>警防課</u>） 消防局<u>警防課</u>は、広域避難場所等の安全性を確保するため、耐震型防火水槽や防災用倉庫（消火用器材等の格納庫）等の維持管理を図る。	組織改正に伴う修正
133	(3) 複合的な防災機能の整備（行財政局防災危機管理室） (略) <u>(追記)</u> <u>(4) 情報対策チームの体制整備（警察署、消防局消防署、区役所）</u> <u>警察署、消防局消防署、区役所</u>は、地震発生後に火災が発生し多数の市民が広域避難場所へ避難する状況を想定し、自主防災組織等と連携した<u>総合防災訓練</u>や区総合防災訓練などを通じて、<u>警察・消防・区職員に</u>	(3) 複合的な防災機能の整備（行財政局防災危機管理室） (略) <u>(4) 広域避難場所に係る情報共有（区役所）</u> <u>区役所は、毎年度、広域避難場所ごとに、広域避難場所の施設・設備の概要、管理方法、役割分担、連絡窓口等の情報を整理し、警察署、消防局消防署、自主防災組織、広域避難場所の施設管理者等の関係機関と共有する。</u> <u>(5) 情報収集・伝達活動の連携体制の整備（区役所、消防局消防署、警察署）</u> <u>区役所、消防局消防署、警察署</u>は、地震発生後の大火災により、多数の市民が広域避難場所へ避難する状況を想定し、自主防災組織等と連携した<u>防災訓練</u>や区総合防災訓練などを通じて、<u>広域避難場所ごとに、避</u>	連携体制等の具体化に伴う修正

令和4年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

資料2

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<u>よる情報対策チームによる初期情報収集、区本部への急報、広域避難場所の運営等の活動を検証し、より実効的な情報対策チームの体制を整備する。</u>	<u>難誘導等に必要な火災・避難路・避難者の状況等の情報収集と共有、区本部への急報、避難者への情報提供などの連携体制を整備する。</u>	
135	2 避難所運営体制の整備 (略) (3) 避難所運営に関する男女共同参画の推進（行財政局防災危機管理室、文化市民局<u>男女共同参画推進課</u>、区役所） 行財政局防災危機管理室、文化市民局<u>男女共同参画推進課</u>、区役所は、避難所の開設・運営に際しては、<u>生活者としての女性の視点が重要であり</u>、運営組織等には男女が共同して参画することを基本として取組を進める。	2 避難所運営体制の整備 (略) (3) 避難所運営に関する男女共同参画の推進（行財政局防災危機管理室、文化市民局<u>共生社会推進室（男女共同参画推進担当）</u>、区役所） 行財政局防災危機管理室、文化市民局<u>共生社会推進室（男女共同参画推進担当）</u>、区役所は、避難所の開設・運営に際しては、<u>女性が「主体的な担い手」であるとの認識の下</u>、運営組織等には男女が共同して参画することを基本として取組を進める。	組織改正に伴う修正 字句修正
136	4 避難所の防災機能と生活環境の整備 (略) (5) 通信機能の確保（(略)総合企画局情報化推進室（情報セキュリティ・<u>ICT</u>推進担当）、(略)） 避難者に対して必要な情報を迅速に提供するためには、避難所における通信機能の確保が重要であり、行財政局防災危機管理室、総合企画局情報化推進室（情報セキュリティ・<u>ICT</u>推進担当）、保健福祉局各所属、子ども若者はぐくみ局各所属、区役所、教育委員会事務局各所属は、必要な設備、機器等の整備を進める。	4 避難所の防災機能と生活環境の整備 (略) (5) 通信機能の確保（(略)総合企画局情報化推進室（情報セキュリティ・<u>ガバナンス</u>推進担当）、(略)） 避難者に対して必要な情報を迅速に提供するためには、避難所における通信機能の確保が重要であり、行財政局防災危機管理室、総合企画局情報化推進室（情報セキュリティ・<u>ガバナンス</u>推進担当）、保健福祉局各所属、子ども若者はぐくみ局各所属、区役所、教育委員会事務局各所属は、必要な設備、機器等の整備を進める。	組織改正に伴う修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由																											
137	(略) ※ <u>災害対策用電話回線の整備（N T T）</u> <u>○ 市立小中高校全校を対象に、N T T災害対策用特設電話回線を整備（平成9年度）</u> (略)	(略) <u>(削除)</u> (略)	制度変更に伴う修正																											
138	2 市民の防火体制の強化 (略) (1) 出火防止対策の推進（消防局<u>市民安全課</u>） (略) (2) 初期消火技術等の指導（消防局<u>市民安全課</u>） (略) (3) 住宅に対する防火指導の実施（消防局<u>市民安全課</u>） (略)	2 市民の防火体制の強化 (略) (1) 出火防止対策の推進（消防局<u>予防課</u>） (略) (2) 初期消火技術等の指導（消防局<u>予防課</u>） (略) (3) 住宅に対する防火指導の実施（消防局<u>予防課</u>） (略)	組織改正に伴う修正																											
139 140	3 広報活動（消防局（総務課、予防課、指導課、<u>市民安全課</u>）） 防火座談会、防火講習会、防火映画会、防火研究会、巡回広報の実施、報道機関・<u>インターネット</u>・<u>広報媒体</u>等を通じた情報発信、防火の集い等を、次の防火運動期間を中心に実施する。 (防火運動) <table><tr><th>名称</th><th>期間</th><th>備考</th></tr><tr><td>文化財防火運動</td><td>(略)</td><td>1月26日文化財防火デー</td></tr><tr><td>春の火災予防運動</td><td>(略)</td><td>全国一斉</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td></tr></table>	名称	期間	備考	文化財防火運動	(略)	1月26日文化財防火デー	春の火災予防運動	(略)	全国一斉	(略)	(略)		3 広報活動（消防局（総務課、予防課、指導課、<u>消防団・自主防災推進室</u>）） 防火座談会、防火講習会、防火映画会、防火研究会、巡回広報の実施、報道機関・<u>インターネット</u>・<u>SNS</u>・<u>広報媒体</u>等を通じた情報発信、防火の集い等を、次の防火運動期間を中心に実施する。 (防火運動) <table><tr><th>名称</th><th>期間</th><th>備考</th></tr><tr><td>文化財防火運動</td><td>(略)</td><td>1月26日文化財防火デー</td></tr><tr><td>春の火災予防運動</td><td>(略)</td><td>全国一斉</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>秋の火災予防運動</td><td>(略)</td><td>全国一斉、11月9日「119番の日」</td></tr></table>	名称	期間	備考	文化財防火運動	(略)	1月26日文化財防火デー	春の火災予防運動	(略)	全国一斉	(略)	(略)		秋の火災予防運動	(略)	全国一斉、11月9日「119番の日」	組織改正に伴う修正及び字句修正
名称	期間	備考																												
文化財防火運動	(略)	1月26日文化財防火デー																												
春の火災予防運動	(略)	全国一斉																												
(略)	(略)																													
名称	期間	備考																												
文化財防火運動	(略)	1月26日文化財防火デー																												
春の火災予防運動	(略)	全国一斉																												
(略)	(略)																													
秋の火災予防運動	(略)	全国一斉、11月9日「119番の日」																												

令和4年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

資料 2

頁	現 行			修 正 案			修正理由
	秋の火災予防運動	(略)	全国一斉、11月9日「119番の日」 <u>11月11日 放火火災予防デー</u>			<u>(削除)</u>	
	(略)	(略)		(略)	(略)		
	(略)			(略)			
	5 危険物等関係施設災害の予防 (3) 保安教育、訓練の実施指導（消防局 <u>予防課</u> ） (略)			5 危険物等関係施設災害の予防 (3) 保安教育、訓練の実施指導（消防局 <u>(予防課、指導課)</u> ） (略)			
140	1 消防指令システム等の活用 (1) 震災警防態勢の整備（消防局（情報指令課、 <u>警防計画課</u> ）） (略) (2) 震災活動方針決定体制の強化（消防局 <u>警防計画課</u> ） (略) 2 消防活動体制の強化 (1) 消防庁舎等の整備（消防局（施設課、 <u>警防計画課</u> ）） (略) (2) 震災時における消防活動の計画（消防局 <u>(警防計画課、消防救助課)</u> ） (略) (3) 受援体制の整備（消防局 <u>警防計画課</u> ） (略)			1 消防指令システム等の活用 (1) 震災警防態勢の整備（消防局（情報指令課、 <u>警防課</u> ）） (略) (2) 震災活動方針決定体制の強化（消防局 <u>警防課</u> ） (略) 2 消防活動体制の強化 (1) 消防庁舎等の整備（消防局（施設課、 <u>警防課</u> ）） (略) (2) 震災時における消防活動の計画（消防局 <u>警防課</u> ） (略) (3) 受援体制の整備（消防局 <u>警防課</u> ） (略)			組織改正に伴う修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																				
141	3 震災活動力の強化 (1) 消防車両、器材等の整備（消防局（<u>警防計画課、消防救助課</u>）（略） (2) 化学消火体制の整備（消防局<u>警防計画課</u>）（略） (3) 救急体制の整備（消防局<u>救急課、技術指導課</u>）（略） ※ <u>消防車両、器材等の整備（消防局）</u> ○ <u>大規模災害備蓄器材の整備（平成8年度～）</u> <u>備蓄場所 南区上鳥羽塔ノ森下開ノ内94-4 消防活動総合センター</u> <u>備蓄器材 救助用器材（エンジンカッター、削岩機、チェーンソー、油圧式救助器具等）</u> <u>救護用器材（エアートント、搬送用担架、三角巾等）、消火用器材（ホース、管そう等）</u> ※ 救急高度化事業（消防局）（令和<u>3</u>年7月1日現在） ○ 救急救命士の配置 <u>329名</u>（略） (4) 消防水利の確保（消防局（<u>警防計画課、消防救助課</u>）（略）	3 震災活動力の強化 (1) 消防車両、器材等の整備（消防局<u>警防課</u>）（略） (2) 化学消火体制の整備（消防局<u>警防課</u>）（略） (3) 救急体制の整備（消防局（<u>救急課、教育管理課</u>）（略） （<u>削除</u>） ※ 救急高度化事業（消防局）（令和<u>4</u>年7月1日現在） ○ 救急救命士の配置 <u>348名</u>（略） (4) 消防水利の確保（消防局<u>警防課</u>）（略）	組織改正に伴う修正及び時点修正																																				
142	（消防水利の状況）（令和<u>3</u>年7月1日現在） <table><tr><td>水利種別</td><td>消火栓</td><td>防火水槽</td><td>井戸</td><td>貯水池</td><td>プール</td><td>濠・河川 溝川</td><td>その他</td><td>計</td></tr><tr><td>箇所数</td><td><u>25,665</u></td><td><u>2,739</u></td><td><u>32</u>(28)</td><td>206</td><td><u>301</u></td><td><u>1,518</u></td><td>0</td><td><u>30,461</u></td></tr></table> 井戸内の（ ）内の数は、<u>防火井戸</u>を示す。 (5) 航空消防体制の整備（消防局（<u>警防計画課、情報指令課、消防救助</u>	水利種別	消火栓	防火水槽	井戸	貯水池	プール	濠・河川 溝川	その他	計	箇所数	<u>25,665</u>	<u>2,739</u>	<u>32</u> (28)	206	<u>301</u>	<u>1,518</u>	0	<u>30,461</u>	（消防水利の状況）（令和<u>4</u>年7月1日現在） <table><tr><td>水利種別</td><td>消火栓</td><td>防火水槽</td><td>井戸</td><td>貯水池</td><td>プール</td><td>濠・河川 溝川</td><td>その他</td><td>計</td></tr><tr><td>箇所数</td><td><u>25,883</u></td><td><u>2,736</u></td><td><u>33</u>(28)</td><td>206</td><td><u>296</u></td><td><u>1,544</u></td><td>0</td><td><u>30,698</u></td></tr></table> 井戸内の（ ）内の数は、<u>公設防火井戸</u>を示す。 (5) 航空消防体制の整備（消防局（<u>警防課、情報指令課</u>）	水利種別	消火栓	防火水槽	井戸	貯水池	プール	濠・河川 溝川	その他	計	箇所数	<u>25,883</u>	<u>2,736</u>	<u>33</u> (28)	206	<u>296</u>	<u>1,544</u>	0	<u>30,698</u>	時点修正及び組織改正に伴う修正
水利種別	消火栓	防火水槽	井戸	貯水池	プール	濠・河川 溝川	その他	計																															
箇所数	<u>25,665</u>	<u>2,739</u>	<u>32</u> (28)	206	<u>301</u>	<u>1,518</u>	0	<u>30,461</u>																															
水利種別	消火栓	防火水槽	井戸	貯水池	プール	濠・河川 溝川	その他	計																															
箇所数	<u>25,883</u>	<u>2,736</u>	<u>33</u> (28)	206	<u>296</u>	<u>1,544</u>	0	<u>30,698</u>																															

令和4年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

資料2

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	課）） （略） (6) 消防団の強化（消防局<u>消防団課</u>） （略）	（略） (6) 消防団の強化（消防局<u>消防団・自主防災推進室</u>） （略）	
144	2 救急医療活動の実施体制の整備 (1) 救助・救急活動体制の強化（消防局（救急課、<u>消防救助課、教育管理課、技術指導課</u>）） 消防局（救急課、<u>消防救助課、教育管理課、技術指導課</u>）は、災害時における多数の負傷者の発生や危険物施設等の被害による特異な二次災害の発生に対応するため、訓練や研修等により、災害の種別、規模に応じた専門的な知識、技術の習得を図る。（略） (2) 救助・救急用器材等の整備強化（消防局（救急課、<u>消防救助課</u>）） 消防局（救急課、<u>消防救助課</u>）は、救助、救急用機械及び器具の整備、増強を図るとともに、必要な機械、器具の研究開発に取り組む。 （略） (3) 市職員・市民への研修（消防局（救急課、<u>技術指導課</u>）） 消防局（救急課、<u>技術指導課</u>）は、京都市職員をはじめ、市民を対象とした初期救急医療の研修や講習会等を実施するとともに、保健、医療関係職員に対し、災害発生時の役割、応急手当、トリアージ技術等について研修を実施する。	2 救急医療活動の実施体制の整備 (1) 救助・救急活動体制の強化（消防局（救急課、<u>警防課、教育管理課</u>）） 消防局（救急課、<u>警防課、教育管理課</u>）は、災害時における多数の負傷者の発生や危険物施設等の被害による特異な二次災害の発生に対応するため、訓練や研修等により、災害の種別、規模に応じた専門的な知識、技術の習得を図る。（略） (2) 救助・救急用器材等の整備強化（消防局（救急課、<u>警防課</u>）） 消防局（救急課、<u>警防課</u>）は、救助、救急用機械及び器具の整備、増強を図るとともに、必要な機械、器具の研究開発に取り組む。 （略） (3) 市職員・市民への研修（消防局（救急課、<u>教育管理課</u>）） 消防局（救急課、<u>教育管理課</u>）は、京都市職員をはじめ、市民を対象とした初期救急医療の研修や講習会等を実施するとともに、保健、医療関係職員に対し、災害発生時の役割、応急手当、トリアージ技術等について研修を実施する。	組織改正に伴う修正
145	5 搬送システムの整備 (2) 広域搬送システムの整備（消防局（救急課、<u>警防計画課、消防救助課</u>）） 消防局（救急課、<u>警防計画課、消防救助課</u>）は、陸路の混乱時を想定して、ヘリコプターを使った広域搬送システムを確立するため、あらか	5 搬送システムの整備 (2) 広域搬送システムの整備（消防局（救急課、<u>警防課</u>）） 消防局（救急課、<u>警防課</u>）は、陸路の混乱時を想定して、ヘリコプターを使った広域搬送システムを確立するため、あらかじめ、災害拠点病	組織改正に伴う修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	じめ、災害拠点病院内や周辺に緊急用のヘリポートとして活用可能なスペースの確保を図るとともに、運用方策等について、自衛隊等との連携を図る。	院内や周辺に緊急用のヘリポートとして活用可能なスペースの確保を図るとともに、運用方策等について、自衛隊等との連携を図る。	
147	3 輸送力の確保体制の整備 (1) 緊急ヘリポートの確保計画の作成（消防局（<u>警防計画課、消防救助課</u>）） 消防局（<u>警防計画課、消防救助課</u>）は、災害時にヘリコプターを利用した救急搬送や物資搬送等が効果的に実施できるよう、あらかじめ定める離着陸場以外の緊急時に利用可能なオープンスペースを検討しておくとともに、他都市消防機関、自衛隊、警察機関等と必要な情報交換等を行い、相互の連携体制の整備を図る。	3 輸送力の確保体制の整備 (1) 緊急ヘリポートの確保計画の作成（消防局<u>警防課</u>） 消防局<u>警防課</u>は、災害時にヘリコプターを利用した救急搬送や物資搬送等が効果的に実施できるよう、あらかじめ定める離着陸場以外の緊急時に利用可能なオープンスペースを検討しておくとともに、他都市消防機関、自衛隊、警察機関等と必要な情報交換等を行い、相互の連携体制の整備を図る。	組織改正に伴う修正
147	(2) 輸送車両の確保体制の整備 (略) オ 単車・自転車・リヤカー等の確保（建設局各所属） 建設局各所属は、大規模災害時には、道路機能のまひにより、特に狭い道路における車両の通行が困難になるおそれがあるため、地域でのきめ細かな情報伝達・広報体制や物資の配給が行えるよう、<u>京都市が撤去した路上放置自転車で保管期間の経過したものについての災害時の利用を図るとともに</u>、単車、自転車、リヤカー等の確保、調達体制の整備を図る。 (略)	(2) 輸送車両の確保体制の整備 (略) オ 単車・自転車・リヤカー等の確保（建設局各所属） 建設局各所属は、大規模災害時には、道路機能のまひにより、特に狭い道路における車両の通行が困難になるおそれがあるため、地域でのきめ細かな情報伝達・広報体制や物資の配給が行えるよう、<u>(削除)</u>単車、自転車、リヤカー等の確保、調達体制の整備を図る。 (略)	現行制度を踏まえた修正

令和4年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

資料2

頁	現 行	修 正 案	修正理由																								
149	1 <u>情報対策チームの体制整備</u>（区役所，消防局消防署，警察署） 区役所，<u>警察署，消防局消防署</u>は，地震発生後<u>に火災が発生し</u>，多数の市民が広域避難場所へ避難する状況を<u>想定して</u>，自主防災組織等と連携した<u>総合防災訓練</u>や区総合防災訓練などを通じて，<u>区職員・警察・消防による情報対策チームによる初期情報収集，区本部への急報，広域避難場所の運営等の活動を検証し，より実効的な情報対策チームの体制</u>を整備する。 ⇒ 第3章 11.1 災害警備を実施する	1 <u>情報収集・伝達活動の連携体制の整備</u>（区役所，消防局消防署、警察署） 区役所、<u>消防局消防署、警察署</u>は，地震発生後<u>の大火災により</u>，多数の市民が広域避難場所へ避難する状況を<u>想定し</u>，自主防災組織等と連携した<u>防災訓練</u>や区総合防災訓練などを通じて，<u>広域避難場所ごとに、避難誘導等に必要な火災・避難路・避難者の状況等の情報収集と共有、区本部への急報、避難者への情報提供などの連携体制</u>を整備する。 ⇒ 第3章 11.1 災害警備を実施する	連携体制等の具体化に伴う修正																								
149	2 救出・救助体制の整備 (1) 救出・救助活動体制の強化（消防局（<u>消防救助課、教育管理課、技術指導課</u>）） 消防局（<u>消防救助課、教育管理課、技術指導課</u>）は，災害時における多数の負傷者の発生や危険物施設等の被害による特異な二次災害の発生に対応するため、訓練や研修等を実施して、災害の種別、規模に応じた専門的な知識、技術の習得を図るなど、救出・救助活動体制の強化を図る。 (2) 救出・救助用器材等の整備強化（消防局<u>消防救助課</u>） 消防局<u>消防救助課</u>は，救出・救助用機械や器具の整備、増強を図るとともに、必要な機械、器具の研究開発に取り組む。	2 救出・救助体制の整備 (1) 救出・救助活動体制の強化（消防局（<u>警防課、教育管理課</u>）） 消防局（<u>警防課、教育管理課</u>）は，災害時における多数の負傷者の発生や危険物施設等の被害による特異な二次災害の発生に対応するため、訓練や研修等を実施して、災害の種別、規模に応じた専門的な知識、技術の習得を図るなど、救出・救助活動体制の強化を図る。 (2) 救出・救助用器材等の整備強化（消防局<u>警防課</u>） 消防局<u>警防課</u>は，救出・救助用機械や器具の整備、増強を図るとともに、必要な機械、器具の研究開発に取り組む。	組織改正に伴う修正																								
151	2 公的備蓄の充実 （略） ※ 備蓄物資（食料・水）の整備（行財政局）（令和<u>3</u>年7月1日現在） <table><tr><td>○<u>アルファ化米</u></td><td><u>500,960</u>食</td><td>○<u>お粥</u></td><td><u>106,500</u>食</td><td>○補助食料</td><td><u>222,000</u>食</td></tr><tr><td>○加水等が不要な食料</td><td><u>129,800</u>食</td><td>○粉ミルク</td><td>2,424缶</td><td>○飲料水</td><td><u>478,240</u>本</td></tr></table> ※ 拠点備蓄倉庫の整備（行財政局）（令和<u>3</u>年7月1日現在）	○ <u>アルファ化米</u>	<u>500,960</u> 食	○ <u>お粥</u>	<u>106,500</u> 食	○補助食料	<u>222,000</u> 食	○加水等が不要な食料	<u>129,800</u> 食	○粉ミルク	2,424缶	○飲料水	<u>478,240</u> 本	2 公的備蓄の充実 （略） ※ 備蓄物資（食料・水）の整備（行財政局）（令和<u>4</u>年7月1日現在） <table><tr><td>○<u>アルファ化米等</u></td><td><u>424,700</u>食</td><td>○<u>お粥等</u></td><td><u>103,450</u>食</td><td>○補助食料</td><td><u>166,500</u>食</td></tr><tr><td>○加水等が不要な食料</td><td><u>294,000</u>食</td><td>○粉ミルク</td><td>2,424缶</td><td>○飲料水</td><td><u>583,864</u>本</td></tr></table> ※ 拠点備蓄倉庫の整備（行財政局）（令和<u>4</u>年7月1日現在）	○ <u>アルファ化米等</u>	<u>424,700</u> 食	○ <u>お粥等</u>	<u>103,450</u> 食	○補助食料	<u>166,500</u> 食	○加水等が不要な食料	<u>294,000</u> 食	○粉ミルク	2,424缶	○飲料水	<u>583,864</u> 本	時点修正
○ <u>アルファ化米</u>	<u>500,960</u> 食	○ <u>お粥</u>	<u>106,500</u> 食	○補助食料	<u>222,000</u> 食																						
○加水等が不要な食料	<u>129,800</u> 食	○粉ミルク	2,424缶	○飲料水	<u>478,240</u> 本																						
○ <u>アルファ化米等</u>	<u>424,700</u> 食	○ <u>お粥等</u>	<u>103,450</u> 食	○補助食料	<u>166,500</u> 食																						
○加水等が不要な食料	<u>294,000</u> 食	○粉ミルク	2,424缶	○飲料水	<u>583,864</u> 本																						

令和4年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

資料2

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	○ 北区総合庁舎 ○ 京都御池創生館 ○ 京北合同庁舎 ○ 上京区総合庁舎 ○ 佛教大学二条キャンパス ○ 京都アクアリーナ ○ 上京消防署 ○ 東山区総合庁舎 ○ 西京区総合庁舎 ○ 左京区総合庁舎 ○ 山科区総合庁舎 ○ 洛西総合庁舎 ○ 岩倉東公園 ○ 下京区総合庁舎 ○ 伏見区総合庁舎 ○ <u>岩倉証明書発行コーナー</u> ○ ひと・まち交流館京都 ○ 深草総合庁舎 ○ 東北部クリーンセンター ○ 地下鉄京都駅 ○ 醍醐総合庁舎 ○ 国立京都国際会館 ○ 南区総合庁舎 ○ 神川出張所 ○ 中京区総合庁舎 ○ 京都市市民防災センター ○ 災害物資搬送センター ○ 消防局本部庁舎 ○ 右京区総合庁舎 ○ 南部クリーンセンター ※ 避難所備蓄倉庫の拡充（教育委員会、行財政局）（令和3年7月1日現在） ○ 学校の余裕教室等を活用 <u>280</u>箇所設置	○ 北区総合庁舎 ○ 京都御池創生館 ○ 京北合同庁舎 ○ 上京区総合庁舎 ○ 佛教大学二条キャンパス ○ 京都アクアリーナ ○ 上京消防署 ○ 東山区総合庁舎 ○ 西京区総合庁舎 ○ 左京区総合庁舎 ○ 山科区総合庁舎 ○ 洛西総合庁舎 ○ 岩倉東公園 ○ 下京区総合庁舎 ○ 伏見区総合庁舎 ○ <u>元岩倉証明書発行コーナー</u> ○ ひと・まち交流館京都 ○ 深草総合庁舎 ○ 東北部クリーンセンター ○ 地下鉄京都駅 ○ 醍醐総合庁舎 ○ 国立京都国際会館 ○ 南区総合庁舎 ○ 神川出張所 ○ 中京区総合庁舎 ○ 京都市市民防災センター ○ 災害物資搬送センター ○ 消防局本部庁舎 ○ 右京区総合庁舎 ○ 南部クリーンセンター ※ 避難所備蓄倉庫の拡充（教育委員会、行財政局）（令和4年7月1日現在） ○ 学校の余裕教室等を活用 <u>290</u>箇所設置	
153	2 食料・飲料水供給体制の整備 （略） (5) 関係機関との連携（産業観光局（産業企画室、中央卸売市場第一市場、中央卸売市場第二市場、<u>地域企業振興課、新産業振興室</u>）） 産業観光局（産業企画室、中央卸売市場第一市場、中央卸売市場第二市場、<u>地域企業振興課、新産業振興室</u>）は、災害時の中央卸売市場における食料の早期安定供給を図るための体制を整備するとともに、経済関係団体等と連携して物資の安定供給のための体制を整備する。	2 食料・飲料水供給体制の整備 （略） (5) 関係機関との連携（産業観光局（産業企画室、中央卸売市場第一市場、中央卸売市場第二市場、<u>産業イノベーション推進室、地域企業イノベーション推進室</u>）） 産業観光局（産業企画室、中央卸売市場第一市場、中央卸売市場第二市場、<u>産業イノベーション推進室、地域企業イノベーション推進室</u>）は、災害時の中央卸売市場における食料の早期安定供給を図るための体制を整備するとともに、経済関係団体等と連携して物資の安定供給のための体制を整備する。	組織改正に伴う修正
155	2 公的備蓄の充実 ※ 備蓄物資（生活必需品等）の整備（行財政局）（令和3年7月1日現在）	2 公的備蓄の充実 ※ 備蓄物資（生活必需品等）の整備（行財政局）（令和4年7月1日現在）	時点修正

令和4年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

資料2

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	○毛布（真空パック） 77,041枚 ○トイレットペーパー 28,117巻 ○紙おむつ（大） 24,000枚 ○使い捨て哺乳瓶 23,000本 ○簡易トイレ 3,215個 ○生理用品 134,080枚 ○紙おむつ（小） 50,128枚 ○アルミシート 228,862枚 ○凝固剤 359,140回 ○仮設トイレ（貯留式） 431基 ○仮設トイレ 1,118基 （マンホール利用型）	○毛布（真空パック） 77,041枚 ○トイレットペーパー 28,117巻 ○紙おむつ（大） 24,000枚 ○使い捨て哺乳瓶 23,000本 ○簡易トイレ 3,649個 ○生理用品 134,080枚 ○紙おむつ（小） 50,128枚 ○アルミシート 228,862枚 ○凝固剤 372,540回 ○仮設トイレ（貯留式） 431基 ○仮設トイレ 1,146基 （マンホール利用型）	
156	2 生活必需品供給体制の整備 （略） (5) 関係機関との連携（産業観光局（産業企画室、 <u>地域企業振興課、新産業振興室</u> ）） 産業観光局（産業企画室、 <u>地域企業振興課、新産業振興室</u> ）は、経済関係団体等と連携して物資の安定供給のための体制を整備する。	2 生活必需品供給体制の整備 （略） (5) 関係機関との連携（産業観光局（産業企画室、 <u>産業イノベーション推進室、地域企業イノベーション推進室</u> ）） 産業観光局（産業企画室、 <u>産業イノベーション推進室、地域企業イノベーション推進室</u> ）は、経済関係団体等と連携して物資の安定供給のための体制を整備する。	組織改正に伴う修正
157	1 応急給水の方針 (1) 迅速な応急給水方針の決定（上下水道局 <u>水道部管理課</u> ） 上下水道局 <u>水道部管理課</u> は、京都市第3次地震被害想定結果に基づく、水道施設の断水予測や避難者数の発生予測を基に、 <u>避難所や被災市街地内での</u> 応急給水需要を予測し、目標とする飲料水量を供給するのに必要な給水用車両等の数量、要員数を把握し、関係団体や他都市への応援要請を含めた応急給水体制を整備する。 (2) 医療機関等重要施設に対する応急給水体制の整備（上下水道局 <u>水道管路管理センター</u> ） 上下水道局 <u>水道管路管理センター</u> は、地震発生後、 <u>（追記）</u> 人工透析	1 応急給水の方針 (1) 迅速な応急給水方針の決定（上下水道局 <u>お客さまサービス推進室</u> ） 上下水道局 <u>お客さまサービス推進室</u> は、京都市第3次地震被害想定結果に基づく、水道施設の断水予測や避難者数の発生予測を基に、 <u>（削除）</u> 応急給水需要を予測し、目標 <u>（削除）</u> 水量を供給するのに必要な給水用車両等の数量、要員数を把握し、関係団体や他都市への応援要請を含めた応急給水体制を整備する。 (2) 医療機関等重要施設に対する応急給水体制の整備（上下水道局 <u>お客さまサービス推進室</u> ） 上下水道局 <u>お客さまサービス推進室</u> は、地震発生後、 <u>災害拠点病院や</u>	関係マニュアル等 の見直しに伴う修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	等の医療設備が備えられている<u>医療機関</u>や重要施設から応急給水の緊急要請があった場合を想定し、優先的に<u>車両輸送</u>により給水を行えるよう体制の整備を図る。 (略) 3 応急給水実施体制の整備 (1) 応急給水拠点等の整備（上下水道局<u>（水道部管理課、水道管路管理センター）</u>） ア 上下水道局<u>水道部管理課</u>は、<u>浄水場に応急給水基地</u>を設置し、<u>浄水場を基地とする</u>給水車による応急給水体制の整備を図る。 イ 上下水道局<u>水道管路管理センター</u>は、給水拠点として、<u>広域避難場所周辺の消火栓・配水管から</u>仮設給水栓による円滑な応急給水体制の整備を図る。 <u>（追記）</u>	<u>救急告示医療機関</u>、人工透析等の医療設備が備えられている<u>病院、福祉避難所となる社会福祉施設等</u>の重要施設から応急給水の緊急要請があった場合を想定し、優先的に<u>車両輸送等</u>により給水を行えるよう体制の整備を図る。 (略) 3 応急給水実施体制の整備 (1) 応急給水拠点等の整備（上下水道局<u>お客さまサービス推進室</u>） ア 上下水道局<u>お客さまサービス推進室</u>は、<u>浄水場、総合庁舎、太秦庁舎等に給水基地</u>を設置し、<u>（削除）</u>給水車による応急給水体制の整備を図る。 イ 上下水道局<u>お客さまサービス推進室</u>は、給水拠点と<u>指定避難所などにおいて、応急給水槽や</u>仮設給水栓による円滑な応急給水体制の整備を図る。 <u>ウ 車両運搬や仮設給水栓による応急給水時に、安全な水を提供するために水質管理を徹底する体制を整備する。</u>	
158	(2) 飲料用貯水槽の整備（上下水道局水道部管理課、消防局<u>消防救助課</u>） ア 応急給水槽（76～<u>100</u> t）の整備 上下水道局水道部管理課は、配水池から離れた地域の給水拠点として、応急給水槽の活用を図る。 イ 飲料水兼用型耐震性貯水槽（100 t）の整備 消防局<u>消防救助課</u>は、震災時における消火用水と市民の飲料水の確保を図るために各行政区（計11基）に整備した飲料水兼用型耐震性貯水槽の維持管理を図る。	(2) 飲料用貯水槽の整備（上下水道局水道部管理課、消防局<u>警防課</u>） ア 応急給水槽（76～<u>200</u> t）の整備 上下水道局水道部管理課は、配水池から離れた地域の給水拠点として、応急給水槽の活用を図る。 イ 飲料水兼用型耐震性貯水槽（100 t）の整備 消防局<u>警防課</u>は、震災時における消火用水と市民の飲料水の確保を図るために各行政区（計11基）に整備した飲料水兼用型耐震性貯水槽の維持管理を図る。	誤記修正及び組織改正に伴う修正

令和4年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

資料2

頁	現 行	修 正 案	修正理由
158	(3) 応急給水資機材の整備（上下水道局総務課） 上下水道局総務課は、応急給水に必要な資機材を<u>旧南部配水管理課、営業所等</u>の備蓄庫に保管するとともに、その充実を図っていく。 <u>(4) 水質管理体制の整備（上下水道局技術監理室水質管理センター）</u> <u>上下水道局技術監理室水質管理センターは、車両運搬や仮設給水栓による応急給水時に、安全な水を提供するために水質管理を徹底する体制を整備する。</u> ※ 応急<u>貯</u>水槽の整備（上下水道局） ○ 上下水道局 <u>(追記)</u> 旧東山営業所、東部営業所、南部営業所、旧南部給水工事課 ※ 飲料水兼用型耐震性貯水槽の整備 11基（消防局） ※ 飲料水兼用型耐震性貯水槽の整備 1基（メルパルク京都） ※ 応急給水用資機材の整備（上下水道局）	(3) 応急給水資機材の整備（上下水道局総務課） 上下水道局総務課は、応急給水に必要な資機材を<u>主に総合庁舎、太秦庁舎</u>の備蓄庫に保管するとともに、その充実を図っていく。 <u>(削除)</u> ※ 応急<u>給</u>水槽の整備（上下水道局） ○ 上下水道局 <u>総合庁舎、</u>旧東山営業所、東部営業所、南部営業所、旧南部給水工事課 ※ 飲料水兼用型耐震性貯水槽の整備 11基（消防局） ※ 飲料水兼用型耐震性貯水槽の整備 1基（メルパルク京都） ※ 応急給水用資機材の整備（上下水道局）	庁舎整備等に伴う修正
158	(5) 生活用水の確保（行財政局防災危機管理室、保健福祉局医療衛生企画課、教育委員会事務局教育環境整備室、上下水道局下水道部管理課）（略） ※ 災害時協力井戸登録 <u>641件</u>（行財政局）（令和<u>3</u>年7月1日現在） ※ 下水高度処理水・雨水の有効利用（上下水道局） ※ 雨水貯留タンクの設置（行財政局、教育委員会）	(5) 生活用水の確保（行財政局防災危機管理室、保健福祉局医療衛生企画課、教育委員会事務局教育環境整備室、上下水道局下水道部管理課）（略） ※ 災害時協力井戸登録 <u>640件</u>（行財政局）（令和<u>4</u>年7月1日現在） ※ 下水高度処理水・雨水の有効利用（上下水道局） ※ 雨水貯留タンクの設置（行財政局、教育委員会）	時点修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由
165	第18節 し尿処理体制の整備 (略) ※ し尿収集体制の整備（環境政策局） ※ 仮設トイレの備蓄・調達計画（行財政局、環境政策局） ○ 仮設トイレ（貯留式） 431基（令和3年7月1日現在） ※ 公共下水道を利用した災害時仮設トイレの整備（行財政局、上下水道局、建設局） ○ 災害用マンホールトイレの整備 ○ 仮設トイレ（マンホール利用型）1,171基（令和3年7月1日現在） ※ 震災時に対応可能な公衆トイレの整備検討（行財政局、環境政策局等）	第18節 し尿処理体制の整備 (略) ※ し尿収集体制の整備（環境政策局） ※ 仮設トイレの備蓄・調達計画（行財政局、環境政策局） ○ 仮設トイレ（貯留式） 431基（令和4年7月1日現在） ※ 公共下水道を利用した災害時仮設トイレの整備（行財政局、上下水道局、建設局） ○ 災害用マンホールトイレの整備 ○ 仮設トイレ（マンホール利用型）1,205基（令和4年7月1日現在） ※ 震災時に対応可能な公衆トイレの整備検討（行財政局、環境政策局等）	時点修正
168	3 文化財の火災予防対策 (1) 所有者、管理者等への火災予防指導（消防局（<u>予防課、市民安全課</u>）） (略)	3 文化財の火災予防対策 (1) 所有者、管理者等への火災予防指導（消防局<u>予防課</u>） (略)	組織改正に伴う修正
169	(2) 文化財等の消防活動対策（消防局（予防課、<u>消防救助課</u>）） (略) ウ <u>搬出保護の対象となる文化財等は、文化財保護法により指定を受けた国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、重要な文化財その他の美術工芸品等の文化財等であって、建造物を除き、かつ緊急に搬出しなければ損壊すると認められるものとし、災害時における搬出保護活動のため、平常時からその具体的な方法及び搬出時期について計画を作成する。</u> (略)	(2) 文化財等の消防活動対策（消防局（予防課、<u>警防課</u>）） (略) ウ <u>文化財保護法により指定を受けた国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、重要な文化財その他の美術工芸品等の文化財等のうち人力による搬出が可能なものを対象に、文化財の種別、搬出に必要な人員等を記載した文化財セーフティカード等を作成し、災害時における搬出保護活動のための計画を作成する。</u> (略)	組織改正に伴う修正及び表記の修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	(3) 文化財と地域を一体としてまもる取組の推進（消防局予防課） 大規模な延焼から文化財をまもるためには、文化財とその周辺地域を一体としてまもる取組が必要であり、地域の景観や環境の保全にも配慮しつつ、<u>延焼防止に有効な機能を持つ街路樹や公園・空地の整備、上水道の断水や停電時にも機能し、延焼防止に必要な水量を供給できる消防水利や消火設備の整備、建築物の耐震化・不燃化等の取組を進める。そのため、関係機関、文化財所有者、地域の住民、専門家による検討体制を整備する。</u>	(3) 文化財と地域を一体としてまもる取組の推進（消防局予防課） 大規模な延焼から文化財をまもるためには、文化財とその周辺地域を一体としてまもる取組が必要であり、地域の景観や環境の保全にも配慮しつつ、<u>上水道の断水や停電時にも機能し、延焼防止に必要な水量を供給できる消防水利や消火設備の整備等の取組を進める。</u>	
169	4 文化財防災の連絡、調整体制の整備（文化市民局文化財保護課） 京都府、市文化財保護課、都市計画局、消防局、京都府警察本部、京都大阪森林管理事務所、<u>（追記）</u>文化財保護関係団体による<u>京都文化財防災対策連絡会</u>を定期的に開催し、相互の連絡、調整や文化財防災の指導、啓発を行う。また、文化財の被災時における連絡会の各機関を結ぶ緊急連絡体制の系統的な確立を図る。	4 文化財防災の連絡、調整体制の整備（文化市民局文化財保護課） 京都府、市文化財保護課、都市計画局、消防局、京都府警察本部、京都大阪森林管理事務所、<u>京都国立博物館</u>、文化財保護関係団体による<u>京都文化財防災対策等連絡会</u>を定期的に開催し、相互の連絡、調整や文化財防災の指導、啓発を行う。また、文化財の被災時における連絡会の各機関を結ぶ緊急連絡体制の系統的な確立を図る。	組織改正に伴う修正
171	1 避難行動要支援者の安否確認体制の整備 (1) 「避難行動要支援者名簿」・<u>「個別避難計画」</u>の作成（保健福祉局保健福祉総務課） 保健福祉局保健福祉総務課は、高齢者や障害者等の避難行動要支援者のリスト（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成し、区役所等関係機関に提供する。 <u>また、避難行動要支援者名簿に掲載された方を対象に個別避難計画の作成を進める。</u> <u>(2)</u> 「避難行動要支援者名簿」に掲載する方の範囲（保健福祉局保健福祉総務課） （略）	1 避難行動要支援者の安否確認体制の整備 (1) 「避難行動要支援者名簿」<u>（削除）</u>の作成（保健福祉局保健福祉総務課） 保健福祉局保健福祉総務課は、高齢者や障害者等の避難行動要支援者のリスト（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成し、区役所等関係機関に提供する。 <u>（削除）</u> <u>ア</u> 「避難行動要支援者名簿」に掲載する方の範囲（保健福祉局保健福祉総務課） （略）	条例制定及び個別避難計画作成に伴う修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<u>ア</u>（略） <u>イ</u>（略） <u>ウ</u>（略） <u>エ</u>（略） <u>オ</u>（略） <u>（追記）</u> ③ 「避難行動要支援者名簿」に記載する個人情報（保健福祉局保健福祉総務課） 避難行動要支援者名簿に記載する個人情報は、次に掲げる事項とする <u>ア 住所</u> <u>イ 氏名</u> <u>ウ 性別</u> <u>エ 生年月日（年齢を含む。）</u> <u>オ 世帯主の氏名</u> <u>カ 電話番号</u> <u>キ 世帯状況</u> <u>（追記）</u> <u>ク 要介護又は要支援の区分、障害程度の区分、身体障害者手帳の種類及び等級（身体障害者手帳交付台帳に記載されている級別又は療育手帳交付台帳に記載されている障害の程度をいう。）</u> <u>ケ 緊急連絡先（京都市緊急通報システム事業登録者に限る。）</u> <u>（追記）</u>	<u>(ア)</u>（略） <u>(イ)</u>（略） <u>(ウ)</u>（略） <u>(エ)</u>（略） <u>(オ)</u>（略） <u>(カ) 65歳以上の単身世帯の方のうち、平常時から地域に情報を提供することに同意された方</u> イ 「避難行動要支援者名簿」に記載する個人情報（保健福祉局保健福祉総務課） 避難行動要支援者名簿に記載する個人情報は、次に掲げる事項とする。 <u>(ア) 氏名</u> <u>(イ) 生年月日</u> <u>(ウ) 年齢</u> <u>(エ) 性別</u> <u>(オ) 住所又は居所</u> <u>(カ) 電話番号その他の連絡先</u> <u>(キ) 避難支援等を必要とする事由</u> <u>（・視覚、聴覚、肢体不自由等の障害の種類及びその程度）</u> <u>（・要介護状態区分などの要支援者個人の避難能力に関する事項）</u> <u>(ク) 世帯状況</u> <u>(ケ) 世帯主の氏名及び当該世帯主との続柄</u> <u>(コ) 緊急連絡先（京都市緊急通報システム事業登録者に限る。）</u>	

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<u>(追記)</u> <u>(追記)</u> (4) 「避難行動要支援者名簿」の作成、更新及び回収（保健福祉局保健福祉総務課） 避難行動要支援者名簿の作成に当たっては、本市が保有する介護保険システムデータ、<u>(追記)</u> 緊急通報システムデータ及び住民基本台帳データ <u>(追記)</u> を利用することとし、更新及び回収に関しては、避難行動要支援者の実態を的確に把握し、確実な避難支援体制を整備するため、おおむね<u>四半期</u>ごとに名簿を更新し、更新前の名簿については回収のうえ、焼却又は融解により適正に処分する。	<u>(㊦)</u> 自主防災組織等の地域関係団体や民生児童委員等の避難支援等の実施に携わる関係者（以下、「避難支援等関係者」という。）に対する名簿情報の提供に同意し、又は提供を拒否する旨の申出の有無 <u>(㊧)</u> 緊急通報システムの利用の有無 ウ 「避難行動要支援者名簿」の作成、更新及び回収（保健福祉局保健福祉総務課） 避難行動要支援者名簿の作成に当たっては、本市が保有する介護保険システムデータ、<u>自立支援費サービスシステム、障害者手帳システム、精神保健業務管理システムデータ</u>、緊急通報システムデータ及び住民基本台帳データ・<u>外国人登録データ</u>を利用することとし、更新及び回収に関しては、避難行動要支援者の実態を的確に把握し、確実な避難支援体制を整備するため、おおむね<u>半期</u>ごとに名簿を更新し、更新前の名簿については回収のうえ、焼却又は融解により適正に処分する。	
172	(5) 避難支援等関係者（保健福祉局保健福祉総務課、区役所、消防局<u>市民安全課</u>） 避難行動要支援者の避難支援については、<u>自主防災組織等の地域関係団体や、民生委員・児童委員等（以下「避難支援等関係者」という。）</u>が行うものとする。 (6) 「避難行動要支援者名簿」等の貸出し（保健福祉局保健福祉総務課、区役所） <u>(追記)</u> <u>避難行動要支援者名簿は、区役所及び消防局で保管し、災害発生時には、各区が、住民の共助による避難行動要支援者の安否確認及び避難支援に活用できるよう、必要と認められる住民に貸し出すこととする。</u>	エ 避難支援等関係者（保健福祉局保健福祉総務課、区役所、消防局<u>消防団・自主防災推進室</u>） 避難行動要支援者の避難支援については、<u>避難支援等関係者</u>が行うものとする。 オ 「避難行動要支援者名簿」等の貸出し（保健福祉局保健福祉総務課、区役所） <u>(7)</u> <u>災害時（区役所）</u> <u>各区役所・支所及び消防局が保管している避難行動要支援者名簿を、</u>各区が、住民の共助による避難行動要支援者の安否確認及び避難支援に活用できるよう、必要と認められる住民に貸し出すことと	条例制定及び個別避難計画作成に伴う修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由
37	<u>(追記)</u> <u>(7) 「避難行動要支援者名簿」の貸出しに際する情報漏えいの防止</u> <u>(区役所)</u> <u>(追記)</u> (略) <u>(追記)</u> <u>(8) 「避難行動要支援者名簿」の回収</u> <u>(区役所)</u> <u>(追記)</u> (略) <u>(追記)</u> <u>(9) 避難支援等関係者への事前の避難行動要支援者に関する情報提供</u>（保	する。 <u>(イ) 平常時（保健福祉局保健福祉総務課、区役所等）</u> <u>保健福祉局保健福祉総務課は、避難行動要支援者名簿登載者に対して地域への情報提供に係る意向確認を行い、「拒否の申出」のあった方を除く避難行動要支援者名簿を、区役所等を通じて、名簿情報の取扱いに関する協定を締結した避難支援等関係者に貸し出す。</u> <u>カ 「避難行動要支援者名簿」の貸出しに際する情報漏えいの防止（削除）</u> <u>(7) 災害時（区役所）</u> (略) <u>(イ) 平常時（保健福祉局保健福祉総務課）</u> <u>保健福祉局保健福祉総務課は、避難行動要支援者名簿に係る協定締結の申出書兼名簿貸出申請書を提出した避難支援等関係者に対し避難行動要支援者名簿を提供する際に、名簿情報の取扱いに関する協定を締結する。</u> <u>キ 「避難行動要支援者名簿」の回収（削除）</u> <u>(7) 災害時（区役所）</u> (略) <u>(イ) 平常時（保健福祉局保健福祉総務課、区役所等）</u> <u>保健福祉局保健福祉総務課は、避難行動要支援者名簿について、おおむね半期ごとに更新し、新たな名簿を提供する際に、区役所等を通じて、更新前の避難行動要支援者名簿を回収する。</u> <u>回収した避難行動要支援者名簿については、焼却又は融解により適正に処分する。</u> <u>ク 避難支援等関係者への事前の避難行動要支援者に関する情報提供</u>	

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	健福祉局保健福祉総務課、区役所、消防局<u>市民安全課</u>） 保健福祉局保健福祉総務課、区役所、消防局<u>市民安全課</u>は、<u>避難行動要支援者の情報を共有するとともに、</u>避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人等の同意を得たうえで、あらかじめ避難行動要支援者に関する情報提供を行うなど、災害発生後の迅速な避難支援・安否確認の実施体制の充実を<u>図る。</u> <u>（追記）</u> <u>（追記）</u> <u>（追記）</u>	（保健福祉局保健福祉総務課、区役所、消防局<u>予防課</u>） 保健福祉局保健福祉総務課、区役所、消防局<u>予防課</u>は、<u>避難行動要支援者の情報を共有している。更に、</u>避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人等の同意を得たうえで、あらかじめ避難行動要支援者に関する情報提供を行うなど、災害発生後の迅速な避難支援・安否確認の実施体制の充実を<u>図っている。</u> <u>（2）「個別避難計画」の作成（保健福祉局保健福祉総務課）</u> <u>保健福祉局保健福祉総務課は、避難行動要支援者名簿に掲載された方を対象に個別避難計画の作成を進める。</u> <u>ア 個別避難計画の作成について（保健福祉局保健福祉総務課）</u> <u>保健福祉局保健福祉総務課は、避難行動要支援者名簿登載者について、一人ひとりの状況にあわせた、避難時の配慮事項や避難先、必要な支援等を記載した個別避難計画を作成し、区役所等関係機関に提供する。</u> <u>イ 個別避難計画に記載する記載事項（保健福祉局保健福祉総務課）</u> <u>（ア）氏名</u> <u>（イ）生年月日</u> <u>（ウ）年齢</u> <u>（エ）性別</u> <u>（オ）住所又は居所</u> <u>（カ）電話番号その他の連絡先</u> <u>（キ）身体の状態（介護度や障害支援区分、障害者手帳の種類等）</u> <u>（ク）緊急連絡先</u> <u>（ケ）避難時の配慮に関する情報</u> <u>（コ）避難支援者の情報</u>	

頁	現 行	修 正 案	修正理由
39	<u>(追記)</u> <u>(追記)</u> <u>(追記)</u> <u>(追記)</u>	<u>(㊦) 避難場所及び避難経路の情報等</u> <u>(㊧) その他必要な事項</u> <u>ウ 事業対象者及び計画作成手法（保健福祉局保健福祉総務課）</u> <u>(ア) 避難行動要支援者名簿登載者のうち、災害時のリスクが高く、特に支援を要する方（要介護3以上、又は障害支援区分4以上の方で、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、浸水想定3m以上の区域等に居住する方）は、ケアマネジャー等の福祉専門職の協力を得て、ケアプラン作成等と合わせて、本人、家族等からの聞き取りにより、改正災害対策基本法施行後、概ね5年程度で個別避難計画を作成する。</u> <u>(イ) 避難行動要支援者名簿登載者のうち、上記ア以外の方は、本人、家族等による計画作成を勧奨する。</u> <u>エ 個別避難計画の更新（保健福祉局保健福祉総務課）</u> <u>保健福祉局保健福祉総務課は、福祉専門職の協力を得て、作成した個別避難計画について、年に1回程度、本人やその親族と内容を点検し、本人の心身の状況や取り巻く環境の変化に伴って、計画を修正する必要がある場合は、その内容を更新する。</u> <u>オ 避難支援者</u> <u>避難行動要支援者が自力での避難が困難な場合、近隣住民等への手助け等の依頼等の支援を行う避難支援者を選定する。</u> <u>避難支援者は、発災又は発災のおそれが生じた場合は、作成した個別避難計画に基づき、自らの安全確保に配慮しつつ、避難行動要支援者の避難支援を実施する。</u> <u>なお、避難支援の結果について、避難支援者に法的責任や義務を負わせるものではなく、災害時の避難行動の支援は、必ずなされること</u>	

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<u>(追記)</u> <u>(追記)</u> <u>(追記)</u> <u>(追記)</u> <u>(10) 近隣の助け合い体制の推進（自主防災組織等）</u> <u>自主防災組織等は、避難訓練等の実施を通じ、平常時から近隣の避難</u>	<u>を保証するものではない。</u> <u>力 個別避難計画情報の利用及び提供（保健福祉局保健福祉総務課）</u> <u>作成した個別避難計画は、災害の発生に備え、区役所と共有する。</u> <u>また、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援者、緊急連絡先及び高齢者の場合は、住所地を管轄する地域包括支援センター、障害者の場合は、住所地を管轄する障害者地域生活支援センターに対して、個別避難計画情報を提供する。</u> <u>ただし、本人や避難支援者から、関係団体への提供の同意が得られない場合は、この限りではない。</u> <u>キ 個別避難計画の提供に際する情報漏えいの防止</u> <u>(ア) 災害時（区役所）</u> <u>区役所は、災害発生時に、避難支援等関係者に個別避難計画を貸し出すときは、避難支援等関係者に提供した個別避難計画を紛失しないこと、避難行動要支援者の安否の確認や避難の支援の活動が完了したときは個別避難計画を返却すること、安否の確認等の活動により知り得た個人情報を他に漏らさないこと等の、避難行動要支援者の個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。</u> <u>(イ) 平常時（保健福祉局保健福祉総務課）</u> <u>保健福祉局保健福祉総務課は、地域包括支援センター及び障害者地域生活支援センターに個別避難計画を貸し出すときは、提供した個別避難計画を紛失しないこと、避難支援等の実施に必要な限度でのみ活用できること等の、個人情報の保護に関し、必要な事項を周知するものとする。</u> <u>(3) 近隣の助け合い体制の推進（自主防災組織等）</u> <u>避難支援等関係者は、平常時から提供している避難行動要支援者名簿</u>	

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	行動要支援者の安否確認や避難時の介護などを実施する。 (11) 緊急安全調査体制の整備（区役所） （略）	<u>を活用して、見守り活動や</u>避難訓練等の実施を通じ、平常時から近隣の避難行動要支援者の安否確認や避難時の介護などを実施する。 (4) 緊急安全調査体制の整備（区役所） （略）	
177	3 災害時のボランティア・ネットワーク体制の構築 (1) <u>京都市災害ボランティアセンター連絡会（仮称）等を通じた</u>災害時の協力体制の構築（京都市災害ボランティアセンター） 災害時のボランティア活動を効果的に支援できるよう、平常時から関係機関・団体等との情報交換、研修・訓練等の共同実施などの連携を推進し、<u>同会</u>で培ったネットワークや関係機関・団体等有する機能をいかした災害時の協力体制を構築する。	3 災害時のボランティア・ネットワーク体制の構築 (1) <u>（削除）</u>災害時の協力体制の構築（京都市災害ボランティアセンター） 災害時のボランティア活動を効果的に支援できるよう、平常時から関係機関・団体等との情報交換、研修・訓練等の共同実施などの連携を推進し、<u>取組の中</u>で培ったネットワークや関係機関・団体等有する機能をいかした災害時の協力体制を構築する。	運用実態を考慮した修正
177	4 災害時マニュアルの整備等 (1) センター運営マニュアルの整備等（京都市災害ボランティアセンター） 災害時において京都市災害ボランティアセンターが効果的に機能するように、センター運営マニュアルを<u>整備</u>するとともに、市・区災害ボランティアセンターの効果的な連携方法や人材養成の在り方についての調査検討などに取り組む。	4 災害時マニュアルの整備等 (1) センター運営マニュアルの整備等（京都市災害ボランティアセンター） 災害時において京都市災害ボランティアセンターが効果的に機能するように、センター運営マニュアルを<u>必要に応じて更新</u>するとともに、市・区災害ボランティアセンターの効果的な連携方法や人材養成の在り方についての調査検討などに取り組む。	字句修正
177	5 その他の支援 (3) 市民防火・防災活動の人材育成（消防局（<u>市民安全課、消防団課、技術指導課</u>）） 消防局（<u>市民安全課、消防団課、技術指導課</u>）は、地域の大学生、高校生などに対し、防災についての専門的、実践的な知識を習得させ、地域の中で防災のまちづくりに取り組む人材を計画的に養成する環境整備を図る。	5 その他の支援 (3) 市民防火・防災活動の人材育成（消防局（<u>消防団・自主防災推進室、教育管理課</u>）） 消防局（<u>消防団・自主防災推進室、教育管理課</u>）は、地域の大学生、高校生などに対し、防災についての専門的、実践的な知識を習得させ、地域の中で防災のまちづくりに取り組む人材を計画的に養成する環境整備を図る。	組織改正に伴う修正

令和4年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

資料2

頁	現 行	修 正 案	修正理由
179	25-2 ガス施設の災害予防（<u>大阪ガス株式会社</u>） （略） 1 防災体制 防災業務計画に基づき、<u>大阪ガス</u>や関係工事会社等に対し、保安体制・非常体制の具体的措置を定める。	25-2 ガス施設の災害予防（<u>大阪ガスネットワーク株式会社</u>） （略） 1 防災体制 防災業務計画に基づき、<u>大阪ガスネットワーク</u>や関係工事会社等に対し、保安体制・非常体制の具体的措置を定める。	組織名称 の変更に 伴う修正
181	2 浄水施設等 (1) 浄水施設等の耐震化（上下水道局水道部管理課） 施設の重要性に<u>鑑み</u>、水道施設耐震化計画に基づ<u>いた</u>計画的な施設の耐震化を図る。 (2) 配水池や貯水槽等の耐震化（上下水道局水道部管理課） 災害時における給水の確保を図るため、老朽<u>化</u>や重要度等から総合的に優先度を判定し、配水池や貯水槽等の耐震化を進める。 (3) 緊急遮断弁の設置（上下水道局水道部管理課） 配水池<u>出口</u>等に緊急遮断弁を設置し、必要な水量を確保する。 3 送・配水施設等 （略） (2) <u>浄水場間及び幹線の相互連絡</u>（上下水道局水道部管理課） <u>給水の相互融通を可能とする幹線を布設し、ネットワーク化、バックアップ機能によるリスク分散</u>を図る。 （略） 6 その他 (1) 給水管の耐震化（上下水道局水道部水道管路課） <u>配水管からの分岐部より</u>水道メータまでの配管について、耐震性に優れたポリエチレン二層管を採用し、給水管の耐震化を図る。	2 浄水施設等 (1) 浄水施設等の耐震化（上下水道局水道部管理課） 施設の重要性を<u>踏まえて</u>、水道施設耐震化計画に基づ<u>き</u>計画的な施設の耐震化を図る。 (2) 配水池や貯水槽等の耐震化（上下水道局水道部管理課） 災害時における給水の確保を図るため、老朽<u>度</u>や重要度等から総合的に優先度を判定し、配水池や貯水槽等の耐震化を進める。 (3) 緊急遮断弁の設置（上下水道局水道部管理課） 配水池<u>流出管</u>等に緊急遮断弁を設置し、必要な水量を確保する。 3 送・配水施設等 （略） (2) <u>連絡幹線配水管の整備</u>（上下水道局水道部管理課） <u>各浄水場の幹線配水管の相互融通を可能とする連絡幹線配水管を整備し、給水のバックアップ機能の強化</u>を図る。 （略） 6 その他 (1) 給水管の耐震化（上下水道局水道部水道管路課） <u>配水管の分岐部から</u>水道メータまでの配管について、耐震性に優れたポリエチレン二層管を採用し、給水管の耐震化を図る。	字句修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由
182	※ 水道整備事業計画 <u>(2018～2022)</u>（上下水道局） ○ 管路の改築更新・耐震化 ○ 施設の改築更新・耐震化 ○ 新山科浄水場 <u>(追記)</u> トンネルの更新・耐震化	※ 水道整備事業計画 <u>(削除)</u>（上下水道局） ○ 管路の改築更新・耐震化 ○ 施設の改築更新・耐震化 ○ 新山科浄水場 <u>導水</u> トンネルの更新・耐震化	字句修正
183	2 災害予防対策 (3) 下水道管路台帳の整備、保管（上下水道局下水道部管理課） （略） ウ 災害時対策用端末の配備 スタンドアロン型の下水道台帳管理システムを <u>上下水道局本庁、きた及びみなみ下水道管路管理センター</u>へ配備	2 災害予防対策 (3) 下水道管路台帳の整備、保管（上下水道局下水道部管理課） （略） ウ 災害時対策用端末の配備 スタンドアロン型の下水道台帳管理システムを <u>上下水道局総合庁舎（みなみ下水道管路管理センター）及び太秦庁舎（きた下水道管路管理センター）</u>へ配備	端末配備場所の変更に伴う修正
187	3 応急危険度判定体制の整備 (2) 民間建築物の応急危険度判定体制の確立（都市計画局建築安全推進課） （略） イ <u>(追記)</u> <u>ウ</u> 判定資機材等の備蓄 （略） <u>エ</u> 応急危険度判定制度のPR （略）	3 応急危険度判定体制の整備 (2) 民間建築物の応急危険度判定体制の確立（都市計画局建築安全推進課） （略） イ <u>(略)</u> <u>ウ 判定実施本部運営体制の整備</u> <u>迅速かつ円滑な判定の実施に向け、実践的な検討、調整を進めるとともに、マニュアルの整備や定期的な研修の実施、講習会等への参加により、職員の育成を推進する。</u> <u>エ</u> 判定資機材等の備蓄 （略） <u>オ</u> 応急危険度判定制度のPR （略）	京都府地震被災建築物応急危険度判定協議会が定める指針等の内容を踏まえた修正

令和4年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

資料2

頁	現 行	修 正 案	修正理由
188	1 オープンスペース利用計画の策定 (1) 「緊急対策用」オープンスペース利用計画の策定（保健福祉局（健康長寿企画課、医療衛生企画課）、消防局（<u>警防計画課、消防救助課</u>）、建設局各所属、京都府警察、自衛隊）	1 オープンスペース利用計画の策定 (1) 「緊急対策用」オープンスペース利用計画の策定（保健福祉局（健康長寿企画課、医療衛生企画課）、消防局<u>警防課</u>、建設局各所属、京都府警察、自衛隊）	組織改正に伴う修正
190	1 帰宅困難者支援体制の整備 (略) (4) 緊急避難先等の整備について（行財政局防災危機管理室、産業観光局観光MICE推進室、都市計画局まち再生・創造推進室） ア 緊急避難広場 (略) ※ 緊急避難広場の指定 ○ 緊急避難広場 <u>49</u>箇所（令和<u>3</u>年7月1日現在） イ 一時滞在施設 (略) ※ 一時滞在施設の指定 ○ 一時滞在施設 <u>126</u>箇所（令和<u>3</u>年7月1日現在）	1 帰宅困難者支援体制の整備 (略) (4) 緊急避難先等の整備について（行財政局防災危機管理室、産業観光局観光MICE推進室、都市計画局まち再生・創造推進室） ア 緊急避難広場 (略) ※ 緊急避難広場の指定 ○ 緊急避難広場 <u>50</u>箇所（令和<u>4</u>年7月1日現在） イ 一時滞在施設 (略) ※ 一時滞在施設の指定 ○ 一時滞在施設 <u>124</u>箇所（令和<u>4</u>年7月1日現在）	時点修正
191	ウ 避難誘導団体 (略) ※ 避難誘導団体の指定 ○ 避難誘導団体 23団体（令和<u>3</u>年7月1日現在）	ウ 避難誘導団体 (略) ※ 避難誘導団体の指定 ○ 避難誘導団体 23団体（令和<u>4</u>年7月1日現在）	時点修正
192	5 徒歩帰宅への備え (略) ※ 避難誘導体制の整備状況（<u>平成30年7月1日</u>現在）	5 徒歩帰宅への備え (略) ※ 避難誘導体制の整備状況（<u>令和4年7月1日</u>現在）	時点修正及び通信連絡手段

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																		
	○ 緊急避難先等への災害時用PHS及び避難誘導用資機材の配備（行財政局、都市計画局） ○ 避難誘導標識等の設置（行財政局、産業観光局、都市計画局） ・ ターミナル対策 避難誘導標識（10箇所） ・ 観光地対策 避難誘導標識（20箇所） アップグレード観光案内標識への緊急避難先の掲載（12箇所） ・ 緊急避難広場における標示板の設置（15箇所） ○ 観光客等への災害時行動周知用パンフレット（4箇国語対応）の作成（行財政局、都市計画局） ○ 京都市帰宅支援サイトの開設（行財政局）	○ 緊急避難先等へのスマートフォン及び避難誘導用資機材の配備（行財政局、都市計画局） ○ 避難誘導標識等の設置（行財政局（削除）、都市計画局） ・ ターミナル対策 避難誘導標識（10箇所） ・ 観光地対策 避難誘導標識（19箇所） （削除） ・ 緊急避難広場における標示板の設置（36箇所） ○ 災害時帰宅困難者ガイドマップ（4箇国語対応）の作成（行財政局（削除）） ○ 京都市帰宅支援サイトの開設（行財政局）	の変更に伴う修正																																		
215	第3節 情報の収集・伝達 ■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担 当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td colspan="3">（略）</td></tr><tr><td rowspan="5">3.2 被害情報を収集する</td><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>消防部（市民班、予防調査班（消防署））</td><td>3.2.6 （略）</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr></table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	（略）			3.2 被害情報を収集する	（略）		（略）		（略）		消防部（市民班、予防調査班（消防署））	3.2.6 （略）	（略）		第3節 情報の収集・伝達 ■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担 当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td colspan="3">（略）</td></tr><tr><td rowspan="5">3.2 被害情報を収集する</td><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>消防部（消防団・自主防災班、予防調査班（消防署））</td><td>3.2.6 （略）</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr></table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	（略）			3.2 被害情報を収集する	（略）		（略）		（略）		消防部（消防団・自主防災班、予防調査班（消防署））	3.2.6 （略）	（略）		組織改正に伴う修正
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																																			
（略）																																					
3.2 被害情報を収集する	（略）																																				
	（略）																																				
	（略）																																				
	消防部（市民班、予防調査班（消防署））	3.2.6 （略）																																			
	（略）																																				
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																																			
（略）																																					
3.2 被害情報を収集する	（略）																																				
	（略）																																				
	（略）																																				
	消防部（消防団・自主防災班、予防調査班（消防署））	3.2.6 （略）																																			
	（略）																																				

頁	現 行	修 正 案	修正理由																		
216	3.2 被害情報を収集する 3.2.1 (略) (被害状況の区分・収集(取りまとめ)(人、建物の被害)) <table><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>り災状況</td><td>り災世帯、り災者数</td><td>区本部、消防部(火災関係)</td></tr><tr><td>火災被害</td><td>火災による人的被害、建物被害</td><td>消防部</td></tr></table>	(略)			り災状況	り災世帯、り災者数	区本部、消防部(火災関係)	火災被害	火災による人的被害、建物被害	消防部	3.2 被害情報を収集する 3.2.1 (略) (被害状況の区分・収集(取りまとめ)(人、建物の被害)) <table><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>り災状況</td><td>り災世帯、り災者数</td><td>区本部、消防部(火災関係)</td></tr><tr><td colspan="3"><u>(削除)</u></td></tr></table>	(略)			り災状況	り災世帯、り災者数	区本部、消防部(火災関係)	<u>(削除)</u>			字句修正
(略)																					
り災状況	り災世帯、り災者数	区本部、消防部(火災関係)																			
火災被害	火災による人的被害、建物被害	消防部																			
(略)																					
り災状況	り災世帯、り災者数	区本部、消防部(火災関係)																			
<u>(削除)</u>																					
217	3.2.6 自主防災組織等からの情報収集を行う(消防部(市民班、予防調査班(消防署))) 消防部(市民班、予防調査班(消防署))は、区本部と連携して、自主防災組織、事業所、その他公共的団体(以下「自主防災組織等」という。)からの情報の収集に努める。	3.2.6 自主防災組織等からの情報収集を行う(消防部(消防団・自主防災班、予防調査班(消防署))) 消防部(消防団・自主防災班、予防調査班(消防署))は、区本部と連携して、自主防災組織、事業所、その他公共的団体(以下「自主防災組織等」という。)からの情報の収集に努める。	組織改正に伴う修正																		
218	3.3.6 府知事に報告する(本部長) 京都市域内に地震が発生し、被害が生じた場合は、被害の状況、災害応急対策活動の実施状況等について、本部長(本部事務局)は京都府知事(京都府府民生活部災害対策課又は京都府災害対策本部)宛て報告する。	3.3.6 府知事に報告する(本部長) 京都市域内に地震が発生し、被害が生じた場合は、被害の状況、災害応急対策活動の実施状況等について、本部長(本部事務局)は京都府知事(京都府危機管理部災害対策課又は京都府災害対策本部)宛て報告する。	字句修正																		
235	第6節 避難応急対策 ■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担 当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>6.2 避難情報を伝達する</td><td>区本部、消防部支援班(消防署)、警察官、消</td><td>6.2.6 (略) 6.2.7 (略)</td></tr></table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	(略)	(略)	(略)	6.2 避難情報を伝達する	区本部、消防部支援班(消防署)、警察官、消	6.2.6 (略) 6.2.7 (略)	第6節 避難応急対策 ■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担 当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>6.2 避難情報を伝達する</td><td>区本部、消防部支援班(消防署)、警察官、消</td><td>6.2.6 (略) <u>(下段へ移動)</u></td></tr></table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	(略)	(略)	(略)	6.2 避難情報を伝達する	区本部、消防部支援班(消防署)、警察官、消	6.2.6 (略) <u>(下段へ移動)</u>	現行の運用体制を踏まえた修正
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																			
(略)	(略)	(略)																			
6.2 避難情報を伝達する	区本部、消防部支援班(消防署)、警察官、消	6.2.6 (略) 6.2.7 (略)																			
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																			
(略)	(略)	(略)																			
6.2 避難情報を伝達する	区本部、消防部支援班(消防署)、警察官、消	6.2.6 (略) <u>(下段へ移動)</u>																			

頁	現 行			修 正 案			修正理由																										
		防団員、 <u>自主防災組織、自治会等</u>			防団員 <u>(削除)</u>																												
		<u>(追記)</u> 自主防災組織、自治会等	<u>(上段から移動)</u> 6.2.8 (略)		<u>消防団、</u> 自主防災組織、自治会等	<u>6.2.7 (略)</u> 6.2.8 (略)																											
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																											
236	第 6 節 避難応急対策 ■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担 当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="2">6.6 広域避難場所において対応する</td><td>区本部、消防部予防調査班（消防署）、警察署</td><td><u>(追記)</u> 6.6. <u>1</u> 管轄区域の広域避難場所に職員を派遣する 6.6. <u>2</u> 情報対策チームを設置する</td></tr><tr><td>施設管理者、区本部、消防部予防調査班（消防署）、<u>警察署</u></td><td>6.6. <u>3</u> 門扉等を解錠する</td></tr></table>			応急対策項目	担 当	分 担 内 容	(略)	(略)	(略)	6.6 広域避難場所において対応する	区本部、消防部予防調査班（消防署）、警察署	<u>(追記)</u> 6.6. <u>1</u> 管轄区域の広域避難場所に職員を派遣する 6.6. <u>2</u> 情報対策チームを設置する	施設管理者、区本部、消防部予防調査班（消防署）、 <u>警察署</u>	6.6. <u>3</u> 門扉等を解錠する	第 6 節 避難応急対策 ■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担 当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="4">6.6 広域避難場所において対応する</td><td>区本部、消防部予防調査班（消防署）、警察署</td><td><u>6.6.1 広域避難場所への避難に係る情報共有</u> 6.6. <u>2</u> 管轄区域の広域避難場所に職員を派遣する 6.6. <u>3 情報収集・伝達活動の連携体制を確認する</u></td></tr><tr><td>施設管理者、区本部、消防部予防調査班（消防署） <u>(削除)</u></td><td>6.6. <u>4</u> 門扉等を解錠する</td></tr><tr><td>区本部、消防部予防調査班（消防署）、警察署</td><td>6.6. <u>5 情報収集・伝達活動</u>を行う</td></tr><tr><td></td><td>6.6. <u>6</u> 区本部に急報する</td></tr></table>			応急対策項目	担 当	分 担 内 容	(略)	(略)	(略)	6.6 広域避難場所において対応する	区本部、消防部予防調査班（消防署）、警察署	<u>6.6.1 広域避難場所への避難に係る情報共有</u> 6.6. <u>2</u> 管轄区域の広域避難場所に職員を派遣する 6.6. <u>3 情報収集・伝達活動の連携体制を確認する</u>	施設管理者、区本部、消防部予防調査班（消防署） <u>(削除)</u>	6.6. <u>4</u> 門扉等を解錠する	区本部、消防部予防調査班（消防署）、警察署	6.6. <u>5 情報収集・伝達活動</u> を行う		6.6. <u>6</u> 区本部に急報する	連携体制等の具体化に伴う修正
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																															
(略)	(略)	(略)																															
6.6 広域避難場所において対応する	区本部、消防部予防調査班（消防署）、警察署	<u>(追記)</u> 6.6. <u>1</u> 管轄区域の広域避難場所に職員を派遣する 6.6. <u>2</u> 情報対策チームを設置する																															
	施設管理者、区本部、消防部予防調査班（消防署）、 <u>警察署</u>	6.6. <u>3</u> 門扉等を解錠する																															
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																															
(略)	(略)	(略)																															
6.6 広域避難場所において対応する	区本部、消防部予防調査班（消防署）、警察署	<u>6.6.1 広域避難場所への避難に係る情報共有</u> 6.6. <u>2</u> 管轄区域の広域避難場所に職員を派遣する 6.6. <u>3 情報収集・伝達活動の連携体制を確認する</u>																															
	施設管理者、区本部、消防部予防調査班（消防署） <u>(削除)</u>	6.6. <u>4</u> 門扉等を解錠する																															
	区本部、消防部予防調査班（消防署）、警察署	6.6. <u>5 情報収集・伝達活動</u> を行う																															
		6.6. <u>6</u> 区本部に急報する																															

頁	現 行			修 正 案			修正理由
		区本部、消防部予防調査班（消防署）、警察署 <u>（罫線追加）</u> <u>（追記）</u> <u>（罫線追加）</u> <u>（追記）</u>	6.6.4 <u>情報対策チームの初期情報収集活動</u> を行う 6.6.5 区本部に急報する 6.6.6 <u>広域避難場所の運営を行う</u> <u>（追記）</u>		<u>区本部、消防部（消防署）、警察署</u> <u>区本部、消防部予防調査班（消防署）、警察署</u>	6.6.7 <u>広域避難場所の避難者の安全を確保する</u> <u>6.6.8 広域避難場所での支援を終了する</u>	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
237	6.2.7 各家庭を戸別に訪問し、伝達の周知を図る（ <u>区本部、消防部支援班（消防署）、警察官、</u> 消防団、自主防災組織、自治会等） <u>区本部、消防部支援班（消防署）、警察官、</u> 消防団員、自主防災組織、自治会等は、必要があるときは各家庭を戸別に訪問して伝達の周知を図る。			6.2.7 各家庭を戸別に訪問し、伝達の周知を図る（ <u>（削除）</u> 消防団、自主防災組織、自治会等） <u>（削除）</u> 消防団員、自主防災組織、自治会等は、必要があるときは各家庭を戸別に訪問して伝達の周知を図る。			現行の運用体制を踏まえた修正
240	6.6 広域避難場所において対応する <u>（追記）</u> 6.6.1 管轄区域内の広域避難場所に職員を派遣する（区本部、消防部予防調査班（消防署）、警察署）			6.6 広域避難場所において対応する <u>6.6.1 広域避難場所への避難に係る情報共有（区本部、消防部予防調査班（消防署）、警察署）</u> <u>区本部長、消防署長、警察署長は、大火災により広域避難場所に避難させることが必要と認めた場合、相互に連携し、自主防災組織、広域避難場所の施設管理者等の関係機関を含めて情報を共有する。また、区本部長はこれらの情報の集約を行う。</u> 6.6.2 管轄区域内の広域避難場所に職員を派遣する（区本部、消防部予防調査班（消防署）、警察署）			連携体制等の具体化に伴う修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	区本部長、消防署長、警察署長は、<u>(追記)</u>避難の必要があると認めた場合、<u>直ちに管轄区域内にある広域避難場所等に職員を派遣する。</u> 6.6.2 <u>情報対策チームを設置する</u>（区本部、消防部予防調査班（消防署）、警察署） <u>広域避難場所に派遣された区本部職員、消防部予防調査班（消防署）職員、警察署員は、情報対策チームを設置する。</u> 6.6.3 門扉等を解錠する（施設管理者、区本部、消防部予防調査班（消防署）、警察署） 施錠された広域避難場所については、<u>勤務時間内は、施設管理者が門扉等を開錠する。勤務時間外は、区本部、消防部予防調査班（消防署）又は警察機関の職員等</u>が解錠する。 6.6.4 <u>情報対策チームの初期情報収集活動</u>を行う（区本部、消防部予防調査班（消防署）、警察署） <u>情報対策チームは、広域避難場所等における初期情報収集活動を行う。情報対策チームは、常に正確な情報を収集し、避難者に伝達し、安全確保に努める。</u> <u>(情報対策チームの初期情報収集活動)</u> ア 避難人員の把握 イ 傷病者の確認 ウ 周辺火災延焼拡大状況の確認	区本部長、消防署長、警察署長は、<u>相互に連携し、大火災により</u>避難の必要があると認めた場合、<u>広域避難場所への避難の周知や情報収集・伝達活動を行い、市民の安全等を守るため、必要な職員を適宜</u>派遣する。 6.6.3 <u>情報収集・伝達活動の連携体制を確認する</u>（区本部、消防部予防調査班（消防署）、警察署） <u>広域避難場所への避難の周知や情報収集・伝達活動を行うために派遣された区本部、消防部予防調査班（消防署）、警察署の職員は、適宜連携して情報収集・伝達活動が実施できるよう、部署・氏名、連絡方法等を確認し合う。</u> 6.6.4 門扉等を解錠する（施設管理者、区本部、消防部予防調査班（消防署）<u>(削除)</u>） 施錠された広域避難場所については、<u>事前に広域避難場所ごとに確認している方法により、施設管理者、区本部又は自主防災組織等</u>が解錠する。 6.6.5 <u>情報収集・伝達活動</u>を行う（区本部、消防部予防調査班（消防署）、警察署） <u>区本部、消防部予防調査班（消防署）、警察署の職員は、広域避難場所等における情報収集・伝達活動をできるだけ迅速に行い、適宜、収集した正確な情報を避難者に伝達することにより、安全確保に努める。</u> <u>(初期から実施する情報収集活動)</u> ア 避難人員の把握 イ 傷病者の確認 ウ 周辺火災延焼拡大状況の確認	

頁	現 行		修 正 案		修正理由
		(追記) (追記) (追加)		(避難所の被害状況を含む) (その他の情報収集) ア 給水設備の使用の可否（被害を受けていないか） イ 施設のトイレの使用の可否（被害を受けていないか）	
	6.6.5 区本部に急報する（区本部、消防部予防調査班（消防署）、警察署） <u>情報対策チームは、広域避難場所の状況を</u> 区本部に急報する。		6.6.6 区本部に急報する（区本部、消防部予防調査班（消防署）、警察署） <u>区本部、消防部予防調査班（消防署）、警察署の職員は、広域避難場所等において収集した情報について、</u> 区本部に急報する。		
	6.6.6 <u>広域避難場所の運営を行う</u> （区本部、 <u>消防部予防調査班（消防署）、警察署</u> ） 広域避難場所においては、原則として <u>情報対策チームを中心に、自主防災組織等が協力して運営を行う。</u> 物資の配布等が必要となった場合は、「第7節 避難所の開設・運営」に準じて行う。 (広域避難場所の運営内容) ア 住民の安否確認 イ 情報収集、伝達 ウ 負傷者の応急措置等 (追記)		6.6.7 <u>広域避難場所の避難者の安全を確保する</u> （区本部、 <u>消防部（消防署）、警察署</u> ） 広域避難場所においては、原則として <u>自主防災組織等の協力を得て、区本部、消防部（消防署）、警察署が適宜連携して、避難者の安全を確保する。</u> 物資の配布等が必要となった場合は、「第7節 避難所の開設・運営」に準じて行う。 (広域避難場所における安全確保の内容) ア 住民の安否確認 イ 情報収集、伝達 ウ 負傷者の応急措置等		
			6.6.8 <u>広域避難場所での支援を終了する</u> （区本部、消防部予防調査班（消防署）、警察署） <u>区本部長は、消防署長及び警察署長と協議のうえ、大火災が鎮圧・鎮火するなどにより避難所への避難に危険が無くなったと認める場合</u>		

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																																										
		<u>は、広域避難場所での支援の終了を決定する。</u> <u>その場合、区本部長、消防署長及び警察署長は、職員を派遣し、又は自主防災組織等の協力を得て、広域避難場所の避難者に避難の必要がなくなったことを周知する。なお、自宅が被災し、行き場のない人には、避難所へ避難するよう、自主防災組織と協力して周知する。</u>																																																											
253	第 8 節 消防活動 ■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担 当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">8.2 震災活動の体制を確立する</td><td>消防部（総務班、<u>調整班</u>）、消防団</td><td>8.2.1 (略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>消防部（<u>活動支援班</u>、後方支援班）</td><td>8.2.5 (略)</td></tr><tr><td>消防部<u>活動支援班</u></td><td>8.2.6 (略)</td></tr><tr><td rowspan="2">8.3 震災活動の基本方針を立てる</td><td>消防部（市災害対策本部班、<u>調整班</u>、通信指令班（指令担当、災害情報処理担当））</td><td>8.3.1 (略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="4">8.4 災害現場活動を行う</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>消防部<u>消防救助班</u>（航空担当）</td><td>8.4.4 (略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>消防部<u>消防救助班</u></td><td>8.4.6 (略)</td></tr></table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	(略)			8.2 震災活動の体制を確立する	消防部（総務班、 <u>調整班</u> ）、消防団	8.2.1 (略)	(略)		消防部（ <u>活動支援班</u> 、後方支援班）	8.2.5 (略)	消防部 <u>活動支援班</u>	8.2.6 (略)	8.3 震災活動の基本方針を立てる	消防部（市災害対策本部班、 <u>調整班</u> 、通信指令班（指令担当、災害情報処理担当））	8.3.1 (略)	(略)	(略)	8.4 災害現場活動を行う	(略)	(略)	消防部 <u>消防救助班</u> （航空担当）	8.4.4 (略)	(略)	(略)	消防部 <u>消防救助班</u>	8.4.6 (略)	第 8 節 消防活動 ■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担 当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">8.2 震災活動の体制を確立する</td><td>消防部（総務班、<u>警防班</u>）、消防団</td><td>8.2.1 (略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>消防部（<u>警防班</u>、後方支援班）</td><td>8.2.5 (略)</td></tr><tr><td>消防部<u>警防班</u></td><td>8.2.6 (略)</td></tr><tr><td rowspan="2">8.3 震災活動の基本方針を立てる</td><td>消防部（市災害対策本部班、<u>警防班</u>、通信指令班（指令担当、災害情報処理担当））</td><td>8.3.1 (略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="4">8.4 災害現場活動を行う</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>消防部<u>警防班</u>（航空担当）</td><td>8.4.4 (略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>消防部<u>警防班</u></td><td>8.4.6 (略)</td></tr></table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	(略)			8.2 震災活動の体制を確立する	消防部（総務班、 <u>警防班</u> ）、消防団	8.2.1 (略)	(略)		消防部（ <u>警防班</u> 、後方支援班）	8.2.5 (略)	消防部 <u>警防班</u>	8.2.6 (略)	8.3 震災活動の基本方針を立てる	消防部（市災害対策本部班、 <u>警防班</u> 、通信指令班（指令担当、災害情報処理担当））	8.3.1 (略)	(略)	(略)	8.4 災害現場活動を行う	(略)	(略)	消防部 <u>警防班</u> （航空担当）	8.4.4 (略)	(略)	(略)	消防部 <u>警防班</u>	8.4.6 (略)	組織改正に伴う修正
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																																																											
(略)																																																													
8.2 震災活動の体制を確立する	消防部（総務班、 <u>調整班</u> ）、消防団	8.2.1 (略)																																																											
	(略)																																																												
	消防部（ <u>活動支援班</u> 、後方支援班）	8.2.5 (略)																																																											
	消防部 <u>活動支援班</u>	8.2.6 (略)																																																											
8.3 震災活動の基本方針を立てる	消防部（市災害対策本部班、 <u>調整班</u> 、通信指令班（指令担当、災害情報処理担当））	8.3.1 (略)																																																											
	(略)	(略)																																																											
8.4 災害現場活動を行う	(略)	(略)																																																											
	消防部 <u>消防救助班</u> （航空担当）	8.4.4 (略)																																																											
	(略)	(略)																																																											
	消防部 <u>消防救助班</u>	8.4.6 (略)																																																											
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																																																											
(略)																																																													
8.2 震災活動の体制を確立する	消防部（総務班、 <u>警防班</u> ）、消防団	8.2.1 (略)																																																											
	(略)																																																												
	消防部（ <u>警防班</u> 、後方支援班）	8.2.5 (略)																																																											
	消防部 <u>警防班</u>	8.2.6 (略)																																																											
8.3 震災活動の基本方針を立てる	消防部（市災害対策本部班、 <u>警防班</u> 、通信指令班（指令担当、災害情報処理担当））	8.3.1 (略)																																																											
	(略)	(略)																																																											
8.4 災害現場活動を行う	(略)	(略)																																																											
	消防部 <u>警防班</u> （航空担当）	8.4.4 (略)																																																											
	(略)	(略)																																																											
	消防部 <u>警防班</u>	8.4.6 (略)																																																											

頁	現 行				修 正 案				修正理由
		(略)	(略)			(略)	(略)		
254	8.1.3 第3号震災警防態勢を発令する（消防部長） 消防部長（消防部調整班）は、以下の基準に該当する場合は、第3号震災警防態勢を発令する。 (略) 8.2 震災活動の体制を確立する 8.2.1 震災警防本部、団震災警防本部等の組織、編成を行う（消防部（総務班、調整班）、消防団） ア 消防部（総務班、調整班）は、震災警防態勢の発令と同時に消防局本部・消防署に組織されている警防本部をそれぞれ震災警防本部へ移行させ、組織・人員を強化するとともに、特設隊を編成し、部隊を増強する。 (略) 8.2.2 職員、団員の非常召集を行う（消防部各班、消防団） 京都市域に震度5弱以上の地震が発生したときは、全職員・消防団員が自動的に応召する。また、それ以外で震災警防態勢が発令されたときにも、必要な職員・消防団員の召集を行う。 (略) 8.2.5 応援隊の受入体制を整備する（消防部（活動支援班、後方支援班） 消防部支援班は、応援隊を指揮・統制し、迅速かつ的確な震災警防活動を行うため、次のことを実施する。 (略) 8.2.6 応援隊を受け入れる（消防部活動支援班）				8.1.3 第3号震災警防態勢を発令する（消防部長） 消防部長（消防部警防班）は、以下の基準に該当する場合は、第3号震災警防態勢を発令する。 (略) 8.2 震災活動の体制を確立する 8.2.1 震災警防本部、団震災警防本部等の組織、編成を行う（消防部（総務班、警防班）、消防団） ア 消防部（総務班、警防班）は、震災警防態勢の発令と同時に消防局本部・消防署に組織されている警防本部をそれぞれ震災警防本部へ移行させ、組織・人員を強化するとともに、特設隊を編成し、部隊を増強する。 (略) 8.2.2 職員、団員の非常召集を行う（消防部各班、消防団） 京都市域に震度6弱以上の地震が発生したときは、全職員・消防団員が自動的に応召する。また、それ以外で震災警防態勢が発令されたときにも、必要な職員・消防団員の召集を行う。 (略) 8.2.5 応援隊の受入体制を整備する（消防部（警防班、後方支援班） 消防部警防班は、応援隊を指揮・統制し、迅速かつ的確な震災警防活動を行うため、次のことを実施する。				組織改正に伴う修正及び現行の運用体制を踏まえた修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由																														
	消防部 <u>支援班</u> は、集結予定場所において、緊急消防援助隊等の応援隊を受け入れる。	(略) 8.2.6 応援隊を受け入れる（消防部 <u>警防班</u> ） 消防部 <u>警防班</u> は、集結予定場所において、緊急消防援助隊等の応援隊を受け入れる。																															
255	8.3 震災活動の基本方針を立てる 8.3.1 情報収集及び報告を行う（消防部（市災害対策本部班、 <u>調整班</u> 、通信指令班（指令担当、災害情報処理担当））） 消防部（市災害対策本部班、 <u>調整班</u> 、通信指令班（指令担当、災害情報処理担当））は、震災活動の適正な判断、方針決定のために必要な情報を重点的に収集する。	8.3 震災活動の基本方針を立てる 8.3.1 情報収集及び報告を行う（消防部（市災害対策本部班、 <u>警防班</u> 、通信指令班（指令担当、災害情報処理担当））） 消防部（市災害対策本部班、 <u>警防班</u> 、通信指令班（指令担当、災害情報処理担当））は、震災活動の適正な判断、方針決定のために必要な情報を重点的に収集する。	組織改正に伴う修正																														
256	8.4.4 航空機隊の活動を行う（消防部 <u>消防救助班</u> （航空担当）） 航空機隊（消防部 <u>消防救助班</u> （航空担当））は、次の活動を行う。 (略) 8.4.6 関係機関等との連携を図る（消防部 <u>消防救助班</u> ） (略)	8.4.4 航空機隊の活動を行う（消防部 <u>警防班</u> （航空担当）） 航空機隊（消防部 <u>警防班</u> （航空担当））は、次の活動を行う。 (略) 8.4.6 関係機関等との連携を図る（消防部 <u>警防班</u> ） (略)	組織改正に伴う修正																														
258	第9節 医療救護活動 ■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担 当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">9.8 救急搬送を行う</td><td>(略)</td><td>(1) 一次搬送 9.8.1 (略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>消防部<u>調整班</u></td><td>9.8.4 (略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(2) 二次搬送 9.8.5 (略)</td></tr></table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	(略)			9.8 救急搬送を行う	(略)	(1) 一次搬送 9.8.1 (略)	(略)	(略)	消防部 <u>調整班</u>	9.8.4 (略)	(略)	(2) 二次搬送 9.8.5 (略)	第9節 医療救護活動 ■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担 当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">9.8 救急搬送を行う</td><td>(略)</td><td>(1) 一次搬送 9.8.1 (略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>消防部<u>警防班</u></td><td>9.8.4 (略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(2) 二次搬送 9.8.5 (略)</td></tr></table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	(略)			9.8 救急搬送を行う	(略)	(1) 一次搬送 9.8.1 (略)	(略)	(略)	消防部 <u>警防班</u>	9.8.4 (略)	(略)	(2) 二次搬送 9.8.5 (略)	組織改正に伴う修正
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																															
(略)																																	
9.8 救急搬送を行う	(略)	(1) 一次搬送 9.8.1 (略)																															
	(略)	(略)																															
	消防部 <u>調整班</u>	9.8.4 (略)																															
	(略)	(2) 二次搬送 9.8.5 (略)																															
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																															
(略)																																	
9.8 救急搬送を行う	(略)	(1) 一次搬送 9.8.1 (略)																															
	(略)	(略)																															
	消防部 <u>警防班</u>	9.8.4 (略)																															
	(略)	(2) 二次搬送 9.8.5 (略)																															

頁	現 行			修 正 案			修正理由
			9.8.6 (略)			9.8.6 (略)	
		保健福祉部医療調整班、消防部（救急班、 <u>消防救助班</u> （航空担当）、通信指令班（作戦担当））	9.8.7 (略)		保健福祉部医療調整班、消防部（救急班、 <u>警防班</u> （航空担当）、通信指令班（作戦担当））	9.8.7 (略)	
		消防部（救急班、 <u>消防救助班</u> （航空担当）、通信指令班（作戦担当））	9.8.8 (略)		消防部（救急班、 <u>警防班</u> （航空担当）、通信指令班（作戦担当））	9.8.8 (略)	
		消防部 <u>調整班</u>	9.8.9 (略)		消防部 <u>警防班</u>	9.8.9 (略)	
		(略)	(略)		(略)	(略)	
		消防部（ <u>消防救助班</u> （航空担当）、通信指令班（作戦担当））	9.8.11 (略)		消防部（ <u>警防班</u> （航空担当）、通信指令班（作戦担当））	9.8.11 (略)	
	(略)			(略)			
263	9.8 救急搬送を行う (1) 一次搬送 (略) 9.8.4 他都市からの応援隊の派遣を要請する（ <u>消防部調整班</u> ） 消防部 <u>調整班</u> は、京都市のみの対応で困難な場合は、緊急消防援助隊等の他都市からの応援救急隊の派遣を要請する。 (略)			9.8 救急搬送を行う (1) 一次搬送 (略) 9.8.4 他都市からの応援隊の派遣を要請する（ <u>消防部警防班</u> ） 消防部 <u>警防班</u> は、京都市のみの対応で困難な場合は、緊急消防援助隊等の他都市からの応援救急隊の派遣を要請する。 (略)			組織改正に伴う修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由
264	(2) 二次搬送 (略) 9.8.7 搬送先、ヘリコプターの運行等に連携して対応する（保健福祉部医療調整班、消防部（救急班、<u>消防救助班</u>（航空担当）、通信指令班（作戦担当））） 救急搬送にヘリコプターの活用を図る必要がある場合は、搬送先やヘリコプターの運行等について、保健福祉部長（保健福祉部医療調整班）、消防部長（消防部（救急班、<u>消防救助班</u>（航空担当）、通信指令班（作戦担当）））が連携して対応する。 9.8.8 京都市消防ヘリコプターで搬送する（消防部（救急班、<u>消防救助班</u>（航空担当）、通信指令班（作戦担当））） 消防部（救急班、<u>消防救助班</u>（航空担当）、通信指令班（作戦担当））は、京都市消防ヘリコプターでの二次搬送を行う。 9.8.9 他都市等の応援を要請する（消防部<u>調整班</u>） 消防部長（消防部<u>調整班</u>）は、京都市消防ヘリコプターのみでは対応が困難な場合には、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱に基づく応援要請を行う。 (略) 9.8.11 関係機関と調整を行い、航空管制等を実施する（消防部（<u>消防救助班</u>（航空担当）、通信指令班（作戦担当））） 応援ヘリコプターを受け入れた場合の航空管制等については、消防部長（消防部（<u>消防救助班</u>（航空担当）、通信指令班（作戦担当）））と関係機関が調整を行い運用する。	(2) 二次搬送 (略) 9.8.7 搬送先、ヘリコプターの運行等に連携して対応する（保健福祉部医療調整班、消防部（救急班、<u>警防班</u>（航空担当）、通信指令班（作戦担当））） 救急搬送にヘリコプターの活用を図る必要がある場合は、搬送先やヘリコプターの運行等について、保健福祉部長（保健福祉部医療調整班）、消防部長（消防部（救急班、<u>警防班</u>（航空担当）、通信指令班（作戦担当）））が連携して対応する。 9.8.8 京都市消防ヘリコプターで搬送する（消防部（救急班、<u>警防班</u>（航空担当）、通信指令班（作戦担当））） 消防部（救急班、<u>警防班</u>（航空担当）、通信指令班（作戦担当））は、京都市消防ヘリコプターでの二次搬送を行う。 9.8.9 他都市等の応援を要請する（消防部<u>警防班</u>） 消防部長（消防部<u>警防班</u>）は、京都市消防ヘリコプターのみでは対応が困難な場合には、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱に基づく応援要請を行う。 (略) 9.8.11 関係機関と調整を行い、航空管制等を実施する（消防部（<u>警防班</u>（航空担当）、通信指令班（作戦担当））） 応援ヘリコプターを受け入れた場合の航空管制等については、消防部長（消防部（<u>警防班</u>（航空担当）、通信指令班（作戦担当）））と関係機関が調整を行い運用する。	組織改正に伴う修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																				
284	第 1 4 節 応急給水活動 ■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担 当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td>14. 1 応急給水の 方針を決定する</td><td>上下水道部<u>業務班</u></td><td>(略) 14. 1. 3 優先的な<u>車両輸送</u> による給水計画を策 定する</td></tr><tr><td>14. 2 応急給水の 体制を確立する</td><td>上下水道部総務班</td><td>(略) 14. 2. 3 関係会社・18大都 市職員を<u>暫定的に</u>太 秦庁舎、<u>各浄水場</u>で 受け入れる (略)</td></tr><tr><td rowspan="2">14. 3 応急給水を 実施する</td><td><u>上下水道部業務班</u></td><td>(1) 応急給水の方法 (略)</td></tr><tr><td><u>上下水道部水質班</u> 区本部</td><td>14. 3. 6 水質<u>管理</u>を行う (2) 区本部等の対応 (略)</td></tr><tr><td>14. 4 応急給水の 広報活動を実施する</td><td>上下水道部<u>総務班</u> 上下水道部 <u>(総務班、 業務班)</u></td><td>(略) <u>14. 4. 5 広報車による広報 を行う</u> <u>14. 4. 6 市民への広報紙等 の配布を行う</u></td></tr></table> 14. 1 応急給水の方針を決定する	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	14. 1 応急給水の 方針を決定する	上下水道部 <u>業務班</u>	(略) 14. 1. 3 優先的な <u>車両輸送</u> による給水計画を策 定する	14. 2 応急給水の 体制を確立する	上下水道部総務班	(略) 14. 2. 3 関係会社・18大都 市職員を <u>暫定的に</u> 太 秦庁舎、 <u>各浄水場</u> で 受け入れる (略)	14. 3 応急給水を 実施する	<u>上下水道部業務班</u>	(1) 応急給水の方法 (略)	<u>上下水道部水質班</u> 区本部	14. 3. 6 水質 <u>管理</u> を行う (2) 区本部等の対応 (略)	14. 4 応急給水の 広報活動を実施する	上下水道部 <u>総務班</u> 上下水道部 <u>(総務班、 業務班)</u>	(略) <u>14. 4. 5 広報車による広報 を行う</u> <u>14. 4. 6 市民への広報紙等 の配布を行う</u>	第 1 4 節 応急給水活動 ■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担 当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td>14. 1 応急給水の 方針を決定する</td><td>上下水道部<u>応急給水班</u></td><td>(略) 14. 1. 3 優先的な<u>車両輸送</u> <u>等</u>による給水計画を 策定する</td></tr><tr><td>14. 2 応急給水の 体制を確立する</td><td>上下水道部総務班</td><td>(略) 14. 2. 3 関係会社・18大都 市職員を<u>総合庁舎、</u> 太秦庁舎 <u>(削除)</u>で 受け入れる (略)</td></tr><tr><td rowspan="2">14. 3 応急給水を 実施する</td><td><u>上下水道部応急給水班</u></td><td>(1) 応急給水の方法 (略) <u>(野線削除)</u></td></tr><tr><td>区本部</td><td>14. 3. 6 水質<u>確認</u>を行う (2) 区本部等の対応 (略)</td></tr><tr><td rowspan="2">14. 4 応急給水の 広報活動を実施する</td><td>上下水道部 <u>(広報・報 道班、窓口班)</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td>上下水道部<u>応急給水班</u></td><td><u>14. 4. 5 広報車及び広報紙 等による広報を行う</u> <u>(削除)</u></td></tr></table> 14. 1 応急給水の方針を決定する	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	14. 1 応急給水の 方針を決定する	上下水道部 <u>応急給水班</u>	(略) 14. 1. 3 優先的な <u>車両輸送</u> <u>等</u> による給水計画を 策定する	14. 2 応急給水の 体制を確立する	上下水道部総務班	(略) 14. 2. 3 関係会社・18大都 市職員を <u>総合庁舎、</u> 太秦庁舎 <u>(削除)</u> で 受け入れる (略)	14. 3 応急給水を 実施する	<u>上下水道部応急給水班</u>	(1) 応急給水の方法 (略) <u>(野線削除)</u>	区本部	14. 3. 6 水質 <u>確認</u> を行う (2) 区本部等の対応 (略)	14. 4 応急給水の 広報活動を実施する	上下水道部 <u>(広報・報 道班、窓口班)</u>	(略)	上下水道部 <u>応急給水班</u>	<u>14. 4. 5 広報車及び広報紙 等による広報を行う</u> <u>(削除)</u>	関係マニ ュアル等 の見直し に伴う修 正
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																																					
14. 1 応急給水の 方針を決定する	上下水道部 <u>業務班</u>	(略) 14. 1. 3 優先的な <u>車両輸送</u> による給水計画を策 定する																																					
14. 2 応急給水の 体制を確立する	上下水道部総務班	(略) 14. 2. 3 関係会社・18大都 市職員を <u>暫定的に</u> 太 秦庁舎、 <u>各浄水場</u> で 受け入れる (略)																																					
14. 3 応急給水を 実施する	<u>上下水道部業務班</u>	(1) 応急給水の方法 (略)																																					
	<u>上下水道部水質班</u> 区本部	14. 3. 6 水質 <u>管理</u> を行う (2) 区本部等の対応 (略)																																					
14. 4 応急給水の 広報活動を実施する	上下水道部 <u>総務班</u> 上下水道部 <u>(総務班、 業務班)</u>	(略) <u>14. 4. 5 広報車による広報 を行う</u> <u>14. 4. 6 市民への広報紙等 の配布を行う</u>																																					
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																																					
14. 1 応急給水の 方針を決定する	上下水道部 <u>応急給水班</u>	(略) 14. 1. 3 優先的な <u>車両輸送</u> <u>等</u> による給水計画を 策定する																																					
14. 2 応急給水の 体制を確立する	上下水道部総務班	(略) 14. 2. 3 関係会社・18大都 市職員を <u>総合庁舎、</u> 太秦庁舎 <u>(削除)</u> で 受け入れる (略)																																					
14. 3 応急給水を 実施する	<u>上下水道部応急給水班</u>	(1) 応急給水の方法 (略) <u>(野線削除)</u>																																					
	区本部	14. 3. 6 水質 <u>確認</u> を行う (2) 区本部等の対応 (略)																																					
14. 4 応急給水の 広報活動を実施する	上下水道部 <u>(広報・報 道班、窓口班)</u>	(略)																																					
	上下水道部 <u>応急給水班</u>	<u>14. 4. 5 広報車及び広報紙 等による広報を行う</u> <u>(削除)</u>																																					

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																						
	地震災害による給水施設の破壊、飲料水の枯渇、汚染などにより、飲料水に適する水を得ることができない者に対して、応急的に必要量の給水を行う。 京都市に災害救助法を適用した場合は、京都市災害救助法施行規則第2条に規定する救助の程度、方法及び機関の範囲内で救助（応急給水等）を実施し、同範囲内での救助が困難なときは、国に特別基準の設定について協議する。京都府下においては、本市を含む複数の市町村に災害救助法が適用される広域災害では、京都府災害救助資源配分計画に基づき、京都府の連絡調整の下、救助を実施する。<u>（追記）</u>	地震災害による水道施設の被害、飲料水の枯渇、汚染などにより、飲用に適する水を得ることができない者に対して、応急的に必要量の給水を行う。 京都市に災害救助法を適用した場合は、京都市災害救助法施行規則第2条に規定する救助の程度、方法及び機関の範囲内で救助（応急給水等）を実施し、同範囲内での救助が困難なときは、国に特別基準の設定について協議する。京都府下においては、本市を含む複数の市町村に災害救助法が適用される広域災害では、京都府災害救助資源配分計画に基づき、京都府の連絡調整の下、救助を実施する。<u>その他、生命維持の観点から、断水している病院等の重要施設の応急給水を行う。</u>																																							
285	14.1.1 応急給水に必要な情報を速やかに収集する（上下水道部業務班） 上下水道部業務班は、地震の発生直後、断水状況、給水の需要、道路の通行可否等必要な情報を速やかに収集する。 14.1.2 応急給水に関わる計画を立てる（上下水道部業務班） （略） （給水量） <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害発生からの 日数</th><th>目 標 水 量</th><th>市民の水の運搬距離</th><th>主な給水方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害発生～3日</td><td>3ℓ／人・日</td><td>おおむね 1km以内</td><td>応急給水槽、飲料水兼用型耐震性貯水槽、タンク車</td></tr> <tr> <td>10日</td><td>20 ℓ／人・日</td><td>おおむね250m以内</td><td>配水幹線付近の仮設給水栓</td></tr> <tr> <td>21日</td><td>100 ℓ／人・日</td><td>おおむね100m以内</td><td>配水支線上の仮設給水栓</td></tr> <tr> <td>28日</td><td>被災前給水量 (約250 ℓ／人・日)</td><td>おおむね10m以内</td><td>仮配管からの各戸給水共用栓</td></tr> </tbody> </table> <u>水道の耐震化計画等策定指針：厚生労働省</u>	災害発生からの 日数	目 標 水 量	市民の水の運搬距離	主な給水方法	災害発生～3日	3ℓ／人・日	おおむね 1km以内	応急給水槽、飲料水兼用型耐震性貯水槽、タンク車	10日	20 ℓ／人・日	おおむね250m以内	配水幹線付近の仮設給水栓	21日	100 ℓ／人・日	おおむね100m以内	配水支線上の仮設給水栓	28日	被災前給水量 (約250 ℓ／人・日)	おおむね10m以内	仮配管からの各戸給水共用栓	14.1.1 応急給水に必要な情報を速やかに収集する（上下水道部<u>応急給水班</u>） 上下水道部<u>応急給水</u>班は、地震の発生直後、断水状況、給水の需要、道路の通行可否等必要な情報を速やかに収集する。 14.1.2 応急給水に関わる計画を立てる（上下水道部<u>応急給水班</u>） （略） （給水量） <table border="1"> <thead> <tr> <th>発災からの日数</th><th>1人1日確保水量</th><th>市民の水の運搬距離</th><th>備考（水の用途）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発災～3日まで</td><td>3$\frac{1}{2}$ℓ</td><td>概ね 1km以内</td><td>飲料等生命維持のために最低限必要とする水量</td></tr> <tr> <td rowspan="2">14日まで</td><td>前半 20$\frac{1}{2}$ℓ</td><td>概ね500m以内</td><td rowspan="2">飲料、洗面、炊事、トイレ等生活を営むために最低限必要とする水量</td></tr> <tr> <td>後半 30$\frac{1}{2}$ℓ</td><td>概ね250m以内</td></tr> <tr> <td>復旧まで</td><td>250$\frac{1}{2}$ℓ</td><td>概ね10m以内</td><td>多少の不便を伴うが通常の生活が可能となる水量</td></tr> </tbody> </table> <u>応急給水マニュアル：京都市上下水道局</u>	発災からの日数	1人1日確保水量	市民の水の運搬距離	備考（水の用途）	発災～3日まで	3 $\frac{1}{2}$ ℓ	概ね 1km以内	飲料等生命維持のために最低限必要とする水量	14日まで	前半 20 $\frac{1}{2}$ ℓ	概ね500m以内	飲料、洗面、炊事、トイレ等生活を営むために最低限必要とする水量	後半 30 $\frac{1}{2}$ ℓ	概ね250m以内	復旧まで	250 $\frac{1}{2}$ ℓ	概ね10m以内	多少の不便を伴うが通常の生活が可能となる水量	関係マニュアル等 の見直し に伴う修正
災害発生からの 日数	目 標 水 量	市民の水の運搬距離	主な給水方法																																						
災害発生～3日	3ℓ／人・日	おおむね 1km以内	応急給水槽、飲料水兼用型耐震性貯水槽、タンク車																																						
10日	20 ℓ／人・日	おおむね250m以内	配水幹線付近の仮設給水栓																																						
21日	100 ℓ／人・日	おおむね100m以内	配水支線上の仮設給水栓																																						
28日	被災前給水量 (約250 ℓ／人・日)	おおむね10m以内	仮配管からの各戸給水共用栓																																						
発災からの日数	1人1日確保水量	市民の水の運搬距離	備考（水の用途）																																						
発災～3日まで	3 $\frac{1}{2}$ ℓ	概ね 1km以内	飲料等生命維持のために最低限必要とする水量																																						
14日まで	前半 20 $\frac{1}{2}$ ℓ	概ね500m以内	飲料、洗面、炊事、トイレ等生活を営むために最低限必要とする水量																																						
	後半 30 $\frac{1}{2}$ ℓ	概ね250m以内																																							
復旧まで	250 $\frac{1}{2}$ ℓ	概ね10m以内	多少の不便を伴うが通常の生活が可能となる水量																																						

令和4年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

資料2

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	14.1.3 優先的な<u>車両輸送</u>による給水計画を策定する（上下水道部<u>業務</u>班） 上下水道部<u>業務</u>班は、<u>（追記）</u>人命にかかわる人工透析等の医療設備を備えている<u>医療機関や福祉施設</u>からの緊急要請に対応するため、優先的な<u>車両輸送</u>による給水計画を策定する。 14.2 応急給水の体制を確立する （略） 14.2.3 関係会社・18大都市職員を<u>暫定的に</u>太秦庁舎、<u>各浄水場</u>で受け入れる（上下水道部総務班） 上下水道部総務班は、関係会社や他都市等の応急対策に従事する職員を、<u>暫定的に</u>太秦庁舎<u>及び各浄水場</u>で受け入れる。 <u>14.2.4 応援職員等を各事業所で受け入れる（上下水道部総務班）</u> <u>上下水道部総務班は、応援職員等を、その後、状況に応じて各事業所で受け入れる。</u>	14.1.3 優先的な<u>車両輸送等</u>による給水計画を策定する（上下水道部<u>応急給水</u>班） 上下水道部<u>応急給水</u>班は、<u>災害拠点病院や救急告示医療機関、人命にかかわる人工透析等の医療設備を備えている病院、福祉避難所となる社会福祉施設等の重要施設</u>からの緊急要請に対応するため、優先的な<u>車両輸送等</u>による給水計画を策定する。 14.2 応急給水の体制を確立する （略） 14.2.3 関係会社・18大都市職員を<u>総合庁舎、</u>太秦庁舎 <u>（削除）</u>で受け入れる（上下水道部総務班） 上下水道部総務班は、関係会社や他都市等の応急対策に従事する職員を、<u>総合庁舎、</u>太秦庁舎 <u>（削除）</u>で受け入れる。 <u>（削除）</u>	
286	14.2.5 本部長に自衛隊の派遣を要請する（上下水道部総務班） （略） 災害救助法適用時、上下水道部<u>業務</u>班は、応急給水の実施状況を保健福祉部長へ報告する。 14.3 応急給水を実施する （略） 14.3.1 給水拠点を設定する（上下水道部<u>業務</u>班） 上下水道部<u>業務</u>班は、おおむね次の施設等に順次給水拠点を設定していく。 （給水拠点設置場所）	14.2.5 本部長に自衛隊の派遣を要請する（上下水道部総務班） （略） 災害救助法適用時、上下水道部<u>総務</u>班は、応急給水の実施状況を保健福祉部長へ報告する。 14.3 応急給水を実施する （略） 14.3.1 給水拠点を設定する（上下水道部<u>応急給水</u>班） 上下水道部<u>応急給水</u>班は、おおむね次の施設等に順次給水拠点を設定していく。 （給水拠点設置場所）	関係マニュアル等の見直しに伴う修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	ア <u>避難所（福祉避難所含む）や本部が指定する広域避難場所</u> イ 災害拠点病院、<u>応急救護所が設置されている施設</u>、透析治療を行う施設、<u>（追記）社会福祉施設（入所型）</u> ウ その他緊急の要請があった場所 14.3.2 車両輸送による応急給水を行う（上下水道部<u>業務班</u>） 上下水道部<u>業務班</u>は、<u>営業所等に設置されている応急給水槽</u>や浄水場の配水池、配水ポンプ場、貯水槽を給水基地として、飲料水等を車両輸送する方法で応急給水を行う。 14.3.3 仮設給水栓による応急給水を行う（上下水道部<u>業務班</u>） 上下水道部<u>業務班</u>は、断水地域の状況や水道施設の復旧状況等によっては、消火栓や応急仮設配管 <u>（追記）</u>を利用して下記により応急給水を実施する。 （仮設給水栓による応急給水の方法） ア 消火栓を利用した応急給水 イ <u>利用できる消火栓がある場合は、応急給水装置に接続し、給水を行う。</u> ウ <u>応急仮設配管による応急給水</u> エ <u>復旧が長期間を要すると予想される断水地域や大量の水を必要とする大規模な医療機関等の断水に対しては、状況に応じて応急仮設配管を行い、仮設給水栓を設置して給水を行う。</u> 14.3.4 給水拠点の増設を行う（上下水道部<u>業務班</u>） 上下水道部<u>業務班</u>は、通常の給水が行われるまでの間、段階的に市民の搬送距離を短縮するよう、適宜給水拠点を増設する。 14.3.5 給水拠点を閉鎖する（上下水道部<u>業務班</u>）	ア <u>指定避難所</u> イ 災害拠点病院、<u>救急告示医療機関</u>、透析治療を行う施設、<u>福祉避難所となる社会福祉施設（削除）</u> ウ その他緊急の要請があった場所 14.3.2 車両輸送による応急給水を行う（上下水道部<u>応急給水班</u>） 上下水道部<u>応急給水班</u>は、<u>浄水場や総合庁舎、太秦庁舎、配水管の消火栓</u>、浄水場の配水池、配水ポンプ場、貯水槽を給水基地として、飲料水等を車両輸送する方法で応急給水を行う。 14.3.3 仮設給水栓による応急給水を行う（上下水道部<u>応急給水班</u>） 上下水道部<u>応急給水班</u>は、断水地域の状況や水道施設の復旧状況等によっては、消火栓や応急仮設配管、<u>仮設給水槽</u>を利用して下記により応急給水を実施する。 （仮設給水栓による応急給水の方法） ア 消火栓を利用した応急給水 イ <u>応急仮設配管による応急給水</u> ウ <u>仮設給水槽を用いた応急給水（削除）</u> 14.3.4 給水拠点の増設を行う（上下水道部<u>応急給水班</u>） 上下水道部<u>応急給水班</u>は、通常の給水が行われるまでの間、段階的に市民の搬送距離を短縮するよう、適宜給水拠点を増設する。 14.3.5 給水拠点を閉鎖する（上下水道部<u>応急給水班</u>）	

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	上下水道部<u>業務</u>班は、通常の給水が行われたときは、給水拠点を閉鎖する。 災害救助法適用時、上下水道部<u>業務</u>班は、応急給水の実施状況を保健福祉部長へ報告する。 14.3.6 水質<u>管理</u>を行う（上下水道部<u>水質</u>班） 上下水道部<u>水質</u>班は、<u>災害時には、衛生的な環境が悪化するおそれがあるため、水道水については、水質検査を強化するとともに、必要に応じて塩素剤を投入するなど、水質管理に万全を期する。</u> （略）	上下水道部<u>応急給水</u>班は、通常の給水が行われたときは、給水拠点を閉鎖する。 災害救助法適用時、上下水道部<u>応急給水</u>班は、応急給水の実施状況を保健福祉部長へ報告する。 14.3.6 水質<u>確認</u>を行う（上下水道部<u>応急給水</u>班） 上下水道部<u>応急給水</u>班は、<u>水道水の水質維持のため、遊離残留塩素が確保できていること等の水質確認を行う。</u> （略）	
287	14.4 応急給水の広報活動を実施する （略） 14.4.1 本部事務局を通じ、報道機関の協力を得て、広域的な広報に努める（上下水道部<u>総務</u>班） 上下水道部<u>総務</u>班は、本部事務局を通じ、「第4節 広報・広聴活動」に基づいて、報道機関の協力を得て、広域的な広報に努める。 14.4.2 24時間体制で報道機関の取材に対応する（上下水道部<u>総務</u>班） 上下水道部<u>総務</u>班は、24時間体制で報道機関等の取材に対応する。 14.4.3 市民への情報提供を行う（上下水道部<u>総務</u>班） 上下水道部<u>総務</u>班は、市民の不安の軽減を図るため、発災直後からできるだけ情報の提供を行う。 14.4.4 24時間体制で市民からの問合せに対応する（上下水道部<u>総務</u>班）	14.4 応急給水の広報活動を実施する （略） 14.4.1 本部事務局を通じ、報道機関の協力を得て、広域的な広報に努める（上下水道部<u>広報・報道</u>班） 上下水道部<u>広報・報道</u>班は、本部事務局を通じ、「第4節 広報・広聴活動」に基づいて、報道機関の協力を得て、広域的な広報に努める。 14.4.2 24時間体制で報道機関の取材に対応する（上下水道部<u>広報・報道</u>班） 上下水道部<u>広報・報道</u>班は、24時間体制で報道機関等の取材に対応する。 14.4.3 市民への情報提供を行う（上下水道部<u>広報・報道</u>班） 上下水道部<u>広報・報道</u>班は、市民の不安の軽減を図るため、発災直後からできるだけ情報の提供を行う。 14.4.4 24時間体制で市民からの問合せに対応する（上下水道部<u>窓口</u>班）	関係マニュアル等 の見直し に伴う修 正

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																
	上下水道部<u>総務</u>班は、24時間体制で市民からの問合せに対応する。 14.4.5 広報車 <u>（追記）</u>による広報を行う（上下水道部 <u>（総務班、業務班）</u>） 上下水道部<u>総務</u>班は、住民が報道機関からの情報から遮断された場合も考慮して、状況によっては広報車 <u>（追記）</u>による広報を行う。 <u>14.4.6 市民への広報紙等の配布を行う（上下水道部（総務班、業務班））</u> <u>上下水道部（総務班、業務班）は、住民が報道機関からの情報から遮断された場合も考慮して、状況によっては市民への広報紙等の配布を行う。</u>	上下水道部<u>窓口</u>班は、24時間体制で市民からの問合せに対応する。 14.4.5 広報車<u>及び広報紙等</u>による広報を行う（上下水道部<u>応急給水班</u>） 上下水道部<u>応急給水</u>班は、住民が報道機関からの情報から遮断された場合も考慮して、状況によっては広報車 <u>及び広報紙等の配布</u>による広報を行う。 <u>（削除）</u>																																	
288	第 1 5 節 保健衛生活動 ■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担 当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td colspan="3">（略）</td></tr><tr><td rowspan="3">15.4 保健活動の実施</td><td>保健福祉部<u>保健班</u>、区本部</td><td>15.4.1 （略） （略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>保健福祉部<u>保健班</u>、区本部</td><td>15.4.7 （略） （略）</td></tr><tr><td colspan="3">（略）</td></tr></table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	（略）			15.4 保健活動の実施	保健福祉部 <u>保健班</u> 、区本部	15.4.1 （略） （略）	（略）	（略）	保健福祉部 <u>保健班</u> 、区本部	15.4.7 （略） （略）	（略）			第 1 5 節 保健衛生活動 ■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担 当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td colspan="3">（略）</td></tr><tr><td rowspan="3">15.4 保健活動の実施</td><td>保健福祉部（<u>保健班、医療調整班、要配慮者支援班</u>）、区本部</td><td>15.4.1 （略） （略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>保健福祉部<u>保健班</u>、区本部</td><td>15.4.7 （略） （略）</td></tr><tr><td colspan="3">（略）</td></tr></table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	（略）			15.4 保健活動の実施	保健福祉部（ <u>保健班、医療調整班、要配慮者支援班</u> ）、区本部	15.4.1 （略） （略）	（略）	（略）	保健福祉部 <u>保健班</u> 、区本部	15.4.7 （略） （略）	（略）			現行の運用体制を踏まえた修正
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																																	
（略）																																			
15.4 保健活動の実施	保健福祉部 <u>保健班</u> 、区本部	15.4.1 （略） （略）																																	
	（略）	（略）																																	
	保健福祉部 <u>保健班</u> 、区本部	15.4.7 （略） （略）																																	
（略）																																			
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																																	
（略）																																			
15.4 保健活動の実施	保健福祉部（ <u>保健班、医療調整班、要配慮者支援班</u> ）、区本部	15.4.1 （略） （略）																																	
	（略）	（略）																																	
	保健福祉部 <u>保健班</u> 、区本部	15.4.7 （略） （略）																																	
（略）																																			

頁	現 行	修 正 案	修正理由																								
291	15. 4 保健活動の実施 （略） 15. 4. 2 被災者の安全確保、負傷者への対応、医療受診援助（保健福祉部<u>保健班</u>、区本部） 保健福祉部<u>保健班</u>、区本部は、発災72時間以内においては、避難者の安全確保に努め、負傷者への応急救護、医療受診支援を行う。	15. 4 保健活動の実施 （略） 15. 4. 2 被災者の安全確保、負傷者への対応、医療受診援助（保健福祉部<u>医療調整班</u>、区本部） 保健福祉部<u>医療調整班</u>、区本部は、発災72時間以内においては、避難者の安全確保に努め、負傷者への応急救護、医療受診支援を行う。	現行の運用体制を踏まえた修正																								
292	15. 4. 5 要配慮者への支援、処遇調整（保健福祉部<u>保健班</u>、区本部） 保健福祉部<u>保健班</u>、区本部は、避難所における要配慮者への必要な支援を行うとともに、状態に応じて、生活スペースの安全確保や福祉避難所、社会福祉施設への利用調整等を行う。 （略） 15. 4. 7 避難所等における生活衛生環境の整備（保健福祉部<u>保健班</u>、区本部） （略）	15. 4. 5 要配慮者への支援、処遇調整（保健福祉部（<u>保健班、要配慮者支援班</u>）、区本部） 保健福祉部（<u>保健班、要配慮者支援班</u>）、区本部は、避難所における要配慮者への必要な支援を行うとともに、状態に応じて、生活スペースの安全確保や福祉避難所、社会福祉施設への利用調整等を行う。 （略） 15. 4. 7 避難所等における生活衛生環境の整備（保健福祉部（<u>保健班、要配慮者支援班、衛生班</u>）、区本部） （略）	現行の運用体制を踏まえた修正																								
321	第 2 1 節 文化財の保護 ■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担 当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td colspan="3">（略）</td></tr><tr><td>21. 3 文化財建造物を火災から守る</td><td>消防部<u>市民班</u> 文化財の所有者等</td><td>21. 3. 1 （略）</td></tr><tr><td colspan="3">（略）</td></tr></table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	（略）			21. 3 文化財建造物を火災から守る	消防部 <u>市民班</u> 文化財の所有者等	21. 3. 1 （略）	（略）			第 2 1 節 文化財の保護 ■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担 当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td colspan="3">（略）</td></tr><tr><td>21. 3 文化財建造物を火災から守る</td><td>消防部<u>予防調査班</u> 文化財の所有者等</td><td>21. 3. 1 （略）</td></tr><tr><td colspan="3">（略）</td></tr></table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	（略）			21. 3 文化財建造物を火災から守る	消防部 <u>予防調査班</u> 文化財の所有者等	21. 3. 1 （略）	（略）			組織改正に伴う修正
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																									
（略）																											
21. 3 文化財建造物を火災から守る	消防部 <u>市民班</u> 文化財の所有者等	21. 3. 1 （略）																									
（略）																											
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																									
（略）																											
21. 3 文化財建造物を火災から守る	消防部 <u>予防調査班</u> 文化財の所有者等	21. 3. 1 （略）																									
（略）																											

頁	現 行	修 正 案	修正理由																								
323	21.3 文化財建造物を火災から守る (略) 21.3.1 文化財に対する消火・延焼防止活動を行う（消防部市民班、文化財の所有者等） (略)	21.3 文化財建造物を火災から守る (略) 21.3.1 文化財に対する消火・延焼防止活動を行う（消防部予防調査班、文化財の所有者等） (略)	組織改正に伴う修正																								
343	25-2 都市ガス施設の応急対策 ■実施責任者： 大阪ガス株式会社 ■役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担 当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td>25-2.1 被害情報を収集伝達する</td><td>大阪ガス株式会社</td><td>(略)</td></tr><tr><td>25-2.2 災害時の初期対応を行う</td><td>大阪ガス株式会社</td><td>(略)</td></tr><tr><td>25-2.3 応急復旧対策を行う</td><td>大阪ガス株式会社</td><td>(略)</td></tr></table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	25-2.1 被害情報を収集伝達する	大阪ガス株式会社	(略)	25-2.2 災害時の初期対応を行う	大阪ガス株式会社	(略)	25-2.3 応急復旧対策を行う	大阪ガス株式会社	(略)	25-2 都市ガス施設の応急対策 ■実施責任者： 大阪ガスネットワーク株式会社 ■役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担 当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td>25-2.1 被害情報を収集伝達する</td><td>大阪ガスネットワーク株式会社</td><td>(略)</td></tr><tr><td>25-2.2 災害時の初期対応を行う</td><td>大阪ガスネットワーク株式会社</td><td>(略)</td></tr><tr><td>25-2.3 応急復旧対策を行う</td><td>大阪ガスネットワーク株式会社</td><td>(略)</td></tr></table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	25-2.1 被害情報を収集伝達する	大阪ガスネットワーク株式会社	(略)	25-2.2 災害時の初期対応を行う	大阪ガスネットワーク株式会社	(略)	25-2.3 応急復旧対策を行う	大阪ガスネットワーク株式会社	(略)	組織名称の変更に伴う修正
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																									
25-2.1 被害情報を収集伝達する	大阪ガス株式会社	(略)																									
25-2.2 災害時の初期対応を行う	大阪ガス株式会社	(略)																									
25-2.3 応急復旧対策を行う	大阪ガス株式会社	(略)																									
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																									
25-2.1 被害情報を収集伝達する	大阪ガスネットワーク株式会社	(略)																									
25-2.2 災害時の初期対応を行う	大阪ガスネットワーク株式会社	(略)																									
25-2.3 応急復旧対策を行う	大阪ガスネットワーク株式会社	(略)																									
344	25-2.2 災害時の初期対応を行う (略) 25-2.2.3 (一社)日本ガス協会へ被害状況を連絡する 大規模な災害により、本社 (大阪ガス) 単独で対応することが困難な場合には、(一社)日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災を免れた事業者からの協力を活用するため、同協会へ被害状況を連絡する。 (略)	25-2.2 災害時の初期対応を行う (略) 25-2.2.3 (一社)日本ガス協会へ被害状況を連絡する 大規模な災害により、本社 (大阪ガスネットワーク) 単独で対応することが困難な場合には、(一社)日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災を免れた事業者からの協力を活用するため、同協会へ被害状況を連絡する。 (略)	組織名称の変更に伴う修正																								

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																																				
345	(京都市域の緊急事故通報受付電話) <table><tr><th colspan="3">緊急事故通報受付電話</th><th>担 当</th></tr><tr><td><昼間></td><td>9:00～17:30</td><td>075-842-9463</td><td>(略)</td></tr><tr><td><夜間></td><td>17:30～9:00</td><td>075-221-1700</td><td>(略)</td></tr></table>	緊急事故通報受付電話			担 当	<昼間>	9:00～17:30	075-842-9463	(略)	<夜間>	17:30～9:00	075-221-1700	(略)	(京都市域の緊急事故通報受付電話) <table><tr><th colspan="3">緊急事故通報受付電話</th><th>担 当</th></tr><tr><td><昼間></td><td>9:00～17:30</td><td>075-842-9463</td><td>(略)</td></tr><tr><td><夜間></td><td>17:30～9:00</td><td>0120-444-113</td><td>(略)</td></tr></table>	緊急事故通報受付電話			担 当	<昼間>	9:00～17:30	075-842-9463	(略)	<夜間>	17:30～9:00	0120-444-113	(略)	連絡先番号変更に伴う修正																												
緊急事故通報受付電話			担 当																																																				
<昼間>	9:00～17:30	075-842-9463	(略)																																																				
<夜間>	17:30～9:00	075-221-1700	(略)																																																				
緊急事故通報受付電話			担 当																																																				
<昼間>	9:00～17:30	075-842-9463	(略)																																																				
<夜間>	17:30～9:00	0120-444-113	(略)																																																				
347	25－4 水道施設の応急対策 ■ 実施責任者：上下水道部長 ■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担 当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td rowspan="3">25-4.1 被害状況を把握し、復旧活動計画を作成する</td><td>上下水道部水道班</td><td>(略)</td></tr><tr><td>上下水道部水質班</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>25-4.2 応急措置を行う</td><td>上下水道部水道班</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="2">25-4.4 応急復旧工事を行う</td><td>上下水道部水道班</td><td>(略) 25-4.4.3 (略)</td></tr><tr><td>上下水道部業務班</td><td>25-4.4.4 (略)</td></tr><tr><td rowspan="2">25-4.5 広報活動を行う</td><td>上下水道部総務班</td><td>(略) 25-4.5.3 (略) 25-4.5.4 広報車による 広報を行う</td></tr><tr><td>上下水道部業務班</td><td>25-4.5.5 広報紙等の配布を行う</td></tr></table> 25-4.1 被害状況を把握し、復旧活動計画を作成する	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	25-4.1 被害状況を把握し、復旧活動計画を作成する	上下水道部水道班	(略)	上下水道部水質班	(略)	(略)	(略)	25-4.2 応急措置を行う	上下水道部水道班	(略)	(略)	(略)	(略)	25-4.4 応急復旧工事を行う	上下水道部水道班	(略) 25-4.4.3 (略)	上下水道部業務班	25-4.4.4 (略)	25-4.5 広報活動を行う	上下水道部総務班	(略) 25-4.5.3 (略) 25-4.5.4 広報車による 広報を行う	上下水道部業務班	25-4.5.5 広報紙等の配布を行う	25－4 水道施設の応急対策 ■ 実施責任者：上下水道部長 ■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担 当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td rowspan="3">25-4.1 被害状況を把握し、復旧活動計画を作成する</td><td>上下水道部（水道総括班、水道管路班、水道施設班）</td><td>(略)</td></tr><tr><td>上下水道部（水道管路班、水道施設班）</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>25-4.2 応急措置を行う</td><td>上下水道部水道総括班</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="2">25-4.4 応急復旧工事を行う</td><td>上下水道部（水道管路班、水道施設班）</td><td>(略) 25-4.4.3 (略) （野線削除） 25-4.4.4 (略)</td></tr><tr><td>（削除）</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">25-4.5 広報活動を行う</td><td>上下水道部（広報・報道班、窓口班）</td><td>(略) 25-4.5.3 (略) （削除）</td></tr><tr><td>上下水道部（応急給水班、水道管路班）</td><td>25-4.5.4 広報車及び 広報紙等による 広報を行う</td></tr></table> 25-4.1 被害状況を把握し、復旧活動計画を作成する	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	25-4.1 被害状況を把握し、復旧活動計画を作成する	上下水道部（水道総括班、水道管路班、水道施設班）	(略)	上下水道部（水道管路班、水道施設班）	(略)	(略)	(略)	25-4.2 応急措置を行う	上下水道部水道総括班	(略)	(略)	(略)	(略)	25-4.4 応急復旧工事を行う	上下水道部（水道管路班、水道施設班）	(略) 25-4.4.3 (略) （野線削除） 25-4.4.4 (略)	（削除）		25-4.5 広報活動を行う	上下水道部（広報・報道班、窓口班）	(略) 25-4.5.3 (略) （削除）	上下水道部（応急給水班、水道管路班）	25-4.5.4 広報車及び 広報紙等による 広報を行う	関係マニュアル等の見直しに伴う修正
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																																																					
25-4.1 被害状況を把握し、復旧活動計画を作成する	上下水道部水道班	(略)																																																					
	上下水道部水質班	(略)																																																					
	(略)	(略)																																																					
25-4.2 応急措置を行う	上下水道部水道班	(略)																																																					
(略)	(略)	(略)																																																					
25-4.4 応急復旧工事を行う	上下水道部水道班	(略) 25-4.4.3 (略)																																																					
	上下水道部業務班	25-4.4.4 (略)																																																					
25-4.5 広報活動を行う	上下水道部総務班	(略) 25-4.5.3 (略) 25-4.5.4 広報車による 広報を行う																																																					
	上下水道部業務班	25-4.5.5 広報紙等の配布を行う																																																					
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																																																					
25-4.1 被害状況を把握し、復旧活動計画を作成する	上下水道部（水道総括班、水道管路班、水道施設班）	(略)																																																					
	上下水道部（水道管路班、水道施設班）	(略)																																																					
	(略)	(略)																																																					
25-4.2 応急措置を行う	上下水道部水道総括班	(略)																																																					
(略)	(略)	(略)																																																					
25-4.4 応急復旧工事を行う	上下水道部（水道管路班、水道施設班）	(略) 25-4.4.3 (略) （野線削除） 25-4.4.4 (略)																																																					
	（削除）																																																						
25-4.5 広報活動を行う	上下水道部（広報・報道班、窓口班）	(略) 25-4.5.3 (略) （削除）																																																					
	上下水道部（応急給水班、水道管路班）	25-4.5.4 広報車及び 広報紙等による 広報を行う																																																					

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	25-4.1.1 職員の参集状況により順次作業班を編成する（上下水道部<u>水道班</u>） 地震発生後、上下水道部<u>水道班</u>は、速やかに被害状況の把握を行い、勤務時間外に地震が発生した場合は、職員の参集状況により、順次作業班を編成して施設等の点検を実施する。 25-4.1.2 速やかに取水、導水、浄水、配水施設の点検調査を実施する（上下水道部<u>水道班</u>） （略） （施設の点検調査手順） （略） オ その他緊急措置の必要がある場合、<u>水道班</u>の判断を仰ぐ。 25-4.1.3 導、送、配水管の管路に関する情報を把握する（上下水道部<u>水道班</u>） （略）	25-4.1.1 職員の参集状況により順次作業班を編成する（上下水道部<u>水道総括班</u>） 地震発生後、上下水道部<u>水道総括班</u>は、速やかに被害状況の把握を行い、勤務時間外に地震が発生した場合は、職員の参集状況により、順次作業班を編成して施設等の点検を実施する。 25-4.1.2 速やかに取水、導水、浄水、配水施設の点検調査を実施する（上下水道部<u>水道施設班</u>） （略） （施設の点検調査手順） （略） オ その他緊急措置の必要がある場合、<u>水道総括班</u>の判断を仰ぐ。 25-4.1.3 導、送、配水管の管路に関する情報を把握する（上下水道部<u>（水道管路班、水道施設班）</u>） （略）	
348	25-4.1.4 路線の点検を行う（上下水道部<u>水道班</u>） （略） 25-4.1.5 水質管理を一層強化できる体制をとる（上下水道部<u>水質班</u>） （略） 25-4.1.6 各班の復旧活動計画を作成する（上下水道部<u>水道班</u>） 上下水道部<u>水道班</u>は、以下の方針の下、復旧活動計画を作成する。 特に、重要管路の導、送、配水機能の確保を優先して、<u>（追記）</u>断水地域を<u>最小とする</u>よう調整を行う。	25-4.1.4 路線の点検を行う（上下水道部<u>水道管路班</u>） （略） 25-4.1.5 水質管理を一層強化できる体制をとる（上下水道部<u>（水道管路班、水道施設班）</u>） （略） 25-4.1.6 各班の復旧活動計画を作成する（上下水道部<u>水道総括班</u>） 上下水道部<u>水道総括班</u>は、以下の方針の下、復旧活動計画を作成する。 特に、重要管路の導、送、配水機能の確保を優先して、<u>可能な限り</u>断水地域を<u>縮小できる</u>よう調整を行う。	関係マニュアル等 の見直しに伴う修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	(各班の復旧活動計画) ア <u>水道班</u> (ア) (略) (イ) 配水施設等の被害状況を把握し、<u>(追記)</u> 断水地域が最小となるよう、早急に <u>(追記)</u> 復旧計画を定め、<u>各事業所の指揮・</u> 関係各班との連絡調整を行う。 (ウ) (略) イ <u>業務班</u> (略) 25-4.2 応急措置を行う (略) 25-4.2.1 取水、導水、浄水施設の応急措置を行う（上下水道部<u>水道班</u>） (略) 25-4.2.2 配水施設の応急措置を行う（上下水道部<u>水道班</u>） (略) (配水施設の応急措置手順) ア 管路から大量に漏水している場合には、バルブ<u>を閉め</u>、二次災害を防止する。 なお、断水する場合は、下流での消火活動等への影響、漏水量の多少や付近への二次災害の可能性等を総合的に判断して対応する。 イ <u>自然流下方式の配水池は、震度5（150gal）以上の場合、緊急遮断弁が自動的に閉止する。</u>	(各班の復旧活動計画) ア <u>水道総括班、水道管路班、水道施設班</u> (ア) (略) (イ) 配水施設等の被害状況を把握し、<u>可能な限り</u> 断水地域を縮小できるよう、早急に<u>配水方針及び</u> 復旧計画を定め、<u>(削除)</u> 関係各班との連絡調整を行う。 (ウ) (略) イ <u>水道管路班</u> (略) 25-4.2 応急措置を行う (略) 25-4.2.1 取水、導水、浄水施設の応急措置を行う（上下水道部<u>水道施設班</u>） (略) 25-4.2.2 配水施設の応急措置を行う（上下水道部 <u>(水道管路班、水道施設班)</u>） (略) (配水施設の応急措置手順) ア 管路から大量に漏水している場合には、バルブ<u>操作等により</u>、二次災害を防止する。 なお、断水する場合は、下流での消火活動等への影響、漏水量の多少や付近への二次災害の可能性等を総合的に判断して対応する。 イ <u>配水池等に設置された緊急遮断弁は、感震計が150gal以上（震度5弱程度）を感知すると、自動的に閉止する設定となっている。</u>	

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<u>ウ 緊急遮断弁のない配水池の場合、配水池の半分の出口弁を閉止して、貯留水の確保を図る。</u> <u>エ</u> ポンプ直送方式（<u>追記</u>）において、配水量又は配水圧が異常な場合は、災害対策本部の指示により、ポンプの停止等の緊急措置を行う。 <u>オ</u> 余震の発生に備えて、更に安全強化の措置を講じる。 25-4.2.3 その他施設の応急措置を行う（上下水道部<u>水道班</u>） （略）	<u>(削除)</u> <u>ウ</u> ポンプ直送方式の<u>給水区域</u>において、配水量又は配水圧が異常な場合は、災害対策本部の指示により、ポンプの停止等の緊急措置を行う。 <u>エ</u> 余震の発生に備えて、更に安全強化の措置を講じる。 25-4.2.3 その他施設の応急措置を行う（上下水道部<u>水道施設班</u>） （略）	
349	25-4.4 応急復旧工事を行う 25-4.4.1 地下埋設管の復旧について協議を行う（上下水道部<u>水道班</u>） 上下水道部<u>水道班</u>は、道路管理者、警察署、消防部、その他地下埋設物企業者等の関係機関と協議を行う。 25-4.4.2 導、送、配水管の応急復旧工事を行う（上下水道部<u>水道班</u>） （略） （導、送、配水管路の応急復旧工事手順） （略） オ 二次災害が発生するおそれがある場合、<u>水道班</u>の判断により、導水の停止又は減量等の応急措置を講じつつ早急に復旧を行う。 （略） 25-4.4.3 その他の施設の応急復旧工事を行う（上下水道部<u>水道班</u>） （略） 25-4.4.4 給水装置の応急復旧工事を行う（上下水道部<u>業務班</u>） （略）	25-4.4 応急復旧工事を行う 25-4.4.1 地下埋設管の復旧について協議を行う（上下水道部<u>水道管路班</u>） （略） 上下水道部<u>水道管路班</u>は、道路管理者、警察署、消防部、その他地下埋設物企業者等の関係機関と協議を行う。 25-4.4.2 導、送、配水管の応急復旧工事を行う（上下水道部<u>水道管路班、水道施設班</u>） （略） （導、送、配水管路の応急復旧工事手順） （略） オ 二次災害が発生するおそれがある場合、<u>水道総括班</u>の判断により、導水の停止又は減量等の応急措置を講じつつ早急に復旧を行う。 （略） 25-4.4.3 その他の施設の応急復旧工事を行う（上下水道部<u>水道施設班</u>） （略） 25-4.4.4 給水装置の応急復旧工事を行う（上下水道部<u>水道管路班</u>） （略）	関係マニュアル等の見直しに伴う修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由
350	25-4.5 広報活動を行う 25-4.5.1 本部を通じ報道機関の協力を得て、広域的な広報に努める（<u>上下水道部総務班</u>） 上下水道部<u>総務班</u>は、本部を通じ、報道機関の協力を得て、広域的な広報に努める。 （略） 25-4.5.2 市民に対して必要な情報の提供を行う（<u>上下水道部総務班</u>） 上下水道部<u>総務班</u>は、市民の不安の軽減を図るため、震災直後から必要な情報の提供を行う。 25-4.5.3 24 時間体制で、市民の問合せ、報道機関の取材に対応する（<u>上下水道部総務班</u>） 上下水道部<u>総務班</u>は、24 時間体制で市民からの問合せや報道機関等の取材に対応する。 25-4.5.4 広報車（<u>追記</u>）による広報を行う（<u>上下水道部総務班</u>） 広報は、復旧の進捗状況に合わせて行うが、住民が報道機関による情報から遮断された場合も考慮<u>に入れて</u>、状況によっては、上下水道部<u>総務班</u>は、広報車による広報（<u>追記</u>）を行う。 <u>25-4.5.5 広報紙等の配布を行う（上下水道部業務班）</u> <u>上下水道部総務班は、住民が報道機関による情報から遮断された場合も考慮に入れて、市民への広報紙等の配布を行う。</u>	25-4.5 広報活動を行う 25-4.5.1 本部を通じ報道機関の協力を得て、広域的な広報に努める（<u>上下水道部広報・報道班</u>） 上下水道部<u>広報・報道班</u>は、本部を通じ、報道機関の協力を得て、広域的な広報に努める。 （略） 25-4.5.3 市民に対して必要な情報の提供を行う（<u>上下水道部広報・報道班</u>） 上下水道部<u>広報・報道班</u>は、市民の不安の軽減を図るため、震災直後から必要な情報の提供を行う。 25-4.5.3 24 時間体制で、市民の問合せ、報道機関の取材に対応する（<u>上下水道部（広報・報道班、窓口班）</u>） 上下水道部（<u>広報・報道班、窓口班</u>）は、24 時間体制で市民からの問合せや報道機関等の取材に対応する。 25-4.5.4 広報車<u>及び広報紙等</u>による広報を行う（<u>上下水道部水道管路班</u>） 広報は、復旧の進捗状況に合わせて行うが、住民が報道機関による情報から遮断された場合も考慮<u>して</u>、状況によっては、上下水道部<u>水道管路班</u>は、広報車による広報<u>及び広報紙等の配布</u>を行う。 <u>（削除）</u>	関係マニュアル等の見直しに伴う修正
351	25-5 下水道施設の応急対策 ■ 実施責任者：上下水道部長	25-5 下水道施設の応急対策 ■ 実施責任者：上下水道部長	関係マニュアル等

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																																														
	■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担 当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td rowspan="5">25-5.1 災 害 状 況 を把握する</td><td>上下水道部総務班</td><td>(略)</td></tr><tr><td>上下水道部（総務班、<u>業務班、水道班、下水道班、水質班</u>）</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="3">上下水道部<u>下水道班</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td></tr><tr><td>25-5.2 緊 急 措 置 を行う</td><td>上下水道部<u>下水道班</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="3">25-5.3 災 害 応 急 復旧体制を 確立する</td><td>上下水道部<u>下水道班</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td>上下水道部総務班</td><td>(略)</td></tr><tr><td>上下水道部総務班</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="4">25-5.4 応 急 復 旧 工事を行う</td><td rowspan="4">上下水道部<u>下水道班</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td></tr><tr><td>25-5.5 広 報 活 動 を行う</td><td>上下水道部（<u>総務班、下水道班</u>）</td><td>(略)</td></tr></table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	25-5.1 災 害 状 況 を把握する	上下水道部総務班	(略)	上下水道部（総務班、 <u>業務班、水道班、下水道班、水質班</u> ）	(略)	上下水道部 <u>下水道班</u>	(略)	(略)	(略)	25-5.2 緊 急 措 置 を行う	上下水道部 <u>下水道班</u>	(略)	25-5.3 災 害 応 急 復旧体制を 確立する	上下水道部 <u>下水道班</u>	(略)	上下水道部総務班	(略)	上下水道部総務班	(略)	25-5.4 応 急 復 旧 工事を行う	上下水道部 <u>下水道班</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	25-5.5 広 報 活 動 を行う	上下水道部（ <u>総務班、下水道班</u> ）	(略)	■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担 当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td rowspan="5">25-5.1 災 害 状 況 を把握する</td><td>上下水道部総務班</td><td>(略)</td></tr><tr><td>上下水道部（総務班、<u>広報・報道班、応急給水班、窓口班、水道総括班、下水道管路班、下水道施設班</u>）</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="3">上下水道部（<u>下水道管路班、下水道施設班</u>）</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td></tr><tr><td>25-5.2 緊 急 措 置 を行う</td><td>上下水道部（<u>下水道管路班、下水道施設班</u>）</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="3">25-5.3 災 害 応 急 復旧体制を 確立する</td><td>上下水道部（<u>下水道管路班、下水道施設班</u>）</td><td>(略)</td></tr><tr><td>上下水道部総務班</td><td>(略)</td></tr><tr><td>上下水道部総務班</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="4">25-5.4 応 急 復 旧 工事を行う</td><td rowspan="4">上下水道部（<u>下水道管路班、下水道施設班</u>）</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td></tr><tr><td>25-5.5 広 報 活 動 を行う</td><td>上下水道部（<u>広報・報道班、下水道管路班</u>）</td><td>(略)</td></tr></table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	25-5.1 災 害 状 況 を把握する	上下水道部総務班	(略)	上下水道部（総務班、 <u>広報・報道班、応急給水班、窓口班、水道総括班、下水道管路班、下水道施設班</u> ）	(略)	上下水道部（ <u>下水道管路班、下水道施設班</u> ）	(略)	(略)	(略)	25-5.2 緊 急 措 置 を行う	上下水道部（ <u>下水道管路班、下水道施設班</u> ）	(略)	25-5.3 災 害 応 急 復旧体制を 確立する	上下水道部（ <u>下水道管路班、下水道施設班</u> ）	(略)	上下水道部総務班	(略)	上下水道部総務班	(略)	25-5.4 応 急 復 旧 工事を行う	上下水道部（ <u>下水道管路班、下水道施設班</u> ）	(略)	(略)	(略)	(略)	25-5.5 広 報 活 動 を行う	上下水道部（ <u>広報・報道班、下水道管路班</u> ）	(略)	の見直しに伴う修正
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																																																															
25-5.1 災 害 状 況 を把握する	上下水道部総務班	(略)																																																															
	上下水道部（総務班、 <u>業務班、水道班、下水道班、水質班</u> ）	(略)																																																															
	上下水道部 <u>下水道班</u>	(略)																																																															
		(略)																																																															
		(略)																																																															
25-5.2 緊 急 措 置 を行う	上下水道部 <u>下水道班</u>	(略)																																																															
25-5.3 災 害 応 急 復旧体制を 確立する	上下水道部 <u>下水道班</u>	(略)																																																															
	上下水道部総務班	(略)																																																															
	上下水道部総務班	(略)																																																															
25-5.4 応 急 復 旧 工事を行う	上下水道部 <u>下水道班</u>	(略)																																																															
		(略)																																																															
		(略)																																																															
		(略)																																																															
25-5.5 広 報 活 動 を行う	上下水道部（ <u>総務班、下水道班</u> ）	(略)																																																															
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																																																															
25-5.1 災 害 状 況 を把握する	上下水道部総務班	(略)																																																															
	上下水道部（総務班、 <u>広報・報道班、応急給水班、窓口班、水道総括班、下水道管路班、下水道施設班</u> ）	(略)																																																															
	上下水道部（ <u>下水道管路班、下水道施設班</u> ）	(略)																																																															
		(略)																																																															
		(略)																																																															
25-5.2 緊 急 措 置 を行う	上下水道部（ <u>下水道管路班、下水道施設班</u> ）	(略)																																																															
25-5.3 災 害 応 急 復旧体制を 確立する	上下水道部（ <u>下水道管路班、下水道施設班</u> ）	(略)																																																															
	上下水道部総務班	(略)																																																															
	上下水道部総務班	(略)																																																															
25-5.4 応 急 復 旧 工事を行う	上下水道部（ <u>下水道管路班、下水道施設班</u> ）	(略)																																																															
		(略)																																																															
		(略)																																																															
		(略)																																																															
25-5.5 広 報 活 動 を行う	上下水道部（ <u>広報・報道班、下水道管路班</u> ）	(略)																																																															
352	25-5.1 災害状況を把握する (略) 25-5.1.2 部内・関係機関との情報伝達ルートの確保を（上下水道部（総務班、<u>業務班、水道班、下水道班、水質班</u>）） 上下水道部（<u>総務班、業務班、水道班、下水道班、水質班</u>）	25-5.1 災害状況を把握する (略) 25-5.1.2 部内・関係機関との情報伝達ルートの確保を（上下水道部（総務班、<u>広報・報道班、応急給水班、窓口班、水道総括班、下水道管路班、下水道施設班</u>）） 上下水道部（<u>削除</u>）は、災害応急復旧対策の実施に関し、必要	関係マニュアル等 の見直しに伴う修正																																																														

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	は、災害応急復旧対策の実施に関し、必要な情報を迅速かつ確実に収集することができるよう、部内・その他関係機関等との間で情報伝達ルートの確保を図る。 (1) 管路 25-5.1.3 地上調査、人孔内調査、管内調査等の緊急調査を行い、破損状況等の確認を行う（<u>上下水道部下水道班</u>） 上下水道部<u>下水道班</u>は、被害が生じた路線について、地上調査、人孔内調査、管内調査等の緊急調査を行い、破損状況等の確認を行う。 (2) ポンプ場 25-5.1.4 被害状況の調査・点検（緊急調査）を実施する（<u>上下水道部下水道班</u>） ポンプ場の位置は市内全域にまたがり、そのほとんどが無人施設であるため、上下水道部<u>下水道班</u>は、震災後できるだけ早急に各ポンプ場の施設、設備の被害状況を把握する。 (3) 水環境保全センター 25-5.1.5 二次災害の未然防止、緊急調査の安全確保のため緊急点検を行う（<u>上下水道部下水道班</u>） 上下水道部<u>下水道班</u>は、緊急調査の前に人的災害につながる二次災害の未然防止と緊急調査における安全確保のための緊急点検を行う。 25-5.1.6 施設の被害状況の概略を短時間に把握するため緊急調査を行う（<u>上下水道部下水道班</u>） 上下水道部<u>下水道班</u>は、応急復旧の第1段階においては、でき	な情報を迅速かつ確実に収集することができるよう、部内・その他関係機関等との間で情報伝達ルートの確保を図る。 (1) 管路 25-5.1.3 地上調査、人孔内調査、管内調査等の緊急調査を行い、破損状況等の確認を行う（<u>上下水道部下水道管路班</u>） 上下水道部<u>下水道管路班</u>は、被害が生じた路線について、地上調査、人孔内調査、管内調査等の緊急調査を行い、破損状況等の確認を行う。 (2) ポンプ場 25-5.1.4 被害状況の調査・点検（緊急調査）を実施する（<u>上下水道部下水道管路班、下水道施設班</u>） ポンプ場の位置は市内全域にまたがり、そのほとんどが無人施設であるため、上下水道部（<u>下水道管路班、下水道施設班</u>）は、震災後できるだけ早急に各ポンプ場の施設、設備の被害状況を把握する。 (3) 水環境保全センター 25-5.1.5 二次災害の未然防止、緊急調査の安全確保のため緊急点検を行う（<u>上下水道部下水道管路班、下水道施設班</u>） 上下水道部（<u>下水道管路班、下水道施設班</u>）は、緊急調査の前に人的災害につながる二次災害の未然防止と緊急調査における安全確保のための緊急点検を行う。 25-5.1.6 施設の被害状況の概略を短時間に把握するため緊急調査を行う（<u>上下水道部下水道管路班、下水道施設班</u>） 上下水道部（<u>下水道管路班、下水道施設班</u>）は、応急復旧の第1	

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	るだけ短時間に施設の被害状況の概略を把握するため緊急調査を行う。 25-5.2 緊急措置を行う 25-5.2.1 管路の必要な修繕、仮復旧を行う（上下水道部<u>下水道班</u>） 上下水道部<u>下水道班</u>は、以下の方針で、管路の必要な修繕、仮復旧を行う。 （略） 25-5.2.2 ポンプ場の緊急措置を実施する（上下水道部<u>下水道班</u>） 上下水道部<u>下水道班</u>は、以下の方針で、ポンプ場の必要な修繕、仮復旧を行う。 （略）	段階においては、できるだけ短時間に施設の被害状況の概略を把握するため緊急調査を行う。 25-5.2 緊急措置を行う 25-5.2.1 管路の必要な修繕、仮復旧を行う（上下水道部<u>下水道管路班</u>） 上下水道部<u>下水道管路班</u>は、以下の方針で、管路の必要な修繕、仮復旧を行う。 （略） 25-5.2.2 ポンプ場の緊急措置を実施する（上下水道部<u>下水道管路班</u>） 上下水道部<u>下水道管路班</u>は、以下の方針で、ポンプ場の必要な修繕、仮復旧を行う。 （略）	
353	25-5.2.3 水環境保全センターの二次災害の危険性を判断する（上下水道部<u>下水道班</u>） 上下水道部<u>下水道班</u>は、緊急調査に基づき、以後の対応、復旧の方針を定めるとともに、大きな人的災害につながる二次災害の危険性を適切に判定する。 25-5.2.4 水環境保全センターの緊急措置を行う（上下水道部<u>下水道班</u>） 上下水道部<u>下水道班</u>は、必要に応じて、水環境保全センターにおける二次災害防止のための緊急措置を行う。 25-5.3 災害応急復旧体制を確立する 25-5.3.1 常時確保している災害対策に必要な資機材の活用を図る（上下水道部<u>下水道班</u>） 上下水道部<u>下水道班</u>は、迅速に災害応急復旧に当たるため、災害対策に必要な資機材を常時確保し、災害時における活用を図	25-5.2.3 水環境保全センターの二次災害の危険性を判断する（上下水道部<u>下水道施設班</u>） 上下水道部<u>下水道施設班</u>は、緊急調査に基づき、以後の対応、復旧の方針を定めるとともに、大きな人的災害につながる二次災害の危険性を適切に判定する。 25-5.2.4 水環境保全センターの緊急措置を行う（上下水道部<u>下水道施設班</u>） 上下水道部<u>下水道施設班</u>は、必要に応じて、水環境保全センターにおける二次災害防止のための緊急措置を行う。 25-5.3 災害応急復旧体制を確立する 25-5.3.1 常時確保している災害対策に必要な資機材の活用を図る（上下水道部<u>（下水道管路班、下水道施設班）</u>） 上下水道部<u>（下水道管路班、下水道施設班）</u>は、迅速に災害応急復旧に当たるため、災害対策に必要な資機材を常時確保し、災	関係マニュアル等 の見直し に伴う修正

令和4年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

資料2

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	る。 25-5.3.2 関係企業等との協力関係に基づき、必要な資機材を確保する（上下水道部<u>下水道班</u>） 上下水道部<u>下水道班</u>は、指定工事企業、緊急工事対応企業、委託企業等との協力関係に基づいて必要な資機材の確保を図る。 25-5.3.3 他都市への応援を要請する（上下水道部<u>下水道班</u>）（略） なお、他都市に対して応援を要請した場合、上下水道部長（上下水道部<u>下水道班</u>）は、本部長にその旨を報告する。 25-5.3.4 下水道関係団体との連携、協力を図る（上下水道部<u>下水道班</u>） 上下水道部<u>下水道班</u>は、京都土木浚渫協会、京都府建設業協会、京都府管工事工業協同組合、日本下水道施設業協会等の下水道関係団体との連携、協力を図る。業界に対して広報を要請した場合、上下水道部長（上下水道部<u>下水道班</u>）は本部長にその旨を報告する。 25-5.3.5 事前計画に基づき関係機関との調整を図る（上下水道部<u>下水道班</u>） 上下水道部<u>下水道班</u>は、下水道施設の復旧作業等に必要な資機材、車両等の集積場や、再使用品、撤去品及び産業廃棄物（汚水、汚泥、はつりガラス、廃材等）の仮置場等のオープンスペースの確保が必要な場合、「第3章 第28節 オープンスペース利用の調整」に基づき関係機関との調整を図る。	害時における活用を図る。 25-5.3.2 関係企業等との協力関係に基づき、必要な資機材を確保する（上下水道部（<u>下水道管路班、下水道施設班</u>）） 上下水道部（<u>下水道管路班、下水道施設班</u>）は、指定工事企業、緊急工事対応企業、委託企業等との協力関係に基づいて必要な資機材の確保を図る。 25-5.3.3 他都市への応援を要請する（上下水道部<u>下水道管路班</u>）（略） なお、他都市に対して応援を要請した場合、上下水道部長（上下水道部<u>下水道管路班</u>）は、本部長にその旨を報告する。 25-5.3.4 下水道関係団体との連携、協力を図る（上下水道部（<u>下水道管路班、下水道施設班</u>）） 上下水道部（<u>下水道管路班、下水道施設班</u>）は、京都土木浚渫協会、京都府建設業協会、京都府管工事工業協同組合、日本下水道施設業協会等の下水道関係団体との連携、協力を図る。業界に対して応援を要請した場合、上下水道部長（上下水道部（<u>下水道管路班、下水道施設班</u>））は本部長にその旨を報告する。 25-5.3.5 事前計画に基づき関係機関との調整を図る（上下水道部（<u>下水道管路班、下水道施設班</u>）） 上下水道部（<u>下水道管路班、下水道施設班</u>）は、下水道施設の復旧作業等に必要な資機材、車両等の集積場や、再使用品、撤去品及び産業廃棄物（汚水、汚泥、はつりガラス、廃材等）の仮置場等のオープンスペースの確保が必要な場合、「第3章 第28節 オープンスペース利用の調整」に基づき関係機関との調整を図る。	

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	(略) 25-5.4 応急復旧工事を行う (1) 管路 25-5.4.1 一次調査を行う（上下水道部<u>下水道班</u>） 上下水道部<u>下水道班</u>は、管路の一次調査を行い、その結果から、二次調査の実施範囲、調査期間、調査体制等を決定する。 (略) 25-5.4.2 道路管理者、警察署、消防部、その他地下埋設管企業者等と協議を行う（上下水道部<u>下水道班</u>） 上下水道部<u>下水道班</u>は、道路管理者、警察署、消防部、その他地下埋設物企業者等の関係機関と協議を行う。	(略) 25-5.4 応急復旧工事を行う (1) 管路 25-5.4.1 一次調査を行う（上下水道部<u>下水道管路班</u>） 上下水道部<u>下水道管路班</u>は、管路の一次調査を行い、その結果から、二次調査の実施範囲、調査期間、調査体制等を決定する。 (略) 25-5.4.2 道路管理者、警察署、消防部、その他地下埋設管企業者等と協議を行う（上下水道部<u>下水道管路班</u>） 上下水道部<u>下水道管路班</u>は、道路管理者、警察署、消防部、その他地下埋設物企業者等の関係機関と協議を行う。	
354	25-5.4.3 雨水吐口等からの緊急放流、下水道の使用制限、既存施設とのネットワーク等の対応を図る（上下水道部<u>下水道班</u>） 上下水道部<u>下水道班</u>は、旧市街地の埋設深の浅い幹線について、元のルートの復旧ができない場合、雨水吐口等からの緊急放流、下水道の使用制限、既存施設とのネットワーク化等の対応を図る。 25-5.4.4 管路の応急復旧を行う（上下水道部<u>下水道班</u>） (2) ポンプ場 25-5.4.5 ポンプ場の応急復旧を行う（上下水道部<u>下水道班</u>） (略) 25-5.4.6 ポンプ場の本復旧を実施する（上下水道部<u>下水道班</u>） 上下水道部<u>下水道班</u>は、被害状況に応じて、ポンプ場の本復旧を実施する。 (3) 水環境保全センター	25-5.4.3 雨水吐口等からの緊急放流、下水道の使用制限、既存施設とのネットワーク等の対応を図る（上下水道部<u>下水道管路班</u>） 上下水道部<u>下水道管路班</u>は、旧市街地の埋設深の浅い幹線について、元のルートの復旧ができない場合、雨水吐口等からの緊急放流、下水道の使用制限、既存施設とのネットワーク化等の対応を図る。 25-5.4.4 管路の応急復旧を行う（上下水道部<u>下水道管路班</u>） (2) ポンプ場 25-5.4.5 ポンプ場の応急復旧を行う（上下水道部<u>下水道管路班</u>） (略) 25-5.4.6 ポンプ場の本復旧を実施する（上下水道部<u>下水道管路班</u>） 上下水道部<u>下水道管路班</u>は、被害状況に応じて、ポンプ場の本復旧を実施する。 (3) 水環境保全センター	関係マニュアル等の見直しに伴う修正

令和4年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

資料2

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	25-5.4.7 応急調査を行う（上下水道部<u>下水道班</u>） （略） 25-5.4.8 応急復旧の必要性等を判断する（上下水道部<u>下水道班</u>） 上下水道部<u>下水道班</u>は、二次災害の危険性、施設復旧の緊急性、施設の用途、重要度、本復旧までの工期等に基づいて応急復旧の必要性を判断し、応急復旧の優先順位・復旧水準を定める。 25-5.4.9 水環境保全センターの応急復旧を行う（上下水道部<u>下水道班</u>） 上下水道部<u>下水道班</u>は、適切な工法で水環境保全センターの応急復旧を進める。 (4) 排水設備 25-5.4.10 指定下水道工事業者の協力を得る（上下水道部<u>下水道班</u>） 下水道本管の復旧に支障を及ぼす場合、大量の汚水が流れ出し、付近の環境に影響を及ぼす場合又は第三者に損害等を与えるおそれがある場合については、上下水道部<u>下水道班</u>は、申込みの有無にかかわらず応急復旧を行う。 （略） 25-5.5 広報活動を行う 25-5.5.1 報道機関の協力を得て、下水道の使用制限等の広域的な広報に努める（上下水道部（<u>総務班</u>、<u>下水道班</u>）） 上下水道部（<u>総務班</u>、<u>下水道班</u>）は、市災害対策本部を通じ、報道機関の協力を得て、下水道の使用制限等の広域的な広報に努める。 （略）	25-5.4.7 応急調査を行う（上下水道部<u>下水道施設班</u>） （略） 25-5.4.8 応急復旧の必要性等を判断する（上下水道部<u>下水道施設班</u>） 上下水道部<u>下水道施設班</u>は、二次災害の危険性、施設復旧の緊急性、施設の用途、重要度、本復旧までの工期等に基づいて応急復旧の必要性を判断し、応急復旧の優先順位・復旧水準を定める。 25-5.4.9 水環境保全センターの応急復旧を行う（上下水道部<u>下水道施設班</u>） 上下水道部<u>下水道施設班</u>は、適切な工法で水環境保全センターの応急復旧を進める。 (4) 排水設備 25-5.4.10 指定下水道工事業者の協力を得る（上下水道部<u>下水道管路班</u>） 下水道本管の復旧に支障を及ぼす場合、大量の汚水が流れ出し、付近の環境に影響を及ぼす場合又は第三者に損害等を与えるおそれがある場合については、上下水道部<u>下水道管路班</u>は、申込みの有無にかかわらず応急復旧を行う。 （略） 25-5.5 広報活動を行う 25-5.5.1 報道機関の協力を得て、下水道の使用制限等の広域的な広報に努める（上下水道部（<u>広報・報道班</u>、<u>下水道管路班</u>）） 上下水道部（<u>広報・報道班</u>、<u>下水道管路班</u>）は、市災害対策本部を通じ、報道機関の協力を得て、下水道の使用制限等の広域的な広報に努める。 （略）	

頁	現 行	修 正 案	修正理由																										
	25-5.5.2 市民への情報提供に努め、市民からの問合せや報道機関の取材に対応する（上下水道部（<u>総務班、下水道班</u>）） 上下水道部（<u>総務班、下水道班</u>）は、震災直後から市民への情報提供に努めるとともに、市民からの問合せや報道機関の取材に対応する。	25-5.5.2 市民への情報提供に努め、市民からの問合せや報道機関の取材に対応する（上下水道部（<u>広報・報道班、下水道管路班</u>）） 上下水道部（<u>広報・報道班、下水道管路班</u>）は、震災直後から市民への情報提供に努めるとともに、市民からの問合せや報道機関の取材に対応する。																											
362	27－1 応急仮設住宅の供給 ■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担 当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td>27-1.1 応急仮設住宅需要を調査する</td><td>都市計画部住宅班</td><td>(略) 27-1.1.5 (略) <u>(追加)</u> 27-1.1.<u>6</u> 住宅不足戸数を判断する 27-1.1.<u>7</u> 本部長に報告する</td></tr><tr><td rowspan="3">27-1.2 応急仮設住宅戸数を決定する</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>保健福祉部生活支援班</td><td>27-1.2.3 <u>建設</u>戸数引上げについて、京都府知事、<u>厚生労働大臣</u>と協議する</td></tr></table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	27-1.1 応急仮設住宅需要を調査する	都市計画部住宅班	(略) 27-1.1.5 (略) <u>(追加)</u> 27-1.1. <u>6</u> 住宅不足戸数を判断する 27-1.1. <u>7</u> 本部長に報告する	27-1.2 応急仮設住宅戸数を決定する	(略)	(略)	(略)	(略)	保健福祉部生活支援班	27-1.2.3 <u>建設</u> 戸数引上げについて、京都府知事、 <u>厚生労働大臣</u> と協議する	27－1 応急仮設住宅の供給 ■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担 当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td>27-1.1 応急仮設住宅需要を調査する</td><td>都市計画部住宅班</td><td>(略) 27-1.1.5 (略) <u>27-1.1.6 関係団体等に空家住宅等の情報の提供を依頼し、応急仮設住宅として入居可能な戸数を把握する</u> 27-1.1.<u>7</u> 住宅不足戸数を判断する 27-1.1.<u>8</u> 本部長に報告する</td></tr><tr><td rowspan="3">27-1.2 応急仮設住宅戸数を決定する</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>保健福祉部生活支援班</td><td>27-1.2.3 <u>応急仮設住宅の</u>戸数引上げについて、京都府知事、<u>内閣総理大臣</u>と協議する</td></tr></table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	27-1.1 応急仮設住宅需要を調査する	都市計画部住宅班	(略) 27-1.1.5 (略) <u>27-1.1.6 関係団体等に空家住宅等の情報の提供を依頼し、応急仮設住宅として入居可能な戸数を把握する</u> 27-1.1. <u>7</u> 住宅不足戸数を判断する 27-1.1. <u>8</u> 本部長に報告する	27-1.2 応急仮設住宅戸数を決定する	(略)	(略)	(略)	(略)	保健福祉部生活支援班	27-1.2.3 <u>応急仮設住宅の</u> 戸数引上げについて、京都府知事、 <u>内閣総理大臣</u> と協議する	民間賃貸住宅の応急仮設住宅への活用等を踏まえた修正
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																											
27-1.1 応急仮設住宅需要を調査する	都市計画部住宅班	(略) 27-1.1.5 (略) <u>(追加)</u> 27-1.1. <u>6</u> 住宅不足戸数を判断する 27-1.1. <u>7</u> 本部長に報告する																											
27-1.2 応急仮設住宅戸数を決定する	(略)	(略)																											
	(略)	(略)																											
	保健福祉部生活支援班	27-1.2.3 <u>建設</u> 戸数引上げについて、京都府知事、 <u>厚生労働大臣</u> と協議する																											
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																											
27-1.1 応急仮設住宅需要を調査する	都市計画部住宅班	(略) 27-1.1.5 (略) <u>27-1.1.6 関係団体等に空家住宅等の情報の提供を依頼し、応急仮設住宅として入居可能な戸数を把握する</u> 27-1.1. <u>7</u> 住宅不足戸数を判断する 27-1.1. <u>8</u> 本部長に報告する																											
27-1.2 応急仮設住宅戸数を決定する	(略)	(略)																											
	(略)	(略)																											
	保健福祉部生活支援班	27-1.2.3 <u>応急仮設住宅の</u> 戸数引上げについて、京都府知事、 <u>内閣総理大臣</u> と協議する																											

令和4年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

資料2

頁	現 行			修 正 案			修正理由
	27-1.3 <u>応急仮設住宅用地を選定・確保する</u>	都市計画部住宅班	27-1.3.1 <u>応急仮設住宅</u> 建設予定地の震災後の使用実態等の現況を把握する 27-1.3.2 <u>応急仮設住宅</u> 、関連施設等の必要量から、建設用地の必要量を計画する (略)	27-1.3 <u>建設型応急仮設住宅用地を選定・確保する</u>	都市計画部住宅班	27-1.3.1 <u>建設型応急仮設住宅</u> 建設予定地の震災後の使用実態等の現況を把握する 27-1.3.2 <u>建設型応急仮設住宅</u> 、関連施設等の必要量から、建設用地の必要量を計画する (略)	
		オープンスペース調整チーム事務局	27-1.3.4 <u>応急仮設住宅</u> 建設用地として暫定的にオープンスペースを割り当てる		オープンスペース調整チーム事務局	27-1.3.4 <u>建設型応急仮設住宅</u> 建設用地として暫定的にオープンスペースを割り当てる	
		都市計画部住宅班	27-1.3.5 <u>応急仮設住宅</u> 建設用地を選定する (略)		都市計画部住宅班	27-1.3.5 <u>建設型応急仮設住宅</u> 建設用地を選定する (略)	
			27-1.3.7 <u>応急仮設住宅</u> 用地の着工順位、応急・福祉仮設住宅のタイプ等の最終決定を行う			27-1.3.7 <u>建設型応急仮設住宅</u> 用地の着工順位、応急・福祉仮設住宅のタイプ等の最終決定を行う	
	<u>(追加)</u>			<u>27-1.4 賃貸型応急仮設住宅を確保する</u>	都市計画部住宅班	<u>27-1.4.1 賃貸型応急仮設住宅の所有者と利用について必要な調整を行う(都市計画部住宅班)</u>	

頁	現 行			修 正 案			修正理由																																												
					保健福祉部生活支援班、都市計画部住宅班	27-1.4.2 民間住宅を賃貸型応急仮設住宅として借り上げる（保健福祉部生活支援班、都市計画部住宅班）																																													
363	<table><tr><th>応急対策項目</th><th>担 当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td rowspan="4">27-1.4 応急仮設住宅を建設する</td><td rowspan="4">都市計画部公共建築班</td><td>27-1.4.1 応急仮設住宅の設計を実施する</td></tr><tr><td>27-1.4.2 応急仮設住宅の建設発注・工事監理を行う</td></tr><tr><td>27-1.4.3 （略）</td></tr><tr><td>27-1.4.4 応急仮設住宅の建設状況を報告する</td></tr><tr><td rowspan="4">27-1.5 入居者資格を決定する</td><td>保健福祉部生活支援班、区本部</td><td>27-1.5.1 （略）</td></tr><tr><td rowspan="3">保健福祉部生活支援班</td><td>27-1.5.2 （略）</td></tr><tr><td>27-1.5.3 （略）</td></tr><tr><td>27-1.5.4 （略）</td></tr><tr><td rowspan="4">27-1.6 入居者を決定する</td><td rowspan="4">保健福祉部生活支援班、区本部</td><td>27-1.6.1 （略）</td></tr><tr><td>27-1.6.2 （略）</td></tr><tr><td>27-1.6.3 （略）</td></tr><tr><td>27-1.6.4 （略）</td></tr></table>			応急対策項目	担 当	分 担 内 容	27-1.4 応急仮設住宅を建設する	都市計画部公共建築班	27-1.4.1 応急仮設住宅の設計を実施する	27-1.4.2 応急仮設住宅の建設発注・工事監理を行う	27-1.4.3 （略）	27-1.4.4 応急仮設住宅の建設状況を報告する	27-1.5 入居者資格を決定する	保健福祉部生活支援班、区本部	27-1.5.1 （略）	保健福祉部生活支援班	27-1.5.2 （略）	27-1.5.3 （略）	27-1.5.4 （略）	27-1.6 入居者を決定する	保健福祉部生活支援班、区本部	27-1.6.1 （略）	27-1.6.2 （略）	27-1.6.3 （略）	27-1.6.4 （略）	<table><tr><th>応急対策項目</th><th>担 当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td rowspan="4">27-1.5 建設型応急仮設住宅を建設する</td><td rowspan="4">都市計画部公共建築班</td><td>27-1.5.1 建設型応急仮設住宅の設計を実施する</td></tr><tr><td>27-1.5.2 建設型応急仮設住宅の建設発注・工事監理を行う</td></tr><tr><td>27-1.5.3 （略）</td></tr><tr><td>27-1.5.4 建設型応急仮設住宅の建設状況を報告する</td></tr><tr><td rowspan="4">27-1.6 入居者資格を決定する</td><td>保健福祉部生活支援班、区本部</td><td>27-1.6.1 （略）</td></tr><tr><td rowspan="3">保健福祉部生活支援班</td><td>27-1.6.2 （略）</td></tr><tr><td>27-1.6.3 （略）</td></tr><tr><td>27-1.6.4 （略）</td></tr><tr><td rowspan="4">27-1.7 入居者を決定する</td><td rowspan="4">保健福祉部生活支援班、区本部</td><td>27-1.7.1 （略）</td></tr><tr><td>27-1.7.2 （略）</td></tr><tr><td>27-1.7.3 （略）</td></tr><tr><td>27-1.7.4 （略）</td></tr></table>			応急対策項目	担 当	分 担 内 容	27-1.5 建設型応急仮設住宅を建設する	都市計画部公共建築班	27-1.5.1 建設型応急仮設住宅の設計を実施する	27-1.5.2 建設型応急仮設住宅の建設発注・工事監理を行う	27-1.5.3 （略）	27-1.5.4 建設型応急仮設住宅の建設状況を報告する	27-1.6 入居者資格を決定する	保健福祉部生活支援班、区本部	27-1.6.1 （略）	保健福祉部生活支援班	27-1.6.2 （略）	27-1.6.3 （略）	27-1.6.4 （略）	27-1.7 入居者を決定する	保健福祉部生活支援班、区本部	27-1.7.1 （略）	27-1.7.2 （略）	27-1.7.3 （略）	27-1.7.4 （略）	民間賃貸住宅の応急仮設住宅への活用等を踏まえた修正
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																																																	
27-1.4 応急仮設住宅を建設する	都市計画部公共建築班	27-1.4.1 応急仮設住宅の設計を実施する																																																	
		27-1.4.2 応急仮設住宅の建設発注・工事監理を行う																																																	
		27-1.4.3 （略）																																																	
		27-1.4.4 応急仮設住宅の建設状況を報告する																																																	
27-1.5 入居者資格を決定する	保健福祉部生活支援班、区本部	27-1.5.1 （略）																																																	
	保健福祉部生活支援班	27-1.5.2 （略）																																																	
		27-1.5.3 （略）																																																	
		27-1.5.4 （略）																																																	
27-1.6 入居者を決定する	保健福祉部生活支援班、区本部	27-1.6.1 （略）																																																	
		27-1.6.2 （略）																																																	
		27-1.6.3 （略）																																																	
		27-1.6.4 （略）																																																	
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																																																	
27-1.5 建設型応急仮設住宅を建設する	都市計画部公共建築班	27-1.5.1 建設型応急仮設住宅の設計を実施する																																																	
		27-1.5.2 建設型応急仮設住宅の建設発注・工事監理を行う																																																	
		27-1.5.3 （略）																																																	
		27-1.5.4 建設型応急仮設住宅の建設状況を報告する																																																	
27-1.6 入居者資格を決定する	保健福祉部生活支援班、区本部	27-1.6.1 （略）																																																	
	保健福祉部生活支援班	27-1.6.2 （略）																																																	
		27-1.6.3 （略）																																																	
		27-1.6.4 （略）																																																	
27-1.7 入居者を決定する	保健福祉部生活支援班、区本部	27-1.7.1 （略）																																																	
		27-1.7.2 （略）																																																	
		27-1.7.3 （略）																																																	
		27-1.7.4 （略）																																																	

令和4年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

資料2

頁	現 行			修 正 案			修正理由
	27-1. <u>7</u> <u>応急仮設住宅</u> の管理・保全を行う	都市計画部住宅班	27-1. <u>7</u> . 1 <u>応急仮設住宅</u> の維持管理を行う	27-1. <u>8</u> <u>建設型応急仮設住宅</u> の管理・保全を行う	都市計画部住宅班	27-1. <u>8</u> . 1 <u>建設型応急仮設住宅</u> の維持管理を行う	
			27-1. <u>7</u> . 2 (略)			27-1. <u>8</u> . 2 (略)	
		保健福祉部生活支援班、区本部	27-1. <u>7</u> . 3 (略)		保健福祉部生活支援班、区本部	27-1. <u>8</u> . 3 (略)	
			27-1. <u>7</u> . 4 (略)			27-1. <u>8</u> . 4 (略)	
			27-1. <u>7</u> . 5 (略)			27-1. <u>8</u> . 5 (略)	
			27-1. <u>7</u> . 6 (略)			27-1. <u>8</u> . 6 (略)	
	27-1. <u>8</u> 応急仮設住宅を処分する	都市計画部住宅班	27-1. <u>8</u> . 1 (略)	27-1. <u>9</u> 応急仮設住宅を処分する	都市計画部住宅班	27-1. <u>9</u> . 1 (略)	
		本部長	27-1. <u>8</u> . 2 関係部に対して <u>応急仮設住宅</u> の撤去と用地の原状回復等の処分方針を指示する		本部長	27-1. <u>9</u> . 2 関係部に対して <u>建設型応急仮設住宅</u> の撤去と用地の原状回復等の処分方針を指示する	
		都市計画部住宅班	27-1. <u>8</u> . 3 <u>用地所有者</u> 、入居者との協議を行う		都市計画部住宅班	27-1. <u>9</u> . 3 <u>民間住宅所有者、用地所有者</u> 、入居者との協議を行う	
			27-1. <u>8</u> . 4 (略)			27-1. <u>9</u> . 4 (略)	
		都市計画部公共建築班	27-1. <u>8</u> . 5 <u>応急仮設住宅</u> の撤去、原状回復を行う		都市計画部公共建築班	27-1. <u>9</u> . 5 <u>建設型応急仮設住宅</u> の撤去、原状回復を行う	

頁	現 行	修 正 案	修正理由
364	27-1.1 応急仮設住宅需要を調査する (略) 27-1.1.5 市営住宅、その他公営住宅の入居可能戸数を把握する（都市計画部住宅班） (略) <u>(追加)</u> 27-1.1.6 住宅不足戸数を判断する（都市計画部住宅班） (略) 27-1.1.7 本部長に報告する（都市計画部住宅班） (略) 27-1.2 応急仮設住宅戸数を決定する (略) 27-1.2.3 <u>建設</u>戸数引上げについて、京都府知事、<u>厚生労働大臣</u>と協議する（保健福祉部生活支援班） 本部長（保健福祉部生活支援班）は、災害救助法の基準以上の<u>建設</u>が必要な場合や市域外への応急仮設住宅の<u>建設</u>が必要な場合、<u>建設</u>戸数引上げ等について京都府知事、<u>厚生労働大臣</u>と協議する。 27-1.3 <u>応急仮設住宅</u>用地を選定・確保する 27-1.3.1 <u>応急仮設住宅</u>建設予定地の震災後の使用実態等の現況を把握する（都市計画部住宅班）	27-1.1 応急仮設住宅需要を調査する (略) 27-1.1.5 市営住宅、その他公営住宅の入居可能戸数を把握する（都市計画部住宅班） (略) <u>27-1.1.6 応急仮設住宅として入居可能な戸数を把握する（都市計画部住宅班）</u> <u>都市計画部住宅班は、住宅関係団体、不動産関係団体、空家住宅の所有者等に対し、空家住宅等の情報提供を依頼し、民間住宅の入居可能戸数を把握する。</u> 27-1.1.7 住宅不足戸数を判断する（都市計画部住宅班） (略) 27-1.1.8 本部長に報告する（都市計画部住宅班） (略) 27-1.2 応急仮設住宅戸数を決定する (略) 27-1.2.3 <u>応急仮設住宅の</u>戸数引上げについて、京都府知事、<u>内閣総理大臣</u>と協議する（保健福祉部生活支援班） 本部長（保健福祉部生活支援班）は、災害救助法の基準以上の<u>賃貸型又は建設型応急仮設住宅の供与</u>が必要な場合や市域外への応急仮設住宅の<u>供与</u>が必要な場合、<u>応急仮設住宅</u>戸数引上げ等について京都府知事、<u>内閣総理大臣</u>と協議する。 27-1.3 <u>建設型応急仮設住宅</u>用地を選定・確保する 27-1.3.1 <u>建設型応急仮設住宅</u>建設予定地の震災後の使用実態等の現況を把握する（都市計画部住宅班）	民間賃貸住宅の応急仮設住宅への活用等を踏まえた修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	都市計画部住宅班は、事前に計画された<u>応急仮設住宅</u>建設予定地の震災後の使用実態等の現況を、オープンスペースデータベースにより把握する。 27-1.3.2 <u>応急仮設住宅</u>、関連施設等の必要量から、建設用地の必要量を計画する（都市計画部住宅班） 都市計画部住宅班は、<u>応急仮設住宅</u>、福祉仮設住宅の全必要量、集会施設等の関連施設の必要量<u>から</u>、建設用地の必要量を計画する。 （略） 27-1.3.4 <u>応急仮設住宅</u>建設用地として暫定的にオープンスペースを割り当てる（オープンスペース調整チーム事務局） オープンスペース調整チーム事務局は、応急仮設住宅用地として暫定的にオープンスペースを割り当てる。 27-1.3.5 <u>応急仮設住宅</u>建設用地を選定する（都市計画部住宅班） 都市計画部住宅班は、オープンスペース調整チーム事務局が割り当てたオープンスペースから、<u>応急仮設住宅</u>用地を選定する。	都市計画部住宅班は、事前に計画された<u>建設型応急仮設住宅</u>建設予定地の震災後の使用実態等の現況を、オープンスペースデータベースにより把握する。 27-1.3.2 <u>建設型応急仮設住宅</u>、関連施設等の必要量から、建設用地の必要量を計画する（都市計画部住宅班） 都市計画部住宅班は、<u>民間住宅の入居可能戸数等を考慮しながら、建設型応急仮設住宅</u>、福祉仮設住宅の全必要量、集会施設等の関連施設の必要量<u>を想定し</u>、建設用地の必要量を計画する。 （略） 27-1.3.4 <u>建設型応急仮設住宅</u>建設用地として暫定的にオープンスペースを割り当てる（オープンスペース調整チーム事務局） オープンスペース調整チーム事務局は、<u>建設型応急仮設住宅</u>用地として暫定的にオープンスペースを割り当てる。 27-1.3.5 <u>建設型応急仮設住宅</u>建設用地を選定する（都市計画部住宅班） 都市計画部住宅班は、オープンスペース調整チーム事務局が割り当てたオープンスペースから、<u>建設型応急仮設住宅</u>用地を選定する。	
365	（<u>応急仮設住宅用地の選定基準</u>） （略） 27-1.3.7 <u>応急仮設住宅</u>用地の着工順位、応急・福祉仮設住宅のタイプ等、建設計画の最終決定を行う（都市計画部住宅班） <u>（追記）</u> <u>（追記）</u>	（<u>建設型応急仮設住宅用地の選定基準</u>） （略） 27-1.3.7 <u>建設型応急仮設住宅</u>用地の着工順位、応急・福祉仮設住宅のタイプ等、建設計画の最終決定を行う（都市計画部住宅班） <u>27-1.4 賃貸型応急仮設住宅を確保する</u> <u>27-1.4.1 賃貸型応急仮設住宅の所有者と利用について必要な調整を行う</u> <u>（都市計画部住宅班）</u> <u>都市計画部住宅班は、所有者（住宅関係団体、不動産関係団</u>	民間賃貸住宅の応急仮設住宅への活用等を踏まえた修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<u>（追記）</u> 27-1. <u>4</u> <u>応急仮設住宅</u>を建設する 決定した建設計画に基づき、<u>応急仮設住宅</u>を建設する。 （略） 27-1. <u>4</u>. 1 <u>応急仮設住宅</u>の設計を実施する（都市計画部公共建築班） 都市計画部公共建築班は、以下の点に配慮し、<u>応急仮設住宅</u>の設計を実施する。 （略） 27-1. <u>4</u>. 2 <u>応急仮設住宅</u>の建設発注・工事監理を行う（都市計画部公共建築班） 27-1. <u>4</u>. 3 建設資材の提供を建設事業者団体等へ依頼する（都市計画部公共建築班） 都市計画部公共建築班は、<u>応急仮設住宅</u>を迅速に建設することができるよう、京都府と調整を図ったうえで、建設事業者団体等に建設資材の提供を依頼する。 27-1. <u>4</u>. 4 <u>応急仮設住宅</u>の建設状況を報告する（都市計画部公共建築班） 災害救助法適用時、都市計画部公共建築班は、<u>応急仮設住宅</u>の建設状況について、保健福祉部長へ報告する。	<u>体、空家住宅の所有者等）と契約について必要な調整を行う。</u> 27-1. <u>4</u>. 2 <u>民間住宅を賃貸型応急仮設住宅として借り上げる（保健福祉部生活支援班、都市計画部住宅班）</u> <u>保健福祉部生活支援班は内閣府と、都市計画部住宅班は所有者（住宅関係団体、不動産関係団体、空家住宅の所有者等）と調整の上、民間住宅を賃貸型応急仮設住宅として借上げる。</u> 27-1. <u>5</u> <u>建設型応急仮設住宅</u>を建設する 決定した建設計画に基づき、<u>建設型応急仮設住宅</u>を建設する。 （略） 27-1. <u>5</u>. 1 <u>建設型応急仮設住宅</u>の設計を実施する（都市計画部公共建築班） 都市計画部公共建築班は、以下の点に配慮し、<u>建設型応急仮設住宅</u>の設計を実施する。 （略） 27-1. <u>5</u>. 2 <u>建設型応急仮設住宅</u>の建設発注・工事監理を行う（都市計画部公共建築班） 27-1. <u>5</u>. 3 建設資材の提供を建設事業者団体等へ依頼する（都市計画部公共建築班） 都市計画部公共建築班は、<u>建設型応急仮設住宅</u>を迅速に建設することができるよう、京都府と調整を図ったうえで、建設事業者団体等に建設資材の提供を依頼する。 27-1. <u>5</u>. 4 <u>建設型応急仮設住宅</u>の建設状況を報告する（都市計画部公共建築班） 災害救助法適用時、都市計画部公共建築班は、<u>建設型応急仮設住宅</u>の建設状況について、保健福祉部長へ報告する。	

令和4年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

資料2

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	27-1. <u>5</u> 入居者資格を決定する 27-1. <u>5</u>. 1 (略) (略) 27-1. <u>5</u>. 2 (略) (略) 27-1. <u>5</u>. 3 (略) (略) 27-1. <u>5</u>. 4 (略) (略)	27-1. <u>6</u> 入居者資格を決定する 27-1. <u>6</u>. 1 (略) (略) 27-1. <u>6</u>. 2 (略) (略) 27-1. <u>6</u>. 3 (略) (略) 27-1. <u>6</u>. 4 (略) (略)	
366	27-1. <u>6</u> 入居者を決定する 27-1. <u>6</u>. 1 (略) (略) 27-1. <u>6</u>. 2 (略) (略) 27-1. <u>6</u>. 3 (略) (略) 27-1. <u>6</u>. 4 (略) 保健福祉部生活支援班、区本部は、<u>応急仮設住宅</u>の契約、鍵の引渡し<u>を行う。</u> 27-1. <u>7</u> <u>応急仮設住宅</u>の管理・保全を行う 27-1. <u>7</u>. 1 <u>応急仮設住宅</u>の維持管理を行う（都市計画部住宅班） 都市計画部住宅班は、<u>応急仮設住宅</u>の維持管理を行うとともに	27-1. <u>7</u> 入居者を決定する 27-1. <u>7</u>. 1 (略) (略) 27-1. <u>7</u>. 2 (略) (略) 27-1. <u>7</u>. 3 (略) (略) 27-1. <u>7</u>. 4 (略) 保健福祉部生活支援班、区本部は、<u>建設型応急仮設住宅</u>の契約、鍵の引渡し<u>及び、賃貸型応急仮設住宅の所有者（住宅関係団体、不動産関係団体、空家住宅の所有者等）、被災者との三者契約を行う。（ただし、賃貸型応急仮設住宅については、所有者から鍵渡しを行う。）</u> 27-1. <u>8</u> <u>建設型応急仮設住宅</u>の管理・保全を行う 27-1. <u>8</u>. 1 <u>建設型応急仮設住宅</u>の維持管理を行う（都市計画部住宅班） 都市計画部住宅班は、<u>建設型応急仮設住宅</u>の維持管理を行うと	民間賃貸住宅の応急仮設住宅への活用等を踏まえた修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	に、必要に応じて関係部等と連携して入居者の日常生活の利便性の向上に努める。 27-1. <u>7</u>. 2（略） （略） 27-1. <u>7</u>. 3（略） （略） 27-1. <u>7</u>. 4（略） （略） 27-1. <u>7</u>. 5（略） （略） 27-1. <u>7</u>. 6（略） （略） 27-1. <u>8</u> 応急仮設住宅を処分する 27-1. <u>8</u>. 1（略） （略）	ともに、必要に応じて関係部等と連携して入居者の日常生活の利便性の向上に努める。 27-1. <u>8</u>. 2（略） （略） 27-1. <u>8</u>. 3（略） （略） 27-1. <u>8</u>. 4（略） （略） 27-1. <u>8</u>. 5（略） （略） 27-1. <u>8</u>. 6（略） （略） 27-1. <u>9</u> 応急仮設住宅を処分する 27-1. <u>9</u>. 1（略） （略）	
367	27-1. <u>8</u>. 2 関係部に対して<u>応急仮設住宅</u>の撤去と用地の原状回復等の処分方針を指示する（本部長） 本部長は、応急仮設住宅の供与の必要がなくなったと判断した場合、関係部に対して<u>応急仮設住宅</u>の撤去と用地の原状回復等の処分方針を指示する。 27-1. <u>8</u>. <u>3</u> <u>用</u>地所有者、入居者との協議を行う（都市計画部住宅班） 都市計画部住宅班は、応急仮設住宅の処分方針が決定した場合、区本部、保健福祉部等と連携して、<u>用</u>地所有者、入居者との協議を行う。	27-1. <u>9</u>. 2 関係部に対して<u>建設型応急仮設住宅</u>の撤去と用地の原状回復等の処分方針を指示する（本部長） 本部長は、応急仮設住宅の供与の必要がなくなったと判断した場合、関係部に対して<u>建設型応急仮設住宅</u>の撤去と用地の原状回復等の処分方針を指示する。 27-1. <u>9</u>. <u>3</u> <u>民間住宅所有者、用</u>地所有者、入居者との協議を行う（都市計画部住宅班） 都市計画部住宅班は、応急仮設住宅の処分方針が決定した場合、区本部、保健福祉部等と連携して、<u>賃貸型応急仮設住宅の所有者、建設型応急仮設住宅の用</u>地所有者、入居者との協議を行	民間賃貸住宅の応急仮設住宅への活用等を踏まえた修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由																								
	27-1. <u>8</u>. 4（略） （略） 27-1. <u>8</u>. 5 <u>応急仮設住宅</u>の撤去、原状回復を行う（都市計画部公共建築班） 都市計画部公共建築班は、応急仮設住宅の処分方針が決定した場合、<u>応急仮設住宅</u>の撤去、原状回復を行う。	う。 27-1. <u>9</u>. 4（略） （略） 27-1. <u>9</u>. 5 <u>建設型応急仮設住宅</u>の撤去、原状回復を行う（都市計画部公共建築班） 都市計画部公共建築班は、応急仮設住宅の処分方針が決定した場合、<u>建設型応急仮設住宅</u>の撤去、原状回復を行う。																									
368	2 7 - 2 住宅の応急修理、公営住宅等による対応 ■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担 当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td colspan="3">（略）</td></tr><tr><td>27. 2. 2 市営住宅への一時入居措置をとる</td><td>都市計画部住宅班</td><td>（略） 27-2. 2. 4（略） <u>27-2. 2. 5 関係団体等に空家住宅等の情報の提供を依頼する</u></td></tr><tr><td colspan="3">（略）</td></tr></table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	（略）			27. 2. 2 市営住宅への一時入居措置をとる	都市計画部住宅班	（略） 27-2. 2. 4（略） <u>27-2. 2. 5 関係団体等に空家住宅等の情報の提供を依頼する</u>	（略）			2 7 - 2 住宅の応急修理、公営住宅等による対応 ■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担 当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td colspan="3">（略）</td></tr><tr><td>27. 2. 2 市営住宅への一時入居措置をとる</td><td>都市計画部住宅班</td><td>（略） 27-2. 2. 4（略） <u>（削除）</u></td></tr><tr><td colspan="3">（略）</td></tr></table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	（略）			27. 2. 2 市営住宅への一時入居措置をとる	都市計画部住宅班	（略） 27-2. 2. 4（略） <u>（削除）</u>	（略）			27-1. 1に集約したため項目削除
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																									
（略）																											
27. 2. 2 市営住宅への一時入居措置をとる	都市計画部住宅班	（略） 27-2. 2. 4（略） <u>27-2. 2. 5 関係団体等に空家住宅等の情報の提供を依頼する</u>																									
（略）																											
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																									
（略）																											
27. 2. 2 市営住宅への一時入居措置をとる	都市計画部住宅班	（略） 27-2. 2. 4（略） <u>（削除）</u>																									
（略）																											
369	27-2. 2 市営住宅への一時入居措置をとる （略） <u>27-2. 2. 5 関係団体等に空家住宅等の情報の提供を依頼する（都市計画部住宅班）</u> <u>都市計画部住宅班は、住宅関係団体、不動産関係団体等に対して空家住宅等の情報の提供を依頼する。</u>	27-2. 2 市営住宅への一時入居措置をとる （略） <u>（削除）</u>	27-1. 1に集約したため項目削除																								

頁	現 行	修 正 案	修正理由
382	29.3 帰宅困難者や各事業所等へ必要な情報を提供する (略) 29.3.1 被害情報や公共交通機関の運行状況等、必要な情報提供を行う (本部事務局、産業観光部帰宅困難者班、都市計画部帰宅困難者班) 本部事務局、産業観光部帰宅困難者班、都市計画部帰宅困難者班は、関係機関等と連携して、帰宅困難者、緊急避難広場及び一時滞在施設の施設管理者や、各事業所等に対して、<u>(追記)</u>、防災ポータルサイト、帰宅困難者対策として配備しているPHSや、災害時優先電話等を用いて、被害情報や公共交通機関の運行状況等、必要な情報提供を行う。 29.4 緊急避難広場及び一時滞在施設で帰宅困難者を受け入れる 29.4.1 緊急避難広場及び一時滞在施設への状況確認及び帰宅困難者の受入れを要請する(産業観光部帰宅困難者班、都市計画部帰宅困難者班) 産業観光部帰宅困難者班、都市計画部帰宅困難者班は、<u>災害時優先電話やPHS</u>など、帰宅困難者対策のために整備した機器等を用い、緊急避難広場及び一時滞在施設の施設管理者へ連絡し、各施設や周辺状況の確認及び帰宅困難者の受入れを要請する。	29.3 帰宅困難者や各事業所等へ必要な情報を提供する (略) 29.3.1 被害情報や公共交通機関の運行状況等、必要な情報提供を行う (本部事務局、産業観光部帰宅困難者班、都市計画部帰宅困難者班) 本部事務局、産業観光部帰宅困難者班、都市計画部帰宅困難者班は、関係機関等と連携して、帰宅困難者、緊急避難広場及び一時滞在施設の施設管理者や、各事業所等に対して、<u>帰宅支援サイト</u>、防災ポータルサイト、帰宅困難者対策として配備している<u>スマートフォン</u>や、災害時優先電話等を用いて、被害情報や公共交通機関の運行状況等、必要な情報提供を行う。 29.4 緊急避難広場及び一時滞在施設で帰宅困難者を受け入れる 29.4.1 緊急避難広場及び一時滞在施設への状況確認及び帰宅困難者の受入れを要請する(産業観光部帰宅困難者班、都市計画部帰宅困難者班) 産業観光部帰宅困難者班、都市計画部帰宅困難者班は、<u>スマートフォンや災害時優先電話</u>など、帰宅困難者対策のために整備した機器等を用い、緊急避難広場及び一時滞在施設の施設管理者へ連絡し、各施設や周辺状況の確認及び帰宅困難者の受入れを要請する。	通信連絡手段の変更に伴う修正
387	30.6.4 ボランティアと連携した支援体制の整備を行う(文化市民局、保健福祉局、<u>区本部等</u>) 災害ボランティア活動に関する諸情報をボランティア団体等と共有し、相互に連携協力して被災住民を支援できるよう体制整備を行う。	30.6.4 ボランティアと連携した支援体制の整備を行う(文化市民局、保健福祉局、<u>区役所等</u>) 災害ボランティア活動に関する諸情報をボランティア団体等と共有し、相互に連携協力して被災住民を支援できるよう体制整備を行う。	字句修正